

かなり技術的な問題、特に政治的判断とかそういうことを要する問題につきましては別に、技術的問題をまずやろうという約束になっております。それから、例えば削減対象にどのようなものを入れ、どのようなものを外すかというふうなことににつきまして、かなり細かい議論が行われております。したがって、これから先どういうふうに進展するかというのは非常に予測がつかないわけでございます。

今お話がございました、アメリカはファーストトラックの延長の議会審議に入っているわけでもございまして、この技術的合合は、次回は四月中旬にとりかかると決まっておりますが、ここまでは恐らく、残された国内支持に関する問題、それから国境措置に関する問題、これも技術的問題に限って議論がされるということになるかと思っております。

したがって、こういう技術的な問題の議論が進められていきますので、今お話がございましたような例えば畜産物というふうな個別といえますか具体的な問題、作物あるいは作目につきまして議論する場面はウルグアイ・ラウンドではまだ今のところはないのではないかと。そういう技術的問題から入っていくということで、これから先の予測は非常に難しいわけですが、四月、五月、そこで終わるかどうかわかりませんが、技術的合合を中心に進められていくという状況になっております。

○金子(徳)委員 ただいまの件につきましては、過般、ダンケル議長がプラットフォームづくりというふうなことの経過の中で、また再度日米の交渉にどういった影響を与えるかというふうなことを後でお伺いをいたしておきたいと思っております。

いよいよ四月から牛肉の輸入自由化を迎えるわけでありまして、生産者は一様に不安の表情をいたしております。私も地元でそれぞれ肥育農家の皆さん方によろしくお話を聞いているわけですが、問題はいつも、この牛肉の自由化、どう

いう影響を及ぼしてくるのだろうかということ。私は、もっと自信を持ちなさい、黒毛和種については、サシの入ったもので外国のものと競争にならぬほどヨーロッパでも欲しがっているし、アメリカでも欲しがっているんだ、そういうような積極的な立場でおやりなさいというふうなことを申し上げているわけですが。

しかし、初めてのこうしたケースの中で、国内対策については万全を期すべきものというふうなふうに思っております。特に、約束をしている関税率の引き下げ、七〇、六〇、五〇と三カ年かけて引き下げていくというふうなことのこれからのそれぞれの対応も必要だと思っておりますので、これにつきまして、次官の御所見をぜひお伺いをいたしたいと思っております。

○杉浦(正)政府委員 本日は、大切な畜産物価格につきましての委員会審議でございますが、御承知のとおり近藤農林水産大臣は、本日から参議院の方で予算委員会が始まりましたもので、そちらの方に出席するのを余儀なくされております。そういう関係で、政務次官から答弁させていただきます。御質問のとおり、いよいよ四月一日から、自由化の中でも大変大きな影響を持つと思われ、牛肉の輸入自由化を迎えるわけでございます。先生初め各委員の方々、生産農家の皆さん、非常に心配しながらこの事実を迎えようとしておられるわけでございます。もとより、先生御指摘のとおり、我が国の肉用牛生産が我が国農業にとって非常に基幹的な、重要な部門でございます。その振興を図っていく、自由化を控えて農家の不安を払拭していくことが大変重要であることは申すまでもございませぬ。

生産農家を初め、もちろん農水省も牛肉の輸入自由化に向けて最大限の対応をしております。これは御承知のとおりでございますが、国内対策につきましては、御承知のとおり、既に肥育経営等の安定対策の拡充強化、あるいは低コスト生産の推進等の措置を講じてまいりましたことは御案内のとおりでございます。また、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づきまして、昨年の四月から肉用子牛生産者補給金制度を実施に移しておりますけれども、まだその発動された場面は多くはございませんが、その円滑かつ適切な運営に努めているところでございます。

自由化後の三年度におきましては、御指摘のございました牛肉等の関税収入を特定財源といたしまして、肉用子牛の生産安定対策等を内容とする、一千六億円の予算総額でございますが、肉用子牛等対策を実施いたしますとともに、大家畜の生産性向上等に重点を置き、また総合的な畜産対策を講じることといたしております。

今後とも、これらの国内対策の適切かつ円滑な実施に引き続き農林水産省としても万全を期して努力してまいり、我が国肉用牛経営の安定、体質強化に努めてまいります所存でございます。

○金子(徳)委員 大変強いお言葉をちょうだいしまして、ありがとうございます。それで、輸入自由化後に牛肉の需給、そして価格の見通しをどのように推定をされているのか、事務方の方からぜひ伺っておきたいと存じます。

○岩崎政府委員 まず今後の牛肉の需給でございますが、私も、昨年一月に「農産物の需要と生産の長期見通し」というものをつくっております。その中で、中長期的に見まして、需要は引き続きかなりの伸びが期待される、これに対応いたします。国内生産は輸入とともに安定して増加するのではないかと見通しているような次第でございます。

それから価格の動向でございますが、牛肉につきましては、輸入牛肉の価格は、これは昭和六十三年の日米日豪合意というに基づきまして流通量が増加しているというところで、価格の方もかなりの程度低下したという形でございます。国産牛肉の価格につきましては、輸入牛肉と競合する度合いの高い乳用牛を中心にいたしまして相当程度現在低下しております。

ので、自由化後もそう大きな変化はないのじゃないかと考えております。また、和牛でございますが、そういうような形で輸入牛肉がかなり需給が緩和しているというところの中で、和牛そのものは輸入牛肉とは品質格差が存在する、これは先ほど先生が御指摘になりましたように品質格差が存在する、また輸入牛肉とは異なったマーケットを形成しているのじゃないかということで、輸入牛肉の影響による価格低下が直ちに生ずるという状況にはないと私も考えている次第でございます。

○金子(徳)委員 ただいま、それぞれのマーケット需要というものが多少消費需要の面で違っているというお答えがございましたが、私もそのように最近では非常に強く感じているわけでありまして。そういった中で、海外で日本型のサシの入った牛肉の需要というものがどれほど今後出てくるのか、将来の推計がなければ現況どうなっているかということをお伺いしたいと思います。

それと、続けて伺いますが、こうした自由化を控えて乳用子牛とかめ乳子の価格が現在非常に下がっているわけでありまして、これが今後の酪農家や肉用肥育農家の生産意欲を非常に減退させておる、そういう影響が出ていることは否めない事実でございます。これからのそのようなことが大きくならぬように願っているわけでありまして、乳用子牛等の保証基準価格等の算定に当たっては、それぞれ適正なバランスをとっていただきたい。これは要望でありますから、お答えは要りません。

先ほど申し上げましたこれからの肉用牛生産のビジョン、海外でのサシの入った和牛の肉の需要等も含めてお答えをいただければ幸いです。

○岩崎政府委員 我が国の肉用牛生産につきましては、動物性たんぱく質の重要な供給源だ、また地域農業発展の上で大きな役割を果たしているというところで、先ほどちょっと御説明いたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」におき

までも、目標年度である平成十二年の牛肉の需要量を、これはかなり根強い牛肉志向や所得の向上というようなこと等による伸びを見込んで、百五十一万から百七十三万トンと見込んでおります。

また、生産につきましても、平成十二年度におきまして、基準年度の六十二年の四割増しの八十万トン弱と、かなり意欲的に見通しているというところでございます。

今後、この牛肉生産につきましても、やはりこれは国際化の進展に対応いたしまして、可能な限り生産コストの低減を図りながら、長期的な視点に立ちまして肉用牛資源の積極的な拡大を図り、あわせて飼料基盤に立脚した肉用牛経営の育成なり新技術の普及等を推進することによりまして、この見通しの達成に努力してまいりたいと考えております。

また、海外のサシの需要の問題でございますが、私も、和牛の輸出につきましても努力いたしております。これは鹿児島、宮崎、群馬の食肉センターを認定いたしまして、そこから生産される肉につきまして海外の方へ輸出いたしております。かなり好評を博しているというところで、これからの需要の開拓によりましてはある程度、これはかなり大きなものになるというところでございまして、私は、それなりの需要があるのではないかと考えている次第でございます。

○金子(徳)委員 そうした海外の需要喚起、それによって牛肉生産農家に夢と希望をぜひ与えていただきたいと思います。

それと、この和牛肥育等につきましては、あるいは酪農家にとりましては、何と云っても草地利用といえますが、草地利用の中でよく三點セットというふうに言われていますが、稲わら、乾草、そしてまた最近ではおがくず等を衛生処理のために使い、また輸入の濃厚飼料、これはほとんど一〇〇%使っているわけでありまして、日本は非常に高温多湿でありますから、国土利用の観点からも、土地利用型の農業の基軸というものは、何と云いましてもこれは畜産の振興を図って、そして土地生産力を維持するための良質な有機質を還元していく。アメリカで起こっているような一つの砂漠化現象のようなものが起きないよう、化学肥料でもって荒らされた土地を肥沃にするために畜産と有機農業というものは極めて重要だというふうには私は考えているわけでありまして、そういう意味で、草地の今後の利用、そしてまた飼料生産基盤の強化を図っていくべきではないかと私は思います。

特に「牛肉自由化に対抗するサイレージ戦略」なるものを、ある記者がホールクロップサイレージ給与ということと私どもの先入観を払拭してくれたような、そのような報告書を出していただいた方がございます。これは、サイレージを使いますと肉が臭くなってしまうというふうなような説話を覆すような、TDN含量が六〇から六八%くらいで、肥育牛の嗜好性が極めてすぐれているというふうなようなことなんかもありまして、そういうような土地利用をこれら、乾草生産はなかなか難しいというところであれば、サイレージ等の生産も含めてやるべきだ。これは新しいものではなくて、最も古くても最良の飼料であるサイレージの生産を我が国ではきちんとしていくべきだと思えますけれども、これらについて、飼料生産基盤の強化を図ることについての所見を伺っておきたいと思います。

○岩崎政府委員 私ども、全く先生が御指摘になったとおりだというふうな考えをしております。我が国の畜産、これは酪農も含みまして、やはり土地利用型農業の基軸として、山間地なり低利用地なり未利用地の利用なり転作田というふうなものを飼料基盤として活用するというにより、これは酪農を含めて、畜産物の安定供給だけでなく、国土の有効利用なり地域農業の振興に重要な役割を果たしていく、そういうことのためにいろいろな事業を私どももやっております。それから、先生ちょっと御指摘になりましたサイレージの問題でございますが、私も、私どもとしては、例えばホールクロップサイレージとか、そういう形の中で利用の拡大も図っていききたいというふうなことで、まさに先生御指摘のとおりのような形で振興に努めてまいりたいというふうな考えでいる次第でございます。

○金子(徳)委員 次に、肉用牛、これは現在のままでいいということではなくて、絶えず改良を加えていく必要がある、そのように私は考えておりますが、バイオテクノロジーの時代を迎えまして、受精卵移植等の畜産の新しい技術を使えば家畜の育種改良を進めていくことは極めて重要なことだと思えます。今後、肉用牛の育種改良の強化について、その考え方を伺っておきたいと思えます。

○岩崎政府委員 先ほどもいろいろ御議論がございましたけれども、四月から牛肉の輸入自由化ということを迎えまして、私も、国産牛肉につきまして消費者ニーズに対応した良質な牛肉をできるだけ低コストで生産するということが極めて重要だろと思うところであります。こういうことのために、飼養管理技術の向上というふうなことも重要でございますが、それとあわせて、御指摘のように肉用牛の育種改良推進というのは不可欠だと考えております。

私ども、肉用牛の育種改良のための集団の育成とか、計画的な交配によりまして種畜の生産なり、産肉能力検定の実施なり、能力のすぐれた雌牛の導入等によりまして育種改良にも努めております。また、先生御指摘がありましたように、受精卵の移植技術が実用化され、体外受精や核移植とか性別別の実用化に取り組んでいるところでございまして、これらの技術も家畜の改良を進める上で極めて有効、有用なものであると考えている次第でございます。

いずれにいたしましても、今後一層肉用牛の育種改良の強化ということに努めてまいりたいと考えているわけでございます。

○金子(徳)委員 そうしたバイオテクで育種改良をしていく、これは極めて重要であり、またその体制も並行して充実をしなければならない、そのように思われるわけでありまして、全国の種畜牧場、これはそれぞれ改編計画があると伺っているわけでありまして、これは、行政改革の観点から、ただ単に合理化したのでは心もとない。それぞれの地域性、またその地域の持っている肉畜育成あるいは酪農育成のためにどのようなことをすればいいのかというところは、それぞれの地域によって違うと思えます。東北地方、積雪寒冷地もござい

ます。あるいは南の方に行けば、草生については少なくとも東北の二・五倍くらい。そうした中で、これから家畜の改良を行う場合には、どうしても末端の一番実情のわかっていく都道府県等の試験場と交流を図りながらやっていく必要があるだろう。この交流の仕方は技術交流でありますけれども、出向とか内地留学の制度の充実、そういったことを含めて、家畜改良を行う体制の強化をこれから図ってもらいたい、強い願いがあるわけでありまして、しかも、研究職等がどちらかというと事務職よりも、地方においては予算がとりにくいという声なども都道府県等では聞かれています。これらについて考え方を伺っておきたいと思います。

○岩崎政府委員 まず、私どもの家畜改良の再編の問題でございますけれども、家畜改良が非常に重要だということで、私どもの種畜牧場におきましても、近年発展の著しい畜産新技術を活用した効率的な家畜改良を積極的に推進する必要があります。また、先生御指摘がありましたように、個々の牧場が独立してそれぞれ事業を進めるといった事業実施体制ではなくて、畜産新技術の進展が著しい状況に十分対応できるようにしてはならないというふうな観点から、組織の再編合理化を図るとともに、人なり施設、データを集約化を図りまして、業務推進の強化を図るために、昨年十月に福島県の西郷村に家畜改良センターを実は設置して、各

牧場を同センターの内部組織として位置づけまして、一つは集中的に実施することとあわせまして、先生御指摘のように各地域地域の特長を生かした牧場での整備ということもやるという形に再編強化したということでございます。

今後、この家畜改良センターにおきまして、都道府県に対する畜産新技術の研修とか指導、都道府県で得られた成果の家畜改良センターへのフィードバックを通じて技術開発等、都道府県の試験場等との連携も密にしていきたい。また、これは人の面でもいろいろな面で連携を図りながらやっていくということになろうかというふうに思っています。いずれにいたしましても、バイオテクノロジー等を活用した畜産新技術の実用化というものを進めるとともに、これら畜産新技術を活用した育種期間の短縮とか育種の低コスト化等、効率的な家畜の改良増殖のより一層の推進を図ってまいりたいと考えています。

○金子(徳)委員 ただいま畜産局長から大変力強いお言葉をちょうだいいたしました。基調を崩さないで、それぞれの改編に当たってはぜひ充実した機構内容にしていきたい、強く要望を申し上げておきたいと存じます。

話は別になりますが、福島県の畜産試験場、昔は種畜場と言っておって、急速に力を入れていた経緯がございます。既にバイオテクを利用して受精卵移植等も成功いたしておりますし、地方におけるそういうそれぞれの成功事例等もありません。

それから、かつて西ドイツが第二次大戦直前から、向こうは畜産が約七〇%の経営シェアを占めているわけでありまして、この改良を積極的に進めて、デンマークから持ってきたランドレースをドイツ・ランドレースと称して、私は改良だと思っているのですが、あのような形でドイツ一流の試験をやっておった。私もその実習をやったことがあるのですが、マスブリーフンクで巨大な頭数の飼養試験をやっておる。あるいはまた、スイスのシンメンタールをドイツで改良し

てドイツ・シンメンタール、フレック・フィーなどという形で育種で化けさせてしまおう、いろいろそういったことをやっているようでありまして。

今こそ、日本がこれだけの高度なバイオテクノロジー、遺伝子工学、いろいろ持っているわけですから、ぜひそうしたことに積極的に取り組む、家畜改良センター等の内容充実にあたっていただきたい、心から御要望を申し上げます。

次に、鶏について伺っておきたいと思っております。採卵鶏については、世界最高の技術水準、あるいはコストの面についても、我が国では畜産の中では一番安定した姿でだんだんと企業養鶏というものがふえてきているわけでありまして、この大型化が図られてきた一方、農家養鶏の問題が残っているのではないかなと思っております。一、二羽、せいぜい五万羽未満の養鶏をやっておる農家が、将来についてなかなか夢が持てないのだというところを言っているわけでありまして。ただ、飼料等につきましても一〇〇%輸入飼料でありますから、内外価格差等で安いときもあり、高いときもあるということでもあります。

しかし、日本の食糧の本当の一角を、卵の消費量というのには非常に高いわけでありまして、最近になってほぼ横ばいになってきておる中で、計画生産をやらないと養鶏農家というものは立っていかないであろう、そのように思われるわけでありまして。そうした中で、ぜひ政府の方としては、ガイドラインを、生産目標を立てていただきたいなと思っております。

○岩崎政府委員 ただいま養鶏についての御指摘でありました。私も、家族労働を主体としまして中小養鶏の重要性ということも十分認識いたしておる次第でございます。ただ、鶏卵の生産そのものが比較的土壌の制約を受けないことから、飼養管理技術の進展とも相まって、かなり大規模化が進んでいるということ、採卵鶏の総飼養羽数に占めます農業事業体の割合が五割を超えているというような水準になっておることも事実でございます。

ます。

他方、鶏卵の需給でございますが、これは、ちょっと先生御指摘がございましたが、世界で相当程度の鶏卵を食べているということもありまして、需要がほぼ横ばい、また供給過剰を招きやすい状況にあるということで、最近の鶏卵価格は昨年後半以降堅調には推移しておりますが、私もいたしましては、需給に見合った鶏卵の計画生産をやっていくかなければいけないだろうと思っております。

特に問題でございました六十二年から元年にかけての卵価の低迷がございましたが、これは計画生産を無視した無断増産に原因があったということから、大規模生産者を中心に、現在、自主的に鶏卵の需給安定に取り組む動きが進められておるのも事実でございます。

私も農林水産省といたしましては、中小規模の農家養鶏の発展にも十分配慮しながら、このよう自主的な努力を一層推進いたしまして、計画生産の方法の見直し、または実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○金子(徳)委員 最近の鶏肉の輸入は非常に増大をしつつあるわけでありまして。その中で、国内のブロイラー産業の体質が一体現在のままでいいのかということについても心配されるわけでありまして。

これは一例で申し上げますと、従来のブロイラー加工産業について全国には協会組織がございますけれども、一つの定型化があつて、しかもその中でASEAN等の国から加工品として手羽やもも肉が、決して良質なものであるというふうには私は考えませんけれども、最近非常にふえてきている現状でありますけれども、我が国は非常に生活水準が上がり、そしてその上がつた中でこれからこの需要の安定化を図る必要があるわけでありまして、例えばヨーロッパで非常に進んでいるそういったものを日本に入れて、輸入をしながら、技術提携をしながら経営をしている事例を御存じかと思ひますが、ちょっと御紹介申し上げておきます。

す。

私の地元で伊達鶏というのがございます。これは、今まで経営の中身としては、計画生産をしながら、計画生産というものは、その社内の計画生産の中で農家とそれぞれ受委託の契約をしながらそれぞれ生産目標を達成してきたという中で限度が来たということから、フランスのオーシャボン・レッサンという会社と技術提携をして、これは一般的にはこのプレッサンを縮めてプレス鶏生産会社と言っておりますけれども、また近く日本に來るといふような案内を受けているのですが、これはイタリアのヒエッペエ種というのですが、私も食べてみて、これならばというふうな非常にすばらしいものであります。これを今それぞれの契約農家にブロイラー用の養鶏生産を委託しておるといふ現状だそうでありまして。毎年、その会社はもう三十名、今まで送ったそうでありまして、四、五名ずつフランスに派遣をして研究をさせているというふうな積極的な対策で乗り切ろうとしておるわけでありまして。

そこで、最近食卓をかなり揺るがしているといひますが、最近では町で簡単にインスタントで売っているそうした消費需要というものに少し陰りが見えているという中で、どのように国内ブロイラー産業の今後の体質改善をしていくべきか、そのお考えを伺っておきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 ただいま先生が御説明になりました伊達鶏の話につきましては、私も常々お話を伺っているところでございます。全体として鶏肉の輸入量でございますが、近年、円高等によりまして大幅に増加しておりますが、平成二年度についてはほぼ横ばいということになっております。

私も、このようなことから、国内のブロイラー産業を維持発展させるためには、低コスト化を推進するというのが一つの方向としてございまして、それとともに、消費者のニーズに対応した高品質な鶏肉の供給ということに努めることも重要であるというふうな考えておる次第でございます。

ます。

国内プロイラー産業の体質強化として、低コスト化を図ることのために、小規模な食肉処理場については、近代的な大規模施設への再編成というようなことが必要だろうと思っております。もう一つは、消費者のニーズに対応しました高品質な鶏肉の供給ということも極めて重要だということでございます。先生が今御指摘になりました技術提携とかそういうようなものを進めるといことも一つございまして、また、高品質鶏肉の開発なり普及なり、また付加価値を高めるための新規用途とか新規商品の開発とかいうようなこともあわせて進めるといことで推進しているような次第でございます。

○金子(徳)委員 プロイラー問題につきまして、これからの輸入するよりは地元のもの安定して消費されるであろう、安全性の面から見て、消費需要というものは非常に堅調であろうというふうに思いますので、どうか今後もそうした指導、企業指導、これについて意を尽くしていただきたい、お願いをいたしておきたいと思ひます。

次に、乳製品に関する日米協議が近く再開されるわけですが、この対処方針を伺っておきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 若干経過のことから申し上げますと、乳製品の輸入制限につきましては、昭和六十三年のガット理事会におきまして、ガット規則違反のパネル裁定がされたということでございまして、私ども、この解釈には疑義があるということ、日米合意によりまして基幹的乳製品について輸入制限措置を当面確保したということでございます。それで、この際、この輸入制限措置の今後の取り扱いにつきましては、平成二年度中の双方の都合のよい時期に再協議するのだということにされていたものであります。

本年二月六日のガット理事会で米国から、ガット規則との整合性のとれた措置を導入しない、また日米再協議をしようということが提案されま

して、両国間で調整の結果、三月二十二日に再協議ということに相なったわけでございます。私ども、先ほど申しましたように、ガットでのガット・パネルの裁定には疑義があるということもありまして、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおきましては、その輸入制限措置の基礎になっております十一項二項(イ)というものの見直し、明確化というものを提案しております。私どもは、その結果を踏まえて対応を考えていくのだということの基本方針で、米側の理解が得られるように最善を尽くしてまいります。

ただ、米国は、ウルグアイ・ラウンドの交渉に当たりまして、その根拠規定である十一項二項(イ)そのものの規定も廃止すべしというような主張も行っており、また、本件につきましてもガット規則との整合性のとれた措置を強く要請しているというございまして、交渉は予断を許さず、なかなか厳しいものがあるということでございます。私どももいたしましては最善の努力を傾注してまいりたいと考えている次第でございます。

○金子(徳)委員 これについてはぜひ、日本側で当然主張すべきことは毅然と主張し、進めていただきたいなどをお願いをいたしたいと思います。そうした、もうすべて国際化の波に洗われている中で、これに対応してこれから牛乳生産をする酪農対策、これについてあわせて伺っておきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 ただいま先生から御指摘がありましたように、酪農につきましても、国際化の進展というふうなことで、近年、酪農を取り巻く情勢が非常に厳しくなっているところでございまして、私どもは、国民の納得の得られる価格での牛乳・乳製品の供給に努めるために、飼料基盤に立脚した技術、経営能力にすぐれた意欲的な農業者や効率的な生産組織というものを育成することによりまして、生産性の向上を図りたいと考えている次第でございます。

こういう需要に見合った計画的な牛乳生産が必要となつていくことから、経営の体質強化、充実を図ることが基本でございます。一つには、草地なり飼料畑の造成整備等によりまして飼料の自給率の向上、あるいは粗飼料生産なり利用の合理化というものを図る、また二つ目には、牛群の改良によりまして乳量とか乳質の向上といううなものも図っていく、また和子牛の経営に對します技術指導によりまして飼養管理技術の改善といううなこと等によりまして、経営の合理化なり体質の強化に努めていくことにいたしております。

いずれにいたしましても、酪農につきましては今後とも我が国土土地利用型農業の基軸として位置づけまして、長期的な観点に立ちましてその振興、合理化を図ってまいりたいと考えている次第でございます。

○金子(徳)委員 非常に具体的に対応、対策をしていくというのには難しい問題もあるかと思ひますが、最近、脂肪率が〇・一％高くなっただけでもまろやかさ、味がいいということ消費が急速に伸びてきている牛乳であります。生乳の問題あるいは加工品の問題等がありますが、それは後でまた触れたいと思ひます。

冒頭に申し上げましたが、最近、乳廃牛の価格、ぬれ子価格の低落状況の中で、酪農の後継者あるいは肉牛生産農家の後継者の夢をちょっと阻害している面があるわけでありまして、特に酪農経営の安定対策、これについては、こうした中でどのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思います。

○岩崎政府委員 確かに先生御指摘のように、平成二年度に入りまして乳廃牛及びぬれ子の価格が低下いたしております。それだけに私どもも、乳廃牛の肥育とかあるいはぬれ子の哺育育成への取り組みが酪農経営の安定対策にとって重要ではないかと考えている次第でございます。

乳廃牛につきましては、例えば肥育をしないまま出荷いたしますと、そのほとんどがひき肉用の最下位のランクC1というような形の中で格付

され、低価格で取引されるということに對しまして、一定程度の肥育を行うことによりまして肉質が改善されて、枝肉単価の向上なり歩どまりの増加というふうなことも期待できるのではないかと、いふふうにも考えております。

また、ぬれ子についてでございますが、酪農家の多くの方々はぬれ子をそのまま出荷しているというのが現状であります。酪農経営がやはり哺育育成を取り込むということによりまして、これは平成二年度より創設されました子牛の不足払い制度の対象となるために、ぬれ子価格の低落に對処いたしまして、一定水準の所得確保が可能となるのではないかと、いふふうにも考えております。

私ども、こういう形で乳肉の複合経営の普及あるいは定着化を図ることのために、経産牛の肥育とかあるいは乳用種の肥育素牛、ぬれ子の哺育育成に對しましては一定の奨励金も交付していくということでございます。

○金子(徳)委員 酪農の経営安定を図るために、昨年、酪農ヘルパー事業、これを設けていただきました。これは非常にすばらしい政策である。それぞれの酪農家あるいは酪農組織が、もうもう手を上げてこの事業に取り組んでいるというふうなところ、伺っているわけでありまして、非常に三Kとも言われる、畜産経営は好きでないといきないという中で後継者不足にもなっている。嫁不足もある。これは世界おしなべてそうした傾向にあるわけでありまして、このすばらしい酪農ヘルパー制度、かつて一度出て、これが具体化されないまま再び登場したわけでありまして、ぜひ成功をさせたい、していただきたい、そうした願いがあるわけでありまして、その進捗状況はどのようなものか、お尋ねをいたします。

○岩崎政府委員 酪農ヘルパーの実施状況ということでございます。私どもは、中央段階にありましては、昨年の十二月に関係者の御努力によりまして社団法人酪農ヘルパー全国協会というものが設立されまして、

業務が開始されたところでございます。

それから、都道府県段階にありましては、現在のところ、四十四都道府県で実施を予定しておりますが、そのほか二県で実施に向けて検討中、一県が実施未定ということになっております。

それから、その下の利用組合段階にありまして、既存組織の再編なり新規組織の設立に向けた取り組みを行っているということでございます。

私ども、今後は当面、酪農ヘルパー全国協会の事業につきましては、酪農ヘルパー事業の普及啓蒙なり酪農ヘルパー要員の確保とか、あるいは専門技術研修、これは特に酪農ヘルパーに新しくなる方の専門技術研修というようなことも行うための具体的な推進方策の検討を行っております。

それから、都道府県団体でございますが、これはやはり基金を積んでやらなければいかぬということで、基金の造成を早急に行うための指導をいたしております。

それから利用組合につきましては、新規組合の設立に向けての取り組みのほかに、既存組合におきましては、利用農家の拡大等に重点を置いて事業の推進を図っていくことにいたしております。

今後とも、関係者の意見等も踏まえながら、本事業が円滑に、また適正に実施され、所期の目的が達成されますように、適切な指導をまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○金子(徳)委員 時間が大変少なくなってきたので、これは簡単に答えをいただきたいと思いますが、最近、中小乳業メーカーの環境が極めて厳しくなっているようでありまして、したがって、全国でも大手が地方に対して援助をする、いわゆる吸収合併等でこ入れをするというようなこともございますし、それからそれぞれの集乳、そういう流通体系等についても相互乗り入れを図ったり工夫をいたしているようでありまして、これについては、単に国際的な状況の中で乳業界を再編しなければいけないのかどうか、ある

いは、使いたくない言葉でありますけれども、そういう寡占化ということがむしろ実質を強化するかどうか、その辺などもガイドラインをぜひ示していただきたいと思うわけであります。

あわせて御質問いたしたいと思っておりますけれども、この消費需要、畜産物の消費というものがこれから消費者にとっては選択できる形で、そして生産者と相互に信頼関係があることで消費が伸び、また日本の食糧問題としても、たんばく源としての安定した、川上から川下までの一つの体系ができるであろうというふうに思っております。

そのための施策といえますか、一つの均衡をとっていただきたと思うわけでありまして、お考えを、これは簡単にございいますから、伺いたいと思っております。

○岩崎政府委員 中小乳業でございますが、私も、今中小乳業を取り巻く情勢というのは非常に厳しいものがあるというふうには思っております。

ただ、中小乳業は、消費者ニーズが多様化、高度化する中で、その専門性とか機動性というものを発揮して、特色ある商品の供給や、地元で生産された生乳を処理して、きめ細かく地域供給を行うというような形の中で、牛乳の消費拡大と酪農の発展に大きな役割を果たすことを期待されているというふうに考えております。

幸い、こうした中で、都道府県段階だけでなく全国段階でも乳業協同組合の全国的な連合会がつくられまして、これらの組織の活動というものを通じながら中小乳業の合理化等も行っている。

また、消費者対策の話ですが、やはり消費者と生産者、メーカーというような形で相互に信頼を持たせることが必要だということで一生懸命やっています。

○金子(徳)委員 時間がほぼ参りそうでありまして、最後にお断りをいたしたいと思います。お願いというよりは大臣所見ということで伺っておきたいと思っておりますが、いろいろ伺いました。

その中で、畜産というのは我が国農業にとってこれから衰退するような要素は全くないわけでありまして、むしろ大いに生産性を上げて国際的にも対抗していける、生き残れる、そうした需要のある畜産であると思っております。産業として今後その需要動向、国際情勢等を踏まえまして、特に平成三年度の畜産物価格の決定に当たってどのように次官、お考えいただいておりますのか、これを伺っておきたいと思っております。

○杉浦(正)政府委員 畜産の将来についての考え方ににつきましては、私も先生の御意見と全く同感でございます。畜産物価格決定につきましては、御承知のとおり畜産物の価格安定等に関する法律等の規定に基づきまして、それぞれの生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して、その再生産性を確保することを旨として定めることになっていることは御案内のとおりでございます。平成三年度の価格につきましては、現在検討が行われている過程にございまして、御承知のとおりで、この場所でする具体的な申し上げられないのはまことに申しわけない次第でございますが、来週開催される予定の畜産振興審議会の意見を聞いた上で、もちろんきょう御開陳いただく諸先生方の御意向を踏まえた上で、適正に決定してまいり所存でございます。

○金子(徳)委員 力強いお言葉、ありがとうございます。終わります。

○大原委員長 御苦労さん。

○鈴木吉雄君 御苦労さん。

○鈴木委員 私は、まず、乳製品、でん粉の輸入自由化の問題についてお断りをいたしたいと思います。

先ほど局長からお話がありましたように、三月十二日にこの関係のガット理事会があったというところでございまして、報道によれば、アメリカは、この関係の関税国、オーストラリア、ニュージーランド、アルゼンチン等との多国間の協議を望んでおるといことが報道されております。

すけれども、その内容については御説明を願いたい。アメリカは、輸出関税国と集団協議で日本に圧力をかけるかのようなこともねらいとしておるといふふうに聞きますけれども、その真意、あるいは、政府はこの多国間協議に意を用意があるのかどうか、さらには、これを拒否した場合のガット条文上の問題点、あるいはまた、別途の関税国との協議を日本として考えているのかどうか、このあたりについて考え方を聞かせ願いたいと思っております。

○川合政府委員 乳製品とでん粉に関しましてはアメリカとの協議でございまして、これにつきましては三月二十二日に行うことになっております。あす、私どもの関係者が出席することになっております。

先ほどお話をいたしました、多国間と申しますか、関税国との協議でございまして、これにつきましては、まず日米の協議を行って、その二十二日の会議の状況を見て対応したい、検討したいというふうな考えでおります。

お話しした多国間との協議の問題でございますが、ガットの条文二十二条では、ガットの運用に関しましては、いかなる事項にありましても、他の締結国に対しまして協議を要請することができるという規定がございまして、これに対して、要請を受けた国は好意的な考慮を払わなければならないというふうになっております。こういう条文がございまして、国際的な関係からいえば、好意的な考慮を払って対応しなければいけないということになるかと思っておりますが、いずれにいたしましても、まず二十二日の協議を経て、その協議の経過を見て検討したいというふうに私どもは考えております。

○鈴木委員 今の経済局長のお話では、ガット条文の、好意的な考慮を払うものとするということからいけば、これを拒否することはできないという考え方も受け取れるわけですが、いずれにしても、二十二日の日米の二国間協議の経過を見ようというところだと思っておりますけれども、私どもにとつて

は、これまで、六十三年二月あるいは七月にアメリカと協議をしてきたわけですから、そのことを優先とする、余り手を広げないということが妥当ではないかと思うところでございます。

ところで、畜産局長にお聞きしたいのですけれども、この十一條二項の(イ)にはミニマムアクセスがついておるといふうにかねがね一般的に言っておるのですが、現在、この基幹的乳製品で輸入制限、六十三年七月の日米の合意に基づいて行われておると思うのですけれども、いわゆるミニマムアクセス、最低輸入義務量の範囲外の基幹的乳製品について、その品目をお聞かせ願いたい。

○岩崎政府委員 現在のガット条項によりまして、いわゆるミニマムアクセスということの中、その数量その他について規定しておることとはございません。

それで、私もいたしましては、現在I・Qをとっておる品目でございますが、事業団の一元輸入の対象としておるものと、それからもう一つは計画輸入等々によりますもの、これは事業団の一元輸入にしない部分という形のものがございます。いまして、事業団の一元輸入の対象にしないものにつきましては、これは枠を割り当てまして計画的にやっておるもの、あるいは沖縄とか学乳とか、そういう形の中での割り当て等々も行っておるというようなか中で対応しておるというところでございます。

○鉢呂委員 二月十五日の農水委員会での私の質問に対して局長は、十一條二項(イ)の問題につきましましては、生産調整をやっていること、それからミニマムアクセスということもその要件に入っているのだという御答弁をされました。ところが、二月二十一日の参議院農水委員会の林委員のこの答弁の再確認を求めた質問に対して、これは一般論を述べたものであるというふうに答弁されております。私は、ミニマムアクセスがこの基幹的乳製品についてはいっているというふうに解釈したのですけれども、一般論であるというふうに答弁さ

れたその真意についてお聞かせいただきたいと思っております。

○川合政府委員 恐縮でございますが、十一條の条文につきまして御説明させていただきたいと思っております。

一般論でございますが、十一條二項は、生産制限を行っている農水産品について輸入制限が例外的に認められているわけでございますが、その場合に、輸入制限がない場合に成立すると考えられる輸入量と生産量の割合は維持されるべきであるという条文が二項についてございます。これがいわゆるミニマムアクセスと言われているものでございまして、このミニマムアクセスにつきましまして、どの程度が必要かということにつきまして、具体的に言いますと、個別の品目についてそのミニマムアクセス水準がいかにあるべきかということにつきましましては必ずしも明確になっていないというのが今のガットの条文の状況でございます。しかしながら、これはウルグアイ・ラウンドでまさに問題になっている点でございますが、この水準を明確にするべきであるという提案をしている国もございまして、一方で、この水準をどういうふうな品目のくくり方で見ればかというところにつきましましていろいろ意見があるというのが現状でございます。

したがいまして、このミニマムアクセスということが必要であるというガット上の条文になっておりますが、その水準がいかにあるべきかということとは必ずしも明確になっていないというのが現状であるということをお断りしたいと思います。

○鉢呂委員 先ほど来話を聞いておりますと、現状の基幹的乳製品に全量この最低輸入義務づけをして実際に今やっていると状況ではないというふうな私どもは受けとめておりますし、また、経済局長が今言われましたように、その水準がどこにあるべきかということには必ずしも明確化されておらないということでありまして、今回乳製品あるいはでん粉について、日本として具

体的にどのような対処をしていくのか。一般的にどうかということではなくて、日本としてこの問題について、自由化は認めないということですから、しかし、現状のままでいくということになった場合に、どのような観点でいくのかということをおきちんと明確にしたいと思っております。二月十五日のよう、ミニマムアクセスがつくかのような話をするには大変混乱を起すというところで、この日米協議に臨む日本の態度として、ミニマムアクセスを認めていく方向なのか、そのことをきちんとさせていたいただきたいと思っております。

○岩崎政府委員 私が前に、ミニマムアクセスがあるというのは一般論として言ったというのは、今言った日米協議を念頭に置いたということよりも、今の十一條二項(イ)そのものの対応としてのミニマムアクセスというつもりで言った次第でございます。

それで、今先生が御指摘のように、私も、今計画あり、その他いろいろ割り当ては現実にやっております。そういう形の中で枠の問題については対応していきたいというふうな考えをしております。

ただ、現実の日米協議につきましましては、その枠等々の問題以前に、今の輸入制限措置そのものが、輸入制限そのものにつきましまして、米国は四月以降ガットと整合性のとれた措置をとるべしということをお断りしております。その辺のところが一審大きな問題になってくるというふうな考えている次第でございます。

○岩崎政府委員 現在、一般枠等々におきまして、枠は認めておるような次第でございます。そういうものにつきましましては、これも当然枠をやっ

ていかなければいかぬということでございますが、事業団の一元輸入対象品目そのものにつきましましては、私もこれを守っていくという形の中で対応すべきものだというふうな考えをしております。

○鉢呂委員 経済局長にお聞きしたいのですけれども、先ほど来お話もありましたように、アメリカはガット規則との整合性のとれた措置をとるべき旨を要求しておる、これはすなわち十一條二項(イ)をクロ裁定をしたわけですから、自由化、関税化をすべしということのアメリカ側の表明だろうというふうな考えをします。

そこで、日本としては六十三年七月あるいは二月をそのまま踏襲して自由化はせずという考え方で臨むということであろうと思っておりますけれども、そのことを再確認したいというふうに思っています。

○岩崎政府委員 私ども、ガット裁定で乳製品等につきましましてクロ裁定が出たところでございまして、これにつきましましては疑義があるということ、現在ガット・ウルグアイ・ラウンドで十一條二項(イ)の見直し、明確化というものを提案しているところでございます。こういうような状況を踏まえまして、私も私としては、ぜひ関係国の理解を得たいということと努力をしているところでございまして、日米協議におきましてもガット・ウルグアイ・ラウンドの結果で対応するというような形の中で対応してまいりたいということで、最善を尽くしてまいりたいと思っております。

○鉢呂委員 協議経過はあらうと思っておりますけれども、クロ裁定ということ、今現状は、ガット理事会ではそういう裁定を下して日本に勧告をしたわけでありまして、日本がこれを認めないということになりますと、ガット上、どういふ条文に基づき制裁なり勧告が発動されるのか、その点をお聞きしておきたいというふうに思っています。

○川合政府委員 問題は二国間に戻っているわけでごさいます。アメリカがこの問題についてどういう態度をするかということにかかっております。そのこと自体がガット上、許容されているというところになっているという状況だというふうにご理解いただければよろしいかと思ひます。

○鉢呂委員 私は、一般的に尋ねているわけで、このようなパネル裁定を拒否した場合、ガット理事会の勧告を拒否した場合にどのような制裁措置が一般的になされるのか。

〔委員長退席、宮里委員長代理着席〕

○川合政府委員 一般的には、まず裁定が出た場合に、それを理事会で認めるか認めないかという話がございます。日本はこれは認めているわけでごさいますので、もちろんある種の留保をつけて認めているということでごさいます。認めておりますので、今の御質問とちよつと違ふかも知れませんが、裁定を認めないということもあり得る、今のガットではあり得るわけでごさいます。

ただ、日本の場合はそれを認めたという状況になっております。したがって、そこから先が二国間になりまして、二国間で、今後アメリカがそれを受けて対抗措置をとるかどうかという問題が一つ出てきているというのが今の状況でごさいます。日本はそれに対して、今ウルグアイ・ラウンドでこういう問題をまさに議論しているの、その結果を踏まえてその措置をとるべきだということ議論するということになるかと思ひます。

○鉢呂委員 それでは、続きまして牛乳・乳製品をめぐる問題に移らせていただきたいと思います。

実は去る三月十五日には、畜産振興審議会が開かれまして、畜産局長の報告がなされておりました。それも私どもの手元に配付をされております。畜産局長にお聞きいたしますけれども、この報告は、現状の情勢に照らして適正なものであった

というふうにご認識をしておるかどうか、認識をしておるかどうかで答えていただきたいと思います。

○若崎政府委員 現状を分析したということで報告した次第でございます。

○鉢呂委員 この局長報告の「概要」の中で、これは総括といひますか、畜産をめぐる一般的情勢ということごで概要を述べておるのですけれども、この中身は、昨年の三月に出された畜産に対する局長の報告と全く同じである。これだけ酪農、畜産情勢が激動しておる中で、例えば「最近においては、多くの畜産物について需要の伸びが鈍化傾向を示す一方、生産能力は引き続き増大していることから、牛肉を除く多くの部門においてややもすれば需給の不均衡、畜産物価格の低迷といった事態を招来し、又は招来しやすい状況となっている。」これは全く昨年の局長の報告と同じであります。これはどういったことなのか。

例えば、生乳の需給は大変逼迫をしておることは事実であります。あるいはまた、牛肉を除く部門では価格が低迷をしておるというたことを言っていますけれども、牛肉自体、生産者価格を含めて去年は激動しておるということからいって、このような字句というのは妥当でない。畜産、酪農情勢を正確に伝えるものではないというふうにも私も認識をしておりますけれども、局長はどのように判断をして、昨年と全く同じ文章を提出したのか、お聞かせ願ひたい。

○若崎政府委員 この「概要」は、一般的に、肉用牛も、あるいは酪農も豚肉も鶏卵も鶏肉も含めて総じてこうだということごで、総じての「概要」といたしましては、全体としてこのような状況ではなからうかということごでやった次第でございます。

個別品目等につきましては、それぞれ部門別の状況という形の中で情勢を報告しているということごでございします。

○鉢呂委員 部門別にはそれぞれの状況を書いてあるというふうにご言っておりますけれども、それでは、中身も、私、一つ一つ局長に質問をさせて

いただきたいと思います。

まず局長報告では、「部門別の状況」の「牛乳・乳製品の需給と酪農の動向」の中で、「酪農経営の収益性は、昨年後半のヌレ子価格の低下等から一時より低下しているものの、飼養規模の拡大、一頭当たり乳量の増加等により、ここ数年来好調に推移している。」このようにはっきり記載をされています。私は三月十一日にも私の地元の酪農地域も歩かせていただきました。あるいは、さまざまな農業関係者からも御意見を聞かせていただいております。あるいは、北海道の農協関係の酪農主要地帯の経営状況も、今はきちんとコンビニユーターですぐさま年間の経営が出てきております。そういった中で、あるいはまた負債の状況なり農作物価指数という農水省の資料をもつても、生乳資材等の価格の推移も出てきております。あるいは、乳量等についても出てきております。そこで、「好調に推移している。」とは全く言えない状況だというふうにも思ひますけれども、どのような観点からこのような記載をしたのか、お聞きをいたしたい。

○若崎政府委員 私ども、平成二年度という形の中でとりましますと、例えばおおむね一日当たりの家族労働報酬等々もまああの線をいっているというふうな形でございます。それで、六十二年度以降、かなり生乳生産の需要の伸びとともに生乳生産もふえてきたということごでございまして、酪農家の所得もふえてきたところごでございまして、これはかなりの伸びを示しているところごでございします。

そういう状況の中で、確かに先生御指摘のように、老廃牛が下がり、またぬれ子が下がったという形でございますが、平成二年度という形の中でとってみますと、近年好調の中で推移してきた中で確かに収益性の低下というものは見られますが、全体としては、私が今そこそこで申し上げますような状況ではないかということごで報告したような次第でございます。

○鉢呂委員 今、平成二年度の家族労働報酬は増加をしておるというような表現がありました。これはまさに農水省でも平成二年二月一日のデータはそうに出しておりますけれども、これは二月一日のデータでありまして、平成二年度といひますか、農業経営にとっては一月から十二月までをもつて普通経営の会計年度としておるのですけれども、そういう観点からいひましたらまさに実情に合っていない。あるいはまた、生乳は六十二年度以降伸びておるというふうな表現をしておりますけれども、そのような観点には、酪農経営一戸一戸見てもそうおらないのであります。あるいはまた、総体、全国の乳量を見てみてもそうおらないわけでありまして、その意味では大変問題のある今の答弁であるというふうには私は考えます。

例えば、北海道の酪農専業地帯、これは根室、釧路そして宗谷という全くの酪農の専業地帯であります。この三つの地域の、北海道では農協の組合員勘定といひまして、農協で農家経営の勘定科目をつくっておりますけれども、その経営概況、これはきちんと精査をするために去年の四月から十二月まで、それと前年対比をしておるものでありますけれども、収入では乳価水準の低下あるいは個体、乳牛あるいはぬれ子の価格の暴落で、一戸当たり二百二十万の収入の減、費用では配合飼料の増、これは数量を増加させたという意味もありません。あるいは、価格も上がっておるということごで、肥料などの一部の費用を除き、ほとんどが一定の前年比増加を示して、総体で支出、費用が八十万円の前年対比増、差し引き約三百萬円の所得減、前年に比べますと三五%の所得の減少、これはきちんとこうなっているわけではあります。

このようなおおむねの数字からいひても、局長の今言われた、平成二年度は家族労働報酬が上回っておりますか、あるいはまた、経営が好調に推移をしておるということは到底言えないわけではありますけれども、御答弁を願ひたい。

○岩崎政府委員 確かに先生御指摘のような地域

でのそういう状況というのは見られるのかもしれない。私が申し上げましたのは、全体で近年好調に推移してきているということでございます。全体で見ますと、先ほど申しましたように、六十二年以降、生乳生産の伸び等々によりまして好調に推移してきたことは事実であります。ただ、平成元年に比べて平成二年そのものが、先ほど申しましたようにぬれ子なり老廃牛というような形の中で収益性は低下してきているということも事実でございます。ただ、今言った流れの中では、近年好調な流れの中にあるのではないかとこのように申し上げたところでございます。

ただ、地域によりまして、いろいろな形の中でいろいろな問題が出てきているということも私もいろいろ耳にするわけでございますが、地域、地域によりましては、やはりかなりのばらつきがあるということも認識いたしておる次第でございます。

○鈴木委員 今局長は、地域的な状況のばらつきだということな表現をされました。しかし、この局長報告というのは毎年畜産審議会にかかるとかでありまして、最近時というのは、六十二年以降とかそういった長い期間をとって言っているわけでありまして、まさにことしの畜産にかけるものは平成二年、例えば四月から二月までとか、そういう時期をもって報告をするのが妥当であるし、この間、好調に推移をしておるということも中身は相当変わっております。もう少しはっきり言ってもいいのですけれども、あなたは今ぬれ子とかそういうことがあって、平成元年に比べて若干のというふうな表現をされていますけれども、それではどのくらいの推移があったのですか。きちんと平成二年を通して答弁することができませんか。

○岩崎政府委員 私どもが、近年好調に申しましたのは、例えば北海道の家族労働報酬を見ますと、六十二年が一万一千円、六十三年が一万二千円、元年が一万四千円、それから平成二年が一

万五千円というふうな形で推移してきた。

ただ、先生の御指摘がございましたように、私も、数字としては残念ながらつかんでおりませんが、老廃牛なり乳廃牛がある価格の低落を見たというところで、この一日当たり家族労働報酬というものも低下してくるであろうということを推定で申し上げた、こういうことでございます。

○鈴木委員 これは畜産審議会にもそういうふうな答弁をされているのかわかりませんが、農水省で出している農作物価格指数によれば、これは北海道ですけれども、ぬれ子一頭当たり、平成元年、一昨年の七月から昨年の六月までは十三万五千円にいたっていました。これは農水省の発表です。直近の三月、これは北海道の統計事務所に聞いておりますけれども、平成二年の十月から十二月までしか私見しておりませんけれども、七万九千三百円、対生産費調査期間に対して五八・七％という価格、四十数％価格が暴落をしておるのであります。そのようなことはきちんと農水省でも把握できるではありませんか。

○岩崎政府委員 ぬれ子の価格でございますが、確かに北海道の場合八月が最底値ということで七万二千五百七十円でございます。その後回復いたしてきまして、十二月段階では七万九千八百四十円、それから平成三年の一月では八万二千八百六十円、これは物質の数字でございますが、昨年の八月最底値で、緩やかでございますが、その後、徐々に回復基調になってきているというふうな次第でございます。

○鈴木委員 私は、そのことを聞いておるのではなくて、十月から十二月でも七万九千三百円、それは八月を底にして若干の緩やかな上昇機運にあるのかどうか知りません。大体その機運もありまして、この三月に至ってはまた下がったという市場の情報も、全部ではありませんが聞いております。いずれにいたしましても、生産費調査に比べて六割か七割以下であるというところは事実であります。そのことの総体をとらえてあのよう

な「好調に推移している」という表現になるのかどうか。

あるいは、この家族労働報酬についても、私も大変憤慨するのは、水稲の家族労働報酬の五千七百円に比べて一万五千円、一日当たりの家族労働報酬が高いというふうな対比をこの農水省の資料はしておるのですけれども、家族の稼働人員が違うではありませんか。酪農は三・〇を若干切ったと思えますけれども、そのような中でやっておるわけですから、決して単純比較をするというわけにはいかないわけでありまして、家族労働報酬というのは経営そのものを示すのではなくて、あるいはまた、これは調査期間については七月から六月までという、現状を示しておらないわけですから、私が言いたいのは、昨年の七月以降の酪農を取り巻く情勢についての確に調査をしてこの畜産の総会の報告としてはいい、すべきであるというふうなふうに思われるわけでも、農水大臣はいまさらから、政務次官にこの点についての、このよう

な報告は畜産審議会の審議に適切に対処するものでないというふうな思いをしますので、政務次官の善処をお願いしたいというふうに思っています。

○岩崎政府委員 先ほど申し上げた数字は、やはり一人一日当たり家族労働報酬ということで、基準は同じでございます。

それから、子牛価格の問題でございますが、八月以降徐々に回復というふうなことで、ただ、飼養規模が拡大されておりました、農家経営、酪農経営にとりまして子牛の粗収益というものは価格低下率はまだまだ下がっていないというところはあることというところは事実であろうというふうな思っている次第でございます。

私も、そういうようなことを含めながら私自身の報告ということをしたようなことでございしますが、もし誤解を招くようなことがあれば、これからまたその中でいろいろ報告はすることでございます。ただ、私も、私どももいたしまして、全体の今までの流れの中でそういうふうな形で報告申

し上げた、こういうことでございます。

○杉浦（正）政府委員 乳価につきましては、その後の子牛価格の動向等も考慮して適正に決定されることは申すまでもないところでございます。

○鈴木委員 適正に決定するには、昨年一年間のきちんとした事務段階の諮問に当たる情勢報告というのがなければならぬというふうな考えです。

私は、今ぬれ子の問題を言いましたけれども、例えば乳用の成牛、初妊ですね、これについても生産費調査期間に対して七五％。それから乳廃につけても、買い手がつかないようなばらつきがありますけれども、農水省の調査を見ても六八％、直近三月分です。あるいはまた生産資材についても、濃厚飼料、購入飼料が同じ対比で二・八％増加をしておるのがあります。光熱動力費についても、これは一五・五％。あるいはまた金利の上昇については、長期プライムレートの急上昇、これは今八％です。これは制度資金等に大きな影響を与えていることは事実でありますから、こういうものを全部見ますと、あるいは乳量については着実に増加をしておる、ここにも書いていますね、「一頭当たり乳量の増加等により」というふうに書いていますけれども、これも必ずしも適切な表現でないというふうに私も思います。後でまたこれについては言いますけれども、そういうものを勘案したときに、この報告は妥当だと思

います。○杉浦（正）政府委員 いろいろ御見解はあろうと思いますが、私も、私どもとしては、妥当と考えて御提案した次第でございます。

○鈴木委員 見解ではなくて、私は事実を言っておるのであります。そういうことで、例えば次の方に、酪農経営の動向についても私、話させていただきます。

酪農経営の動向についても、この報告は昨年と全く同じであります。「飼養戸数は零細飼養層を中心に引き続き減少しており、飼養規模の拡大は着実に進展している。」このように今答弁をされ

ておるのであります。——去年のをコピーしただけだということの発言もあります。私たちにほそとしか思えない。

昨日、農水省の皆さんから、直近の酪農家の離脱状況、この報告をいただきました。こういうものはもとと素直に畜産審議会等に公表をすべきものだというふうには私は思いますけれども、この調査資料によりまして、離脱農家は、昨年の二月から三年の一月から二月というふうに着いてありますから、これはまだきちんと締めておらないのかもわかりませんけれども、総数二千三百五戸が酪農を離脱をしたということでありまして、このうち、成畜、成牛を飼って十頭以上の規模の農家数においても、四三％が離脱をしておるのであります。私は、零細規模というのは、何頭を零細飼養層というふうに言っておるのか、後でもお聞きしたいと思っておりますけれども、四三％、約半分近くが十頭以上の酪農家であるのであります。また三十頭以上規模、これしか区分けをしておりませんから、三十頭以上、これは大規模だということに思いますが、この層でも七・八％、二千三百五戸の全体のうちの七・八％の百八十戸が離脱をしておるのであります。北海道でも三十頭以上の成畜飼養農家は離脱率が三〇％、八十二戸を占めておるのであります。

もちろん、説明をお聞きしましたとおり、昨年の二月のデータとこのパーセントは余り変わっておらないようでありまして、しかし、昨年と変わらないうちからといって、この零細飼養層が減っておるからという表現ではならないと思えます。まさに酪農の離脱状況が零細飼養農家だけでなく大規模農家層にも深刻に及んでおる、そのようなとらえ方をすべきであるというふうに考えますけれども、局長の御答弁をお願いしたいと思います。

○岩崎政府委員 実は先生に御説明したものは、私も農政局からの聞き取りということで、実数そのものとしてはなかなかその全体としていろいろ聞き取りだということでの限界があるということ

で、趨勢として考えなければいけないということが一つございます。それから、やはり実数としてとらえるためには統計情報部の公的調査というところが必要でございます。昨年の二月一日では農林業センサス、それから、本年の二月一日につきましては六月ごろ出てくるということで、この結果を待たないとなかなか正確な数字というものはわかりません。ただ、かねて先生からも御指摘ありましたように、私もどなたもいたしまして、何らか離脱農家の調査、どういうふうな事態になっているんだということも非常に関心事でございます。その辺のことも踏まえて取り急ぎ農政局を通じてまして調べたというのが、今先生がお話になった数字でございます。

ただ、その中で全体として言えますことは、全体の流れというものは、その前の年ともそう変わりがなくという形の中で飼養戸数も零細農家を中心に減少して、全体として一戸当たりの飼養規模頭数がふえているというふうな分析をいたしましたような次第でございます。

それからもう一つ、この数字そのものは実は三十頭以上層がマイナスで出ておりますが、この調査は離脱農家だけの調査でございます。実は十から二十九頭層というのは、離脱するものとそれから三十頭層へ上がってくるものというものがございまして、その辺のところの中身というのか、数字というものにつきましては、これは私どもとして、今回の調査ではつかめなかったということでございます。

○鉢呂委員 その中規模から大規模への移動はわからなかったということでありまして、これは私どもには大変貴重な資料だということに私は思っています。

そこで、「飼養規模の拡大は着実に進展している」というふうにご報告は表現をしておるのですけれども、今局長が言われましたように、まさに飼養規模の拡大については統計上、数字上の拡大を示しておるにすぎない。これは中規模から大

規模に移動したものを含めて、その相殺の結果、大規模農家数がふえておるというような表現で農水省はこれまでとらえてきておったのですけれども、先ほど言いましたように、この調査においても大規模農家は百八十戸の離脱をしておりまして、したがって、全体の三十頭以上の占める比重からいいますと、これは平成二年二月の調査と対比してみますと、この百八十戸は一％に相当するのであります。そういう意味でこの表現は、この資料の本身は、大規模離脱層は極めて小さいという表現をしておりますけれども、これはまさに大きいのであります。一％が着実に離脱をしておる。そのことは日本の酪農に極めて大きな、重大な影響があるというふうに考えております。

したがって、総体で数量は伸びているからとか、規模農家がふえているからということは、今のところ大きな問題にならない。昨年の閣議決定しました長期生産見通しによれば、九百三十万トンの生乳を生産すること、平成十二年になっております。今現在八百三十万トンの生乳を生産をしておらないこのものをどういった形で九百三十万トンを達成する方向に持っていくのか。これは生産する者がいなければ達成のしようがないわけでありまして、これらを含めて、酪農を担う者としてどういう位置づけをし、どのような規模を数として考えておるか。零細層がだんだんやめていく、しかも大規模層も中規模層も、率は少ないけれども着実にやめておる農家がある。どのような見通しを持ってこの閣議決定された生産を達成しようとしておるか。その点についてお伺いをしたいというふうに思っています。

（宮里委員長代理退席、委員長着席）

○岩崎政府委員 長期見通しは、需要と生産の見通しということでございます。需要の伸びが見られるということとあわせて、生産の方も長期見通しでは平均約一・七％程度の伸びを見ているわけでございます。ただ、実績は六十二年以降、生産の方は三・四％程度私どもが見通したものを上回った形で現在伸びているのも事実でございます。

して、そういう形の中で、今の実態から生産はかなり伸びているだろうというふうには私どもとしても見たわけでございます。

それからもう一つ、大規模層についての増減の話でございますが、先ほど申しましたように、私も農政局を通じてやりましたものにつきましては、実数としてはこれはなかなか使いにくい、傾向だけを見ていただかなければならない数字でございます。それで、実数としてつかんでおります限りにおきましては、三十頭以上層といたしましては、全体として二十九頭以下が減る中で三十頭以上が大体一・八％ほどふえておる。それから北海道自身といたしますと一・三％の増というふうな形になっております。

ただ、いずれにいたしましても、需要と生産の長期見通しに即した形で生産等々も、これは経営体も含めてしっかりこれから振興も図っていくかなければいけないというふうには私も受けとめまして、これからは大いに努力をしていかなければいけないだろうというふうな考えでおる次第でございます。

○鉢呂委員 農林統計でも、全体の減少率はこの八年間を見ても対前年比五％を下らないのであります。毎年毎年対前年比五％ずつ下がっている。昭和五十五年に比べて酪農家が約半減をしておるじゃありませんか。この資料によりまして、経営離脱の要因についても聞き取り調査をしております。大変貴重でありまして、一位が高齢化と後継者の問題、半数を占めておまして五三％。その他、経営者の事故、病気、これは一四％。そして四番目でありまして、経営不振と将来の見通し不安ということが一〇％の方がその理由としております。将来の見通し不安というのは、この一番目の後継者難、このことと直接、間接結びつくというふうには、私も、現地を歩きまわして痛切にそう思います。

この前も酪農家を歩きますと、異口同音に言われることは、息子に酪農を継がせていいのかわからない、そういうふうな奥さんが言います。だけ

れども、余り大変だ、大変だと言ったら嫁さんの来手もない。これだけ設備投資をして、息子にやってもらわなければ困るんだけれども、このような酪農情勢では早いうちに見切りをつけた方がいいんじゃないかという酪農家の方も大変多いわけでありまして。私は、そういった意味では雪崩を打って今酪農が崩壊の危機に瀕しておるぐらいの状況にあるというふうに思っています。これは局長、まさに傾向をつかめばいいのでありまして、そんな何人がいないとかいたとかいうことにとらわれておりますと大変なことになるというふうに思いますけれども、そういう現状にあるということ踏まえていただきたい。このことについて政務次官、酪農の現状とそういう実態についてどのようにお考えになるか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○杉浦(正)政府委員 酪農が、先生のおっしゃられるような厳しい情勢に直面しておることは、私も同じ認識しております。そういう状況に処したしまして、いかに酪農経営を発展させていくかという見地から、構造政策等各般の措置を講じておるところでございます。

○鉢呂委員 私は言葉じりにはつかまえないわけですが、先ほどの答弁は、酪農経営の収益性については数年来好調に推移をしている、そういうふうな思っているというふうな答弁があったわけですが、今それと全く相反する答弁でありますから、しかし私は、実態はこういうことであるということは政務次官も御承知だと思えます。したがって、この局長報告については、これはまさにそういうものがないと出しておらないわけでありまして、そのことを十分畜産審議会での中身を、実態を報告する必要があるというふうに私、思うのであります。

観点を考えますけれども、例えば乳量については一頭当たり着実に増加をしておるというふうには先ほど御答弁が、あるいは報告もあるのですけれども、しかし、そのようになっておらないのであります。例えば、ここにもそのことは書いてあり

ます。夏場の牛の疲れ等によりということを書いておりますけれども、一頭当たりの搾乳量を調べるといことは、年間を通すわけですから、これは大変なことでありまして。しかし北海道では、北海道乳牛検定協会というのが行っておりまして、検定成績をとっておりまして、これは大半の酪農地帯の農家は加入をしております。この成績を見てみましても、月別の前年対比が出ておりますけれども、おとしの六月に比べて九九・六％と一〇〇を割ったのを皮切りにして、六月から十二月まで各月とも一〇〇を割っておりまして、九八・六、九八・一、九八・四、九八・四、九八・三、九九・一、九九・六、あるいは死亡に

ついても対前年比低下をしておるものであります。私は、そういった意味では、「一頭当たり乳量の増加等により」という表現は適切でないと思えますけれども、そのような観点についても、きちんと審議会にその中身を訴える必要があると思えますけれども、どのように考えますか。

○岩崎政府委員 北海道全体の生乳生産量でございますが、確かに昨年の猛暑等々によりまして生乳生産量がダウンいたしました。それで、北海道全体の生乳生産量を見てみますと、八月と九月が対前年を下回った形になっておりますが、北海道全体としては、その他は対前年より若干伸びておりまして、最近回復基調ということ、四月から本年の一月までで見ますと、生乳生産量は北海道で一・八％の増というふうなようになっております。

それから、一頭当たりの搾乳量の問題がございしますが、これはそういうような状況の中で北海道自身かなり雌牛の導入というものを図ってきたというふうな状況があるのだらうと思っておりますが、飼養規模頭数は若干ふえてきているというふうな状況の中で、確かに一頭当たりの搾乳量というものは減ってきているというのも事実であります。今の生乳の北海道の状況というのは以上のような形になります。

○鉢呂委員 今局長は、一頭当たりの搾乳量は減っておりということも言明したわけですから、そのことはこの畜産の報告と異なるわけですから、畜産の報告、これから酪農部会があると思いますから、その報告においてはきちんとしたものを報告していただきたいと考えます。

同時に、昨年の畜産において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」について、その留意すべき事項を諮問しておるのであります。いまだこの答申がされておらない。先ほど来話をしておりますように、重大な酪農情勢、肉用牛の情勢を踏まえておるわけですから、どのような作業実態になっておるのか。畜産の委員も、この会合は一つもないと。これは明確に農水大臣が諮問しておるわけでありまして。今どのような作業の実態にあるのか、いづれ出すのか、どういった方向で出すのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○岩崎政府委員 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律上、昨年一月に策定されました長期見通しに即して新たな基本方針を作成する必要があるというところで、また、平成三年度からの牛肉の輸入自由化等の状況も踏まえた新たな振興指針を示す必要があるというところで、昨年三月十六日に畜産振興審議会に對しまして基本方針の作成に關し、諮問を行ったというところでございます。

現在、基本方針の改定作業は、生産コストの目標をどうするか、また生産振興の方向をどうするか、それから飼料作物の生産指標等をどうするか、流通の合理化等の項目をどうするかというふうなことでございしますが、特に、大家畜生産をめぐる近年の情勢から、生産コストの目標の設定など、飼料作物生産のための指標の作成が特に重要というところで、幅広い検討を現在行っている。ただ、これらの作業が、例えば生産コストの目標でございしますが、将来その普及が見込まれます受精卵の移植技術等の新技術がどうなっていくのだからか。また、交雑種の雌牛の繁殖利用がどうなるか。それから肥育雌牛の一産取り肥育等の新

方式の普及定着化の可能性がどうなるかというふうなことから、大家畜産経営に對します土地利用集積等々がどうなるのか。それから、自由化後の輸入牛肉と国産牛肉との競合性の見きわめ等に関する基本データの収集分析というふうなことも手間取っている。

また、飼料作物生産のための指標でございしますが、今回の基本方針では、これは新たに盛り込むとしていた項目でございまして、その考え方が設定方法等基本的なところから検討する必要があるというふうな非常に難しい作業だということ、お話しのとおり基本方針の改定作業が遅延しているような状況でございまして。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド等の交渉におきましても、昨年十二月のブラッセルでの閣僚会議で最終合意が得られない、継続協議ということでございますが、当然国際的なそういうものにつきましても視野に入れる必要があるというふうなこと等もございまして。

いずれにいたしまして、私も、できるだけ早い機会にこの方針を決めてまいりたいというところで鋭意努力してまいる所存でございまして。

○鉢呂委員 以上、若干の酪農状況についてお話をさせていただいたのですけれども、そういった意味では需給の逼迫、これは局長報告でも需給は「堅調」という表現をしておるのですけれども、堅調ではない、私はそういうふうな思っています。昨年の局長報告には、逼迫ないし堅調というふうな書いてあったのですけれども、こゝには「堅調」一言であります。需給状況は逼迫をしておる、あるいはまた乳量が低迷を、子牛価格などの暴落、そういった収入減、あるいはまた生産費の増加、金利の上昇など、再生産を確保するためには今保証乳価できちんとしたものを示す必要がある。このままだと大規模飼養農家も含めて酪農離脱状況、酪農の崩壊状況を食いとめることはできないというふうな考えるわけでありまして。そういったことで、こゝの乳価については、七月以降の状況を考えた場合に、あるいは酪農の

もその機能を十全に発揮するとともに生産と消費を的確につないでいくという重要な役割を担っていくためには、その有する特性に配慮しつつ、食品流通の各段階を通じて構造改善を図っていくこと

とが重要な課題となっております。このため、食品の流通部門の構造改善を促進するための金融、税制その他の支援措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針を、食品流通審議会の意見を聞いて定めることとしております。

第二に、食品販売業者、卸売市場開設者等は、食品生産販売提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業または食品商業集積施設整備事業について構造改善計画を作成し、農林

第三に、農林水産大臣の認定を受けた構造改善計画に基づき構造改善事業を実施する者に対し、農林漁業金融公庫からの長期低利資金の貸し付け、特別償却等の税制上の特例措置その他の支援措置を講ずることとしております。

第四に、農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法法人を食品流通構造改善促進機構として指定することができるものとし、食品流通構造改善促進機構は、構造改善事業等の実施に必要な資金の借り入れに係る債務の保証、構造改善事業等への参加、食品販売業者に対する研修等の業務を行うこととしております。

第五に、卸売市場審議会を改組して、農林水産省に食品流通審議会を置くこととしております。以上が、この法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続いて、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を

改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

競馬は、大正十二年の旧競馬法の制定以来、その益金により、国及び地方公共団体の財政に寄与するとともに、畜産業の振興に多大な貢献をし、また、国民に大衆レジャーの場を提供してきたところであります。

最近の競馬をめぐる事情を見ますと、ファンの数が大幅に増加し、売り上げ規模も飛躍的に拡大するとともに、若年層や女性層において人気が高まるなど、質的に変貌を遂げつつあり、その経済的、社会的地位づけは相当に大きなものとなっております。

このように、国民の中に広がりつつある競馬に対する理解と信頼をますます強固にするためには、ファンはもちろん国民各層からの種々の要請に適切に対応することが重要となっております。

このような競馬を取り巻く状況にかんがみ、競馬の長期的に安定した発展を確保するため、今後とも競馬が公明に実施されていることについて国民の信頼を得るとともに、競馬の実施によって生ずる益金を国民の利益に資するよう有効に活用するための措置等を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、競馬法の一部改正についてであります。第一に、競馬の公正確保の強化を図るため、馬主の登録制度並びに調教師及び騎手の免許制度を改善することとし、馬主登録の要件を省令でよりきめ細かく定めることとするともに、馬主登録の抹消規定並びに調教師及び騎手の免許の取り消し規定を追加することとしております。

第二に、地方競馬の円滑な実施等を図るため、地方競馬主催者が、他の都道府県における地方競馬主催者に対して競馬の実施に関する事務を委託することができるとするとともに、地方競馬主催者が地方競馬全国協会に交付する交付金の額を経済事情の変化等に応じて見直すこととしてお

ります。

第三に、社会経済事情の変化に対応するため、中央競馬の競馬場及び開催の規定、特別登録料の規定等諸規定の整備を行うこととしております。次に、日本中央競馬会法の一部改正についてであります。

第一に、日本中央競馬会が行う馬主登録等がより公正に行われるよう審査するため、農林水産大臣が任命した委員から成る審査会を日本中央競馬会に設置し、馬主登録等を行うこととするときは、審査会の意見を聞かなければならないこととしております。

第二に、日本中央競馬会の剰余金を有効に活用するため、日本中央競馬会が、畜産振興事業等について助成することを業務とする法人に対し、必要な資金を交付する業務を行うことができるようにするとともに、この業務の経費及び競馬場の周辺地域の住民の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務の経費に充てるため、今後生ずる剰余金を原資とした特別振興資金を設けることとしております。

第三に、畜産の一層の振興を図るため、国庫納付金の使途として、営農環境の整備または農林畜水産業に関する研究開発であつて畜産の振興に資するものに必要な経費を追加することとしております。

最後に、附則において定める措置であります。競馬の健全な発展のためには、競馬ファンの支持が必要不可欠であることから、ファンサービスの上の一環として、日本中央競馬会は、当分の間、剰余金を原資として、一定の勝馬投票法の勝馬投票的中者に対し、一定の金額を交付することができるとしてしております。

また、地方競馬主催者も、その競馬事業の収支の状況から見て競馬の円滑な実施に支障がないと認められるときには、同様の措置を講ずることができるとしてしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大原委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時開議

○大原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について質疑を続行いたします。堀込征雄君。

○堀込委員 それでは、午前中の議論もございましたが、二十二日からワシントンで日米協議が開かれる乳製品の情勢からお尋ねをいたします。

私もとすれば、八八年二月のガット理事会における十二品目問題のクロ裁定があった、これについては日本としては不服である、こういう立場であるわけでありますが、今回アメリカは、二国間だけではなくして、そのほか関心国といえますか、ガット理事会で関心国が参加できる二十二条協議も求めている、こういう情勢があるというふう聞いています。

そこで、この二国間交渉の見通し、姿勢、午前中もお話ございましたけれども、これについてはあくまで輸入数量制限を堅持しながら頑張るという意思表示がございました。そして一方、新ラウンドにおいては、十一・二二項を改善強化をしながら、それを合法化していく、こういう立場で日本の政府の交渉姿勢を持っていくんだということが表現をされておるわけでありますけれども、片方の二国間交渉の方の立場が新ラウンドの

その後の交渉に足かせにならないように、それぞれ基本的な立場を踏まえながらの交渉が必要だ、こういうふうに思っています。

まず、この二つの交渉に対する姿勢についてお

伺いをいたします。

○岩崎政府委員 乳製品の輸入制限措置につきましては、過般六十三年にガット・ウルグアイ・ラウンドでクロということになったわけですが、私も前から述べておりますように、解釈に疑義があるということもございまして、日米協議で乳製品につきましても本年度末まで当面の輸入制限措置を守った、こういうことでございしますが、本年度中に日米再協議というふうな形になっております。

私も、解釈に疑義があるところから、ガット・ウルグアイ・ラウンドにおきまして、十一・二二項の明確化というものを求めているところでございまして、日米交渉に当たりまして、ウルグアイ・ラウンドの結果を踏まえて対応するんだということの中で努力していきたいというふうに考えておる次第でございします。

○堀込委員 そこで、対するアメリカ側の対応でございしますけれども、アメリカ自身さまざまな国境保護措置をとっておるわけですね。しかも非常に多品目にわたっている。例えば食肉については食肉輸入法で規制をしているという事実がありますし、酪産品を見ますとウエーパー品目ということと、しかもクォータ制、割り当て制の運用についても、例えばバターなどは輸入をほとんどしていない。輸出比率が非常に高い。しかもアメリカ自身、市場アクセスの改善は長い間ほとんどなされていません。つまり、アメリカ自身が一方においてガットの原則をゆがめているという事実、これは乳製品においては明らかにあるというふうに私も見るわけであります。

しかし、私も心が配るするのは、湾岸戦争などを契機にしながら、なおかつ日本に対する圧力が非常に強まるであろう、こういうふうに対アメリカ情勢で言われておるわけでありまして。しかし、農産物の交渉に関する限り、特にこの乳製品に関する限りは、アメリカ自身がそういう自国の農業政策をとっているわけでありまして、湾岸戦争があろうがなかろうが、日本がこれから国際

的な貢献をしていかなければならないという立場を踏まえても、これはどうしても私どもは理解しがたいという中身があるわけでありますけれども、このアメリカの態度に対する我が国としての考え方がありましたら、聞かせてください。

○岩崎政府委員 御指摘のとおり、米国は粉乳、バター等かなりの乳製品に關しましてウエーバー、自由化義務免除に基づく輸入数量制限をやっておりますことをごさいます。

我が国の輸入制限措置は、我が国はウエーバーをとっておりませんのでガット違反とされるのに対して、ウエーバーに基づく輸入制限はガット合法という形になるというものの、現在行われておりますウルグアイ・ラウンドの場合におきましては、あらゆる輸入制限措置を論議の対象とするということとされておりました、私ども、ウエーバー等の輸入制限については、公平性の見地からものは是非の検討に我が国も積極的に参加してまいりたいというふうに考えております。

なお、米国は輸入制限等のすべての非関税措置につきまして関税化をするんだということを提案しているというところでございます。

○堀込委員 そういうことで、私ども、どう見てもアメリカの主張というのは理解できないわけであります。

そこで、ちょっと話を先へ進めますけれども、我が国が昨年のガット交渉の中でオファーストを提出しているわけであります。この中で牛乳・乳製品に關しましては、八六年を基点にして十年間で三〇％削減するということで二六・六％の削減目標のリストを提出しているわけですね。それから、このリストでいくと九〇年から九六年に八・六％削減をしなければならぬ、こういう事実がございます。これは現在交渉中でございますし、どうこうではありませぬけれども、しかし、提出したリストは、日本としてこれは守らなければならないのか、実行していかなければならないのか。だとすれば、午前中も局長答弁では、念頭に置かざるを得ないという答弁がござい

ましたけれども、そうすると、これは、今度の畜産物価格についても大きく念頭に置いて約束を実行していかねばならない性格のものかどうか、この辺をお伺いいたします。

○岩崎政府委員 ウルグアイ・ラウンド農業交渉におきまして、昨年の七月の貿易交渉委員会での合意を踏まえまして、各国が昨年の十月十五日までにオファアを提出することになりました。我が国も、酪農の国内支持に關しましては、一九八六年を基準として一九九六年までにAMSを三〇％削減するというオファアを提出したところでございます。

現在までのところ、オファアについても具体的な検討がなされていない。と申しますのは、輸出補助金をめぐって輸出国同士でかなり対立があったというふうな形の中で本年に継続されてきているというふうな中身の中で、具体的な中身に入ってきたまでの検討がなされていなかったということでございますが、いずれこれにつきましても具体的に議論されてくるのだらうというふうに思っております。

しかし、我が国の農業政策への影響について、現時点では具体的に申し上げられるような段階ではないということ、国際的な農業保護削減の動きについては念頭に置く必要があるだろうということでございますが、今回の保証価格等の決定につきましても、不足払い法に基づきまして、生産費調査というものを踏まえて、その他の経済事情も考慮しながら決定してまいり、こういうこととさせていただきます。

○堀込委員 そうしますと、九〇年から九六年までに八・六％削減を一応オファーストとして提出しているけれども、それは現在交渉中であつて、とりあえずことしの保証価格については生産費その他の経済事情をしんしゃくして決める、こういう立場であることを今確認をいただきます。

そこで、加工原料乳の保証価格になるわけでありますが、先ほど議論がございましたように、率直に言つて、子牛価格の低迷だとか生産意欲が減

退をしているという実態があるわけでございます。しかし、合理化とか技術革新をやるとか、酪農家のいろいろな努力によって何とか日本の酪農がこまごまと持ちこたえてきている。こうした条件を見ると、ことしの乳価の決定というのは非常に大事だろと思うのです。

生産費の話、午前中も随分突っ込んだ議論がございましたけれども、ことしはその条件、つまり生産費は下がっているという農水省の一応の報告がございましたけれども、先ほどの議論のように、それは必ずしも直近の資料ではないということも明らかになったわけであります。直近の資料を使うというの、例えば一頭当たりの乳量の問題とか子牛価格の問題あるいはえさの問題とか、酪農経営の実態が非常に困難になっている、こういう実態を局長は午前中の答弁でもお認めになつておられるわけでありますから、そういう条件を大筋考慮してことは決めるということでありまして、生産費の動向、午前中の議論を踏まえていかでしようか。まだ全体として合理化努力によつて下がっているというふうに見ているのか、直近の資料では上がっているというふうに見ているのか、その辺について考え方を聞かせてください。

○杉浦(正)政府委員 まず、生産コストの動向についてでございますが、先生御指摘のとおり、時期のとり方はちょっと古いわけでありますけれども、統計情報部より公表されました平成二年の牛乳生産費の結果によりますと、北海道における生乳百キロ当たり第二次生産費は、乳量の増加、飼養規模の拡大等を反映いたしまして、元年に比べて二・六％の減、こういうふうになっております。新しく資料をとると、もう少しこれが減らないようになるようでございますが、発表された資料によるとそうなっております。

それから、需給動向についてでございますが、先ほど御説明申し上げましたように、需要面では、夏場の猛暑あるいは秋以降の暖かさという予期せぬ天候要因、あるいは飲用向けの生乳の需要

と飲料向けの脱脂粉乳等の需要が一時的に増加したという事情がございます。

生産面では、やはり夏暑かったということによる牛の疲れも影響いたしております。また、泌乳量の少ない若齢牛への更新が進んだということ等によりまして、生産の伸びがやや鈍化したしております。

そういった主として一時的な要因によりまして、需給は比較的堅調に推移したところでございます。今後の需給動向につきましては、生乳生産や牛乳・乳製品需要の動向等を慎重に見きわめる必要があるというふうにごさいます。

保証価格につきましては、先生御指摘のように、牛乳生産費調査の結果を踏まえまして、配合飼料等の生産資材の価格、副産物価格の動向、労働時間や一頭当たり乳量の動向等の種々の要因により算定されるものでございます。これらのデータに基づきまして、適正に検討いたしていく考えでございます。

いずれにいたしましても、生産費調査の結果等を踏まえて、その他の経済事情を勘案し、近々開かれます畜産振興審議会の意見を聞いて、適正に決定してまいりる考えでございます。

○堀込委員 午前中、鉢呂議員から御質問しましたように、畜産振興審議会の意見を聞いて決める、こう今答弁がございましたように、十五日の審議会に出した畜産局長報告ですね。これも、例えば一ページは、去年の報告に比べると、本年四月に実施される牛肉輸入枠が、去年のものは「来年」になっていただけで一字も変わっていない。去年のコピーを出しているわけですね。

そこへ来て、午前中の質問で明らかになりましたように、例えば一頭当たり乳量の増加によって酪農経営の収益性は数年来非常に好調に推移している、こういうことでありますけれども、どうも認識が少し違っているのではないかと。この局長報告は、酪農部会においては修正もしくは補足を必要があるのではないかと。午前中の議論でも、例えば一頭当たり乳量は確かに減っているということが直近の資料では明らかになったわけであり

ますから、そういう事情は審議会にきちっと報告をいただいて、やはりこの資料だけでは審議会の皆さん、それはそのとおりに解釈をするわけでありますから、ぜひこれは修正をいただきたいと思ひますが、局長いかがですか。

○岩崎政府委員 酪農経営の収益性の問題でございしますが、ここ数年といたしましては、一日当たりの家族労働報酬等々も上がってきておりまして、好調に推移してきているというところでございします。ただ、短期的な問題というのか、ぬれ子の価格なり老廃牛等々の価格の低下というところは見られるところでございますけれども、趨勢的なものとしては、私どもとしては、数年来好調に推移してきているのだというところでございします。

もう一つ、一頭当たりの搾乳量の問題でございしますが、北海道自体、八月、九月が確かに前年度落ち込んだ、そういう短期的なことからいいますと一頭当たりの搾乳量が減る場合もある。ただ、長期的というのか中長期的というのか、これからのこととして見てみますと、四月から一月までの段階では一・八%伸びているというところでございします。それから飼養頭数等々もある程度ふえてきておりまして、若牛にかわっているというような状況の中では、これからの乳量というものは、私どもとしてはかなり伸びていくのではないかなという見方をしている次第でございします。

○堀込委員 長期的に見れば収益は好調に推移している、だから報告に書いたんだ、こういうことですが、やはり審議会に局長報告をやるわけでありまして、しかし直近はこうなっていますよ、一頭当たりの乳量もそうふえていませんし、酪農経営の困難な面も出ていますよということもきちんと言ってもらわないと、審議会のメンバーの皆さんもきちんとした討議ができないということになるのではないですか。去年のコピーでも結構ですけども、やはり新しい情勢についてはきちんと言報告してもらって、適正な審議をしてもらうということが大事だと思うので、これは強く要望しておきます。

そこで、生乳の需給の問題でございしますが、乳製品の需要が堅調に伸びている、これは飲用需要が堅調であったことでありまして、このおかげで六十三年度、元年度でバター、脱粉の緊急輸入が行われているわけです。そして、二年度に入っても飲用需要が伸びて緊急輸入が二度も実施をされているという事態がございします。今輸入比率が総需要量の三〇%に達している。

私がお尋ねをしたいのは、緊急輸入が行われるような事態が続いているわけでありまして、これも、これは農水省の報告では、天候等のいたし方ない需給の条件によってそうなんだというふうな言われてはいますが、これだけ続きますと、需給見通しが甘いのではないかと、あるいは見誤っているのではないかと感じも私は持つわけでありします。そういう意味で、きちんとした需要見通しを立てて需給計画を立ててもらわなければ困るというふうな思ふのです。需給操作がうまくいかなくなったら緊急輸入をやればよいというふうな考え方で非常に困るのではないかと、やはりきちんとした需給見通しを立てて生産計画を立てていくことが大切だというふうに思ひます。そういう意味で、乳製品の自給率、どの辺に目標を定め、それに合った国内対策をどのように立てようとしているのか。それから、今申し上げましたように生乳の需給計画ですね。しよっちゅう天候等の理由にされては困るわけでありまして、きちんとした、どういう姿勢で立てていくか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 まず第一点は需給計画でございしますが、私ども、需要の見通しなり生産の見通しというものを、昨年におきまして三月末ぎりぎりまでいろいろな情勢を分析しながら検討した結果、需給計画を立てた。ただその場合に、需給計画、バターに比べて脱脂粉乳の生産比率が高まっている点を踏まえまして、脱脂粉乳に着目して需給均衡を図るという必要があったことから、これに伴いまして不足しますバター分につきまして当初計画をのせていたところでございします。

ただ、先生からも御指摘がございましたように、二年度に入りまして、特に夏以降でございしますが、生産の方では、先ほど申しました炎暑等々によりまして牛が疲れ、泌乳量が少なくなってきたというふうな事情、また、需要につきましては、飲用向け生乳の需要というものが、私ども当初考えておりましたのは、実は一昨年の後半から生乳の伸びが鈍化してきたわけです。そういうふうなものを踏まえながら二年度の生乳需要、飲用需要というものを念頭に置きながら計画を立てたわけでございますが、やはり天候条件が非常によかつたということもあって需要の方も伸びたというふうなことで緊急輸入をせざるを得なかつたという事情でございします。

先生御指摘のように、私ども、またこれから年度末を迎えるわけでございますが、やはり需要がどうか、生産がどうかということにつきまして、しっかりこれからさらに検討を加えながら見きわめていきたいというふうに思っている次第でございします。

それから、牛乳・乳製品の自給率の現状と目標というところでございします。牛乳・乳製品の自給率は、年による変動というものはありますが、八〇%の水準で推移してきています。昨年一月に公表されました「農産物の需要と生産の長期見通し」によりまして、目標年度である平成二十二年の自給率は、基準年度である昭和六十二年の自給率と同じ七八%ということを見通しているというところでございします。

○堀込委員 それでは牛肉の關係に移ります。四月から自由化を控えてさまざまな危惧を生産者の方も持っているわけでありまして、畜安法三条に基づく安定価格が決められるという時期になっておるわけでありまして。

枝肉価格が六月以降かなり下がっているという事情もございしますし、あるいは飼料価格が上がって所得が低下しているという率直な事情がございまして、生産農家に大きな影響が出ていますが、ことしのこの牛肉の安定価格決定に当たっての基

本的な考え方、簡単に結構ですから、お聞かせをください。

○岩崎政府委員 平成三年度の指定食肉の安定価格でございしますが、これにつきましては、生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して、その再生産を確保することを旨として、畜産振興審議会の意見を聞きまして、三月末までに適正に決定したいというふうに考えている次第でございします。

○堀込委員 適正に決定されることは結構であります。

ちよつと具体的な質問に入ります。肉用子牛の保証基準価格と合理化目標価格であります。特に自由化初年度ということで、農家の生産意欲を高めながらこの肉用牛の生産振興を図っていかねばならない、そういう観点から決めていかねばならないというふうな思ふわけでありまして、特に自由化というこのアクションによって肉用子牛価格の低落が予想されるという事態がございします。そういう意味で、肉用子牛の生産者補給金制度、こういったものをもっと加入促進をしてもらいたりしながら、全体として生産農家の対策が要請されている事態になっているのではないかと、こういうふうな思ひますが、具体的な対策を農水省、お持ちですか。

○岩崎政府委員 先生御指摘のように、肉用子牛生産者補給金制度への加入促進ということを図ることは、私ども、極めて重要なことだというふうな考えております。私どもは、制度が制定されて以来、制度の普及啓蒙を推進いたしますとともに、都道府県協会の運営体制の整備強化というふうなものを図りまして、制度への加入促進を図ってきたところでございします。

具体的に、牛肉の輸入自由化を間近に控えまして、今後の肉用子牛価格の動向についてはなかなか予断を許さないということもございまして、ことしに入り、さらに都道府県等に對しまして一層の加入促進を協力依頼してきたところでございします。

その結果、現在の加入状況は、制度初年度の途中であり、なかなか確定はできないということですが、肉専用種につきましては、従来の肉用子牛価格安定事業への加入が進んでいないようなことから、新制度への加入も順調でございいます。乳用種につきましても、これはなかなか加入促進というわけにもまいらないような状況でございまして、昨年夏の価格がやはり低落してきているというようなことがございまして、最近では新制度への関心が高まり、加入が進んでいるというふうに考えている次第でございいます。

いづれにいたしましても、引き続き本制度への加入の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○堀込委員 ぜひそういうことで対策をお進めいただきしたいと思います。

豚肉の価格安定制度は、畜産振興事業団の需給操作等を通じてやっているとす。それで、御存じのように畜産物の価格安定等に関する法律、つまり畜安法では、生産者団体の方の調整保管、事業団の買入れ保管等を通じて適正価格に安定させる、こういうふうになっているわけでありまして、いづれにしても、価格の乱高下を防ぐために、安定基準価格を下回った場合、一定の介入をやっていることになっているわけでありまして、

最近の豚肉の価格は下がって、養豚農家の経営が非常に大変になっているという事実がございいます。養豚農家戸数を見ましても、今度の資料では四万三千戸ぐらいいですか、昭和六十年にはこれは八万三千戸ぐらいいございましたから、大体もう半分近くになってしまっているというふうな事情が率直に言っているわけでありまして、つまり、大変厳しい中、養豚農家は一生懸命やっているという事情があります。

そこで、事業団の買入れ保管による価格の下支えの問題があるわけですが、今度のよう

な、今度といいますが、今日のような経営変動が厳しい、激しい経済情勢のもとでは機敏に対応しないと、これは効果が出ないというふうに思うのです。昨年の場合、安定基準価格四百円を割り込んだのはたしか十月六日でございまして、そのころから生産者や生産者団体から、畜安法による買入れ保管の強い要望があったわけでもございまして、けれども、どういうわけか、非常に、そういうことにならずにぐずぐずされて、実際に事業団が実施に入ったのは年が明けて一月八日ということになってはいるはずであります。なぜこれはこんなにおくれるか。十月六日にその価格を割り込んでおけるのか。十月八日、一月八日、三月月たないとか、これでは制度自体があっても機能をなさないのでないか、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○岩崎政府委員 豚肉の卸売価格でございまして、これはかなり季節変動をするということとございまして、例年言いますと、夏に高く冬に低いという状況でございまして、これも例年によりまして、秋に向かいますと価格が低落というようになりながら下がりますが、何とかみんな力を合わせながらやっていきますとまた価格が戻るといふような状況でございまして、昨年の場合に、夏場に非常に高くなりました。これは、前年に比べてもかなり高い水準で豚肉の卸売価格がいったということとでございまして、その反動あるいは季節変動というふうなこともございまして急速に下落してきただというところとございまして、私も、まず、食肉加工メーカーなり全農等に対して、市場におきます積極的な購入なり保管を指導、要請して、価格状況に即してその強化に努める、それから、各県の食肉消費対策協議会を通じて特別販売の実施等を指導いたしまして、豚肉の消費拡大を図ってきたところでございまして、

この結果、十二月に入りまして卸売価格は安定基準価格まで回復いたしましたところでございまして、さらに平成三年一月から、畜産振興事業団

の指定助成事業により調整保管というものを先生御指摘のように実施して豚肉価格の安定に努めている。現在はこちら回復してきているような次第でございまして。

農林水産省といたしまして、本年四月からの牛肉の輸入自由化を控えまして、来年度予算案に計上しました肉用子牛等対策の一環として、価格安定制度の発動に必要な財源というものを確保したところとございまして、今後とも機動的、弾力的な制度運営というものをやることにによりまして、食肉の需給と価格の安定ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 季節変動とかいろいろあるでしょうけれども、やはりこれは、事業団、農水省の方では価格が下がっても様子見をしていたというふうなふうに思いますが、また上がるだろうとか、やはりそういうことではせつかくの制度が生産者の期待するものにならないというわけではございまいませんか、三月月ぐらいい様子を見ようということじゃなくて、機動的にぜひ対応してもらいたいということとを強く要望しておきます。

そこで、牛肉の輸入自由化が行われるわけでありまして、ちょっと厚生省関係の方においてはどうですか。

平成二年の実績で三十万トンを超える牛肉の輸入がなされています。私は、日本の消費者が心配をするのは、輸入牛肉は安全かという問題があるうかと思えます。そこで、輸入食品の検査体制については、厚生省も、食品衛生監視員をふやしたり大変な努力をされていることは私も認めているわけでありまして、しかし実際には、書類審査でパスしているものが大部分、残りが検査対象になります。この検査の中でも、民間検査で行われるという自主検査というものがあつた、実際に厚生省の係官が行う検査というのは非常に件数がわずかに限られている、こういうふうにお聞きをしております。

そこで、この牛肉の場合、検査件数及びその総体の輸入量に対してその検査比率あるいは検査体制がどうなっているか、御説明をいただきたいと思ひます。

○難波説明員 お答えいたします。

先生御指摘のように、食品につきましては、輸入の際に検疫所等に届け出をさせまして、食品衛生法に基づきまして食品衛生監視員が書類審査をやり、さらに必要なものについては検査をする、こういう体制をとっているわけではございまして。

平成二年におきます牛肉の輸入の検査でございまして、全体で四百六十八件検査をしてございまして、違反は、腐敗、変敗等で四条違反ということと一件判明してございまして。

なお、そのほかに輸入牛肉につきましては、モニタリング検査ということで、抗生物質でございましてとか合成抗菌剤、農薬等につきまして、延べ千三百三十二検体について検査を実施いたしております。

○堀込委員 そうしますと、四百六十八件の検査が行われた、そのほか農薬等の三十二件の調査が行われたということとであります。つまり、大部分は、これは相手国の検査証明書で実際には輸入が行われている、つまり無検査で出回っている、こういう実態ですね。

そうしますと、輸入牛肉の安全性という問題につきまして、例えばアメリカの連邦研究会議のこの本を読みますと、「食品中に残留する農薬の規制」という報告書が出ていますけれども、特に、トマト、ジャガイモ、オレンジなどと並んで牛肉が発がん性において高い危険性があるというようないふことも記されているわけでありまして、実際に牛肉の発がんリスクが高いかどうかということとは、ちょっとこれは私もよくわからないわけでありまして、けれども、あるいは飼料穀物でも幾つかの農薬が使われているわけでありまして、これは、これは厚生省として、輸入牛肉の残留農薬については何かチェックしているものはございまいませんか。

○難波説明員 先生御指摘のように、米国の環境保護庁が米国の科学アカデミーに依頼をした調査結果で、発がんリスクというふうなものが計算さ

情報の収集に努めるほか、先ほど御説明申し上げました残留物質にかかわる輸入時のモニタリング検査を一定比率で実施して、これで問題があった

一方、生糸の輸入でございますけれども、平成

おりますので、そのような意味におきましては、安定的な価格推移であるというふうに評価しているところでございます。

○掘込委員　そこで、まず、生糸に関する輸入問題でございます。

○堀込委員　そこで、中国のほかには北朝鮮、ブラジル、こういう生糸輸出があるわけでございますが、これらにつきましても何らかの形で交渉しながら輸入抑制をしないと国内需給のバランスが

崩れてくる、こういう問題がございます。そういう意味で、ぜひ中国とあわせてこれらの国との交渉についても適切な対応をいただきたい、こういうふうに思ふのです。

そこで、生糸とか乾繭についてはそういうことで輸入一元化がなされておる、こういう事情がございますけれども、問題は、最近非常に繭物の製品輸入がふえていて、こういうふうにお聞きをしていられるわけでありまして、これはどこからどういふふうに入ってくるのか。規制の仕方もないと思ふのですけれども、しかし日本で幾ら養蚕の生産振興をやる、生糸をやる、そのために輸入抑制してみても、これは繭物で入ってくれば防ぎようがないわけでありまして、私どもは手の打ちようがない、こういうことになるわけでありまして、恐らく通産当局が担当になるかと思ひますけれども、この辺についてもやはり必要な対策を講じていかないと、日本の生糸産業あるいは養蚕農家が大変な事態になるのではないかと、この辺は繭物製品、どのぐらいあつてどういふ対策をお持ちなのか、持っているのかないのか、二点含めてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○安橋政府委員 繭織物と二次製品の輸入の動向でございますが、先生御指摘のように確かにふえているわけでございます。

繭織物の昭和六十二年の輸入は五万八千俵でございますが、換算でございます、平成元年度には六万二千俵にふえております。二次製品につきましては、七万俵であつたものが九万四千俵にふえているというところでございます。

ただ、繭織物なり繭の二次製品につきましては、先生御案内のように自由化品目になつていられるわけでございます、その輸入量を直接的にコントロールするというのはなかなか困難な面があるわけでございますけれども、我が国の養蚕業全体との調和を図つていかなければならないということと、これらを所管しております通産省におきまして、主要輸入先であります中国等との間で二国間協議をしたり、あるいは輸出入取引法に基づき

ます輸入承認制の措置を講じていただいているわけでございます、私どももいたしまして、我が国の養蚕業の一体となつた発展を図る上で、通産省とも連携をとりながら、適正な輸入が行われるように今後とも努力していきたい、こういうふうにお考えおとるところでございます。

○堀込委員 そこで、繭糸の価格についてお尋ねをいたします。

先ほど、糸価はおおむね安定した水準にある、農水省からいへば望ましい価格帯の中に安定している、こういう認識が示されました。しかし、繭の生産費調査では三千六百一十一円、うち物財費が千二百二十七円、こうなつております。そして、繭百キロをつくる労働時間が二百二時間、こういうデータが出されておりますので、つまり、おおむね一キロの繭をつくるのに二時間の労働時間が要する、こういうことであります。

そうしますと、先ほど農水省が適切だということに判断をされているという実勢糸価一万三千三百円ですね、これは繭値にしておよそ二千円前後くらいでしょうか、繭値にして。そうして、そのうち千二百二十七円は物財費でありますから、残るは七百七十七円ぐらい。つまり、二時間当たりの労働報酬が七百七十七円ですね。一時間当たりになりますと三百八十八円ちょっと、こういうことになるわけですね。つまり一時間当たり三百八十円という水準は、例えば私は長野県ですけれども、長野県の地域包括の最低賃金は五百三十円でございます、これすら大幅に下回るといふ所得でございます、生産者側から見ると、農水省が適切だと言われる一万三千三百円という糸価というものは、この水準になるわけでありまして、この辺はどう評価をされているのか。これではもうできないのじゃないかという気がするわけですが、いかがでしょうか。

○安橋政府委員 先生御指摘のとおり、繭の生産費は平成元年度でキログラム当たり三千六百円でございます。今申しましたように生糸の価格の実勢は、きょうで一萬三千三百円ぐらいでございます。

すので、これを繭の価格に換算いたしますと、大体二千五百円程度というふうに変えられるわけでございます。大体カパー率は五十数%でございます。

こういうような点から申しますと、確かに繭の生産費をカバーしていないわけでございますけれども、先ほど御指摘になりましたとおり、一方で海外からの二次製品なりあるいは繭織物といふものの競争関係がございます。国内産の生糸を使つて二次製品をつくられる方、あるいは繭織物をつくられる方、問題もあるわけでございます。あるいは生糸の全体としての需給の問題もあるわけでございます。

また、繭の生産費は、非常に階層別に区々に分布しているというふうなこともございまして、私どももいたしましては、何と申しまして繭の生産性の向上といった面でも今後とも養蚕農家の支援をしていかなければならないと考えているところでございます。

必ずしも繭の生産費だけを考へて価格が形成されていらないことは御指摘のとおりでございますけれども、以上のようなさまざまな経済情勢を考へまして、私どもが設定しております安定上位価格と安定基準価格との中心よりやや上の水準で価格が形成されている、しかも余り乱高下しない安定したところで形成されているということになりますと、養蚕業の今後の発展から見て、それは一つの望ましい線ではないかというふうなところでございまして、

○堀込委員 今認識が示されました、大体、選ばれた優秀農家はこれから一生懸命、農水省としても努力をして、技術革新をしたり低コスト養蚕をやつていこうという気持ちはわかるのです。しかし大部分の、規模が小さい、機械化が進まない、高齢化が進んでいる、こういう養蚕農家は全国にまだ五万二千戸ぐらいあるわけでございます、これはもうほとんど今の一万三千三百円という糸価ではやっていけない、こういう事情があるわけでありまして、

私は、明治以来、日本のこの経済の発展を支え

た生糸、養蚕というものが今減びていく姿にまた歴史の流れも感ずるわけでありまして、また寂しい面もあるわけでありまして、しかし、今現実にはそういう状況はあります。

いづれにしても、三百八十円か四百円のパート賃金以下の賃金で養蚕をやれと言つても、これは続きつけないわけですね。そういう意味で、一万三千三百円が農水省はあくまで適正水準だ、こういうふうにおっしゃるのであれば、やはり政治は正直でなければいかぬという意味で、もうこれが出せないから、中山間地の規模が小さくておじいちゃん、おばあちゃんやつていられる養蚕農家は申しわけないけれども、こういう状況でございます、そのほかの生産性の高い農家については、これから低コスト養蚕とか革新技術の開発だとか、そういう対策でやりますということとは、やはり正直に言つてもらいたいと思ふのです。国民に対して言うべきだ、養蚕農家に対して言うべきだ。

そういう意味で、これから農水省、例えば新しい生産性向上対策といひますか、新しい技術あるいは低コスト養蚕を具体的に、中山間地の養蚕農家はともかくとして、この日本の五万二千戸の養蚕農家のどの部分を対象にしてどういふふうにやっていくのかという展望があつたら聞かせてください。

○安橋政府委員 最初に御指摘になりました中山間地の小規模あるいは高齢な養蚕農家についてどうかという点でございますが、これらの小規模農家の現状を見ますと、やはり大幅な経営規模の拡大ということは困難だと私も考へていられるわけでございますが、ただ、その農家の方々は非常に熟達した技術水準をお持ちでございますし、また労力もあるというふうに見られるわけですから、できる限りのコスト低減を図つていただきたがら、そういった中山間地域の養蚕地帯の活性化のためにやはり養蚕農家として一つの重要な役割を果たしていただいているのではないかと、こういう評価はしているわけでございます。ただ、御指摘のように、そういった農家の方々の経営状況と

というのは非常に苦しいということは、私どもとしては承知しているつもりでございます。

それから、将来の養蚕の生産の展望ということでございますけれども、近年、蚕糸・昆虫農業技術研究所を中心といたしまして、桑以外のものを食べる蚕の品種、いわゆる広食性品種と申しておりますが、そういった蚕の育成も可能になりまして、そういった蚕にえさ、人工飼料を食べさせ、そういった新しい人工飼料の開発も行われておるわけでございます。それに超省力の飼育装置等を組み合わせた、いわば生産性の非常に高い新しい養蚕経営というようなものが成り立ち得るのではないかとということで、私もいたしましては、そういった新しい経営の実証展示を来年度からでも早速始めていきたいというふうに考えているわけでございますが、昨十八日でございますが、養蚕業振興審議会の生産部会におきまして、そういった方向でひとつやってみたらどうかというような報告書もまとめられていたところでございます。そういった新しいいわば先進国型の養蚕経営というようなもの、従来の桑園利用型の養蚕とあわせて、もう一つの新しいタイプとして将来の日本の養蚕業のあり方を示すものではないかというふうに期待しているところでございます。

○堀込委員 最後に、政務次官、ぜひ要望しておきます。

肉も乳価もそして繭糸も価格が決まってくわけでありますが、政策価格、最近非常に生産性向上とか農水省言われますけれども、政治としてこういう規模に焦点を当てて、こういう農家はこういうふうによつていくことを、やはり農家自身にしっかりとやらなければならない。農家の方で今要望している政策を示せというものは、そういうことだろうというふうに思っています。

もう一つは、米価でも今度の乳価でもそうだけれども、例えば農家が努力して生産性を上げた問題があります。今度の乳価でも、搾乳量が増加をしているところ、一戸当たりの飼養頭数が増加

しているというのは、農家自身が努力しているわけですね。この努力が農水省の生産費調査によって価格下げの要因にされてはかなわぬわけですね。やはり、努力した農家には努力が報われるような、そういう価格をぜひ決めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○大原委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 いろいろのことを聞きたいと思いますが、最初に、最近のガットの状況がどういふふうになっておるのか、全体のガットの動き、アメリカやECなどの主要各国の問題も含めて、経済局の方からお答えいただきたいと思ひます。○川合政府委員 御承知のように、二月に開催されました貿易交渉委員会、これに先立ちまして、七分野におきます非公式会合が開かれたわけでございますが、この中には農業分野も入っております。全体が再開されたところでございます。

農業につきましては、国内支持、国境措置、輸出補助金のそれぞれについて、具体的な約束を行うための交渉を行うということで、ダンケル事務局長のステートメントも出ておりますが、この中で、食糧安全保障等の非貿易的関心事項への配慮が盛り込まれております中間見直し合意の枠組みを通じて農産物貿易の改革を進めるということは、御承知のとおりでございます。

その後、三月一日に正式に農業会合、これは短時間でございましたが開かれまして、先週、技術的検討が開始されたところでございます。三月十一日から十五日まで、一日間を置きまして、四日間開かれました。

問題となりました事項は技術的な問題でございます。政治的解決を要するとされている問題、例えば国内支持につきましては、基準年の問題などについては棚上げと申しますか、議論しないというところで、具体的な、例えば削減対象に入るか入らないかというような政策の問題、それからAMSの役割とか定義の問題、そんな問題が議論されました。

三十四カ国が出ておりまして、この中にはかな

り発展途上国も入っているということで、議論は非常に百出と申しますか、いろいろな議論が出たということ、まとめるような段階には至っておりません。

国内支持につきましては、例えば青の政策に何を入れるか、青といふのは削減対象にしないという意味であります。それにつきましてアメリカ、ECそれぞれ違う意見を持っております。アメリカでも青の政策について、例えば御承知のフードスタンプという食糧援助の政策みたいなのは青にすべきだというふうな、かなり具体的な話をしておりますが、議論は拡散しております。今、このところ、ここでもいろいろな形でまとめていくという状況にはないと思っております。

こうした会合をこれから四月、五月、四月は中旬に予定されておまして、ここでは今残りの国内支持とそれから市場アクセスの問題、国境措置の問題をやるということになっております。そんな状況で進んでおります。

○田中(恒)委員 どうもガット交渉、今ちょっと一休みと言ったらいけません、ちょっと静かになつておるような御報告です。

これは私、新聞の論調を余りそう強く見ておりませんけれども、三月六日の朝日、それから一週間後の十四日の日本経済新聞、それぞれトップで非常に大きく食糧安全保障の見直しについての政府と自民党の方向づけといったような形のものが出ております。これは日経と朝日ですから及ばず影響は非常に大きくて、いろいろな方面に波紋を投じてきたわけでありまして、政府もあるいは自民党もこういう考えはないというように関係者の方から言明も新聞でなされておるわけですから、いづれにせよ、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉がやはり一定の政治的決断を迎えねばならないような状況に向かつておる、その間、技術論についていろいろな議論をやっておかなければいけないという状況になつておるのじゃないかと思うのです。

もちろん、この朝日と日経の内容は少し違つて、朝日を見ると相当踏み込んでおります。つまり、朝日は、新ウェーバー条項といったようなものを各国で設けたらどうか、そのために、場合によれば日本は金を出してもいいよという日本流的な提案も構えておるような書き方をしております。日経はそういうことはないけれども、最低輸入義務について弾力的な対応を考へてほしいというふうな要素を含ませながら、これからの日程についての一定の見解を出しておる。

両紙を通じて、やはり五月の末までにアメリカがファーストトラック、つまり一括承認をするかしないかという問題がある。この時期の前後が一つの山場、そうして最終的ということはないでしょうが、次に、ロンドン・サミットに向けての一つの各国政府の政治的方向づけというものが出てくるのじゃないか、こういうふうな点では両紙とも一致しておると思うのですが、これはマスコミ一流の日本の世論操作の一端かもしれません。しかし、経済同友会などもそういうものの中にんだ報告のようなものも出ておりますから、国内でもそういうものを受け入れる要素なしとはいえない。それだけに非常に心配しておるわけでありまして、一体、ガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉がこれからどういふ方向で動いていくのか、そういう点についての見通しを政府は持っているのか、しゃるかどうか、持っているとするればその考え方を示したいだきたいと思ひます。

○川合政府委員 今後のウルグアイ・ラウンドの動向、見通しということでございます。今お話ししましたように、ウルグアイ・ラウンドが再開されたわけでございますが、どちらかという、政治的決断を要する問題を横に置きまして、技術的問題について議論を始めたという段階でございます。

もちろん、このウルグアイ・ラウンド農業交渉の背景にございましては、御承知の輸出競争の問題でございます。この問題がどういふふうにか決着するかということがこの

交渉の一番の大きな課題でございまして、それがどういふ段階で決着をつけていくのか、ついでいくのかということが、私も一番関心を持ち注視していかなければならない問題だろうと思っております。

それに引きかえ、いろいろな論調はございまして、我が国の立場、我が国が課題として言われている問題は、この輸出競争という問題に比べると、ウルグアイ・ラウンドの決着に決定的な要因であるというふうな問題ではないと思っております。したがって、今後の交渉の見通しは、アメリカ、ECを中心とする輸出国の中の折り合いがどういふふうについていくかということにかかっているわけでございまして、その点では非常に見通しが立てにくいと私は思っております。

先ほど御指摘がありました一部報道の記事も今のような状況の中でございまして、私も、私ども、もちろんこうした新聞に書いてあるような決定なり方針なりというものを要したというところはございませんで、そこはあらゆる機会にいろいろな形で申し上げているところでございまして、そういう経過から見ても、こういうことはあり得ない今の段階だというふうには考えております。

見通しにつきましては、そういうことで非常に立てにくいわけですが、アメリカ、ECの、その今申しました輸出補助金の動きというものがどうなるかということにかかっているのではないかと考えております。

○田中(恒)委員 これは、大臣がおりませんから政務次官。この問題は何か今始まったことではないので、本当に長い間の懸案であります。いずれにせよ、政治的な決断がなければ前に進めようにならず、日本の主張は食糧安全保障論というものを前面に出してきておるわけであります。その方針に、今までの方針にいささかも変わりはないというふうには理解はいたしておりますが、こういうふうなマスコミの情報が出てく

るといふことは、日本の国内にも問題があるといふことだと思ふのです。

そういう点について政府は何か対応しない、せっかく日本は外に向かつて食糧安全保障論という、私どもとしては、非常に、食糧という商品に対する性質をめぐって的確な判断のもとに対応しようとしておるのに、どうも国内でたことといたったようなことになりかねないと思ふのであります。政府はこの問題は逃げるわけにはいかぬと思ふのですが、同時に、政府の方針にいささかも狂いはないというふうな言明を、おっしゃると思ふのですけれども、どうもいつもこれについては不安があるわけでありまして、いつもこういうことがあって、しばらくすると一部風穴をあけられるという形の決着がついておるわけであります。この問題についてはそういうことはあり得ないというふうな理解をしてよろしいかどうか、大臣のかわりに次官の方からお答えをいただきたいと思います。

○杉浦(正)政府委員 田中委員おっしゃいました、その朝日とか日経の記事は私も承知しておりますが、そのようなことを政府あるいは与党の方で決めた事実とはございませんで、対処方針に変更がないということははっきり申し上げられると思ふいます。

また、将来の見通しですけれども、重ね重ね大臣が御答弁されているとおりでありまして、目下交渉が継続中ではございますが、これから先は個人の意見になりますけれども、そんなに簡単な問題ではない、アメリカとECが非常に複雑な問題でありますけれども、その背景は非常に複雑でございまして、そんなに話がすいすいとまとまっていって種類の問題ではない、これからまだ一山も二山も三山も交渉の過程ではあるものというふうには私は認識をいたしております。

○田中(恒)委員 政府が決めたとなつたら大ごとですから、そんな話が政府・自民党の一部から話し合われているということ自体がやはり問題だと思ふのです、もしそれが事実であれば、だから決

めたなんといふことはあり得ないことは当然であります。いずれにせよ、この問題が非常に微妙な形で国民の中にしみ通る、特に生産者に対して大きな影響を与えつつあるといふことについては、我々も十分引きまえておかなければいけないと思ふのです。

でん粉と脱粉の問題、これは三月末の期限が、ぎりぎりの期限が来て、二十二日からやるといふわけでありまして、話をあと数日持たせていくということになっておるわけですが、これが一つの突破口という一つの前提になつてはいけないうわけでありまして、私たちが一つ心配しておるの、今畜産物の価格の決定をやるうとしておるの、それがこの国際化の中の日本の農産物価格のあり方という形でつなげていくのではないかと、こういう心配を、関係者や私どもも若干心配なきにしもあらずであります。

しかしこれは全く、全くとは言いませんけれども、大体分けて考えてしかるべきことだと思ふますから、関係ないといふふうにお答えをいたしたくものだと思つておりますが、国際化といふことは非常にやかましく言われてきた。国際化は非常に大切だから、これから逃れるわけにはいきませんけれども、しかし国際化といふことを理由にして何かこういう畜産物の価格の決定などをめぐって影響が出てくるといったようなことはないかどうか、これは畜産局長の方からお答えをいただきたいと思ふし、でん粉と乳製品についてのガットに向けてのこちらの対応方針は、いわゆるクロ査定について異議あり、そしてガット十一、二項の取り扱いについては、ガット全体の交渉の中で日本の主張を貫いていくという方針に基づいてこれから三月末まで何回か持たれるのでしようが、話し合ひは続けていくということも変わりはないと思ふますが、重ねてここでははっきりと言明していただきたいと思ふいます。

○岩崎政府委員 乳製品の問題につきましては、過般十二品目との関連でガットにおきまして、ガットパネルで十品目クロ査定というような形が

あったところでございまして、私も疑義があるといふことで、米国と二国間交渉で本年三月末まで現行の輸入制限措置というものを維持してきたといふところでございまして。

現在、ガット・ウルグアイ・ラウンドにつきましては、十一、二項の二項の見直し、明確化ということとを私も提案しているといふことでございまして、何とか各国の理解が得られるように、これは従来の考え方とおり得られるように努力してまいりたい。

また、日米協議の問題につきましても、そういうガット・ウルグアイ・ラウンドの結果を踏まえて対応するんだといふことで、米国の理解を求めていきたいといふふうには考えておる次第でございまして。

なお、今回の乳価につきましては、生産費の結果を踏まえて私ども三月末までに適正に決定してまいるといふ所存でございまして。ただ、いろいろな国際情勢、あるいは全体として生産性を上げていくというふうな形の中の世界的な動きといふようなことは、いろいろな形の中で念頭に置いておかなければいけない問題ではなからうかと、は思つておる次第でございまして。

○田中(恒)委員 ちよつと後の方はわからなかつたけれども、ただ、全く無視するわけにはいかぬといふ意味ですか、価格決定に当たって。そういう意味ですか。

○岩崎政府委員 やはり長期的には、国際化に対応し得る形での酪農振興と酪農の体質強化ということも、当然念頭に置いて対応していかなければならないことではなからうかと考えている次第でございまして。

○田中(恒)委員 ところが問題なんだな。政府は、価格政策で国際対応というふうな大きな問題を処理するといふことだけでは到底及びつかぬといふことで、私も言わねば、価格政策を後退をさせて構造政策というものに重点を移して相当長い期間がたつてきた。酪農など、最近の傾向は、この四、五年ずっと価格を下げてきた。こ

これは、やはり国際化という関係が相当響いておると思うのです。しかし、それでやれるかどうかというところは、先ほど来うちの鉢田さんやいろいろの方の報告の中で、質疑の中で、現実の姿と、それから政府が持ってきておる統計との間に格差がある。格差という大きなギャップがある。どうも問題の認識の前提が違ふ、そういう感じがするのです。

私は、やはり政府の大きな押さえておるは、国際化、国際比価を、国際価格との価格差を縮めるという方向に重点がどうも移っておる。農林省なども、最近貿易自由化というところに焦点を置いて、国内の農業の発展というか自給というか、そういう観点の度合いが薄らいでおるのじゃないかという気がしてならない。だから、生産基盤をどう強化をしていくかといったような基本的な問題について取り残されているのじゃないかという気がしてならないのです。

ことしの酪農の問題なのは、国際比価も接近させなければいけませんよ、それは、いけません、こういう状態の中で、むしろ私も、逆にそのことによって日本の酪農が自給力を失って基盤を崩壊してしまうのじゃないかという不安を持っておるから、余りこの問題に左右されない、生産費に基づくというところはわかるが、生産費の出し方が、またその辺になっていくと手品みたいなやり方を時々使うから、皆さんは。だから、生産費だって、あなたのところは去年と同じ方式でやったら、あなたのところが今出そうとしておるものと我々が持っておるものと相当違ふのですよ。はっきり言うて、我々の方は上がらなければいけないという、その根拠も、政府の数字も使っておりますよ。

だから、その辺がいつも、米価のときも同じでありますけれども、まことに不可解な形で出てくる可能性があるものだから申し上げておるわけでありまして、余りそれにとらわれるといったようなことを考えぬ方がいいと思いますよ。もうないかね。

○岩崎政府委員 基本は、やはり生産費を踏まえてその他の経済事情を勘案して適正に決めてまいる、こういうことでございます。

○田中(恒)委員 その生産費はことしはどうですか。高くなるもの、低くなるもの、いろいろあると思うがね、対前年に比べて。どういう特徴を持っておりますか。

○岩崎政府委員 統計情報部の生産費調査の結果は、全体でマイナス二・六％、こういうことになっております。

○田中(恒)委員 いや、二・五％下がるということだ、そうしたら、生産費でいって、そういうことですか。

○岩崎政府委員 統計情報部が十四日に公表した数字は、マイナス二・六％、生産費が下がっておりますというのを申し上げたことでございます。

○田中(恒)委員 いや、その生産費は、さっきも議論があったように取り上げた時期の問題もありません、それぞれの項目について若干我々と認識の違ふところもある。細かいことは言わぬけれども、大きな点はどういうものが違ひますか。賃金とか物財費とかいろいろあるでしょう。その差の大きいところ、二つ、三つ挙げてみてください。

○岩崎政府委員 生産費調査の結果を踏まえて私も三月末までに適正に決定したい、こういうことでございますが、中身につきましては、今現在作業中でございまして、なかなか具体的に申し上げるというところは困難でございますが、ぬれ子価格の低下り労働の上昇というふうなものが見られる一方に、一頭当たりの乳量の増加なり規模拡大の進行というふうな状況が見られるというところでございます。

○委員長退席、宮里委員長代理着席

○田中(恒)委員 私はきちんとした全体の数字や何か申し上げませんが、ただ、この間社会党は、東と西と、全国二地区に分けて農民部長会というのをやりました。そうして、現下の農業情勢の特徴と、我々が出しました中山間地帯に対する考え方等を中心とした政策を皆さんに理解してもらう

という会を持ったのです。両地区のいろいろな意見を聞いた中で、当面の問題ですから畜産価格に対するいろいろな要望が出てきたのです。その中にいろいろ教えられる点がたくさんあったわけですよ。

例えば、西日本の会議では、これは岡山県の三十四、五歳だと思ひますが、いわゆる中核酪農民であります。この方は、自分の地区は七十戸酪農家がおると言うわけだ、七十戸。うち、いわゆる自立農家、つまり後継者のいる農家は二十戸だ、後継者のいない農家は五十戸だ。そのうち二十五戸のうちの半分は、三頭か四頭、五頭までしか飼育してない零細な酪農家だから、恐らく年齢等から見ても、四年のうちにやめてしまふだろうと言うわけですよ。そして、二十戸の自立農家のうちの十戸は規模を拡大したいという希望を持っておる、それからやろうという意欲もあるんだ、しかしあと十戸はもうこれ以上やってもしょうがないという状況に急速になつてきた。一つは酪農内部の事情、一つは酪農を囲む対外的ないろいろな状況であると言つておつたが、彼の話を聞くと、そこまでのところで、きょうも質問があったあれだ、農家が減りよるということだ。あなたたちのところの数字だ、五％水準で減つておるはずだ。これは肉の農家も五％、豚なんかというのは一〇％をはるかにオーバーしておる、そういう形で減つておる。そういう意味の階層分化というものが日本の酪農農家の間でも、畜産農家の間でも急速に進んできたということを一つ示しておると思うんだ。

なお、彼の計算を聞くと、彼は二十歳のとき酪農家になったと言ふわけだ。そのときの乳価が百十二円だったと言ふのだ、もちろん市乳で百十九円だ。去年は九十五円七十九銭だから、去年、ことしを調べると三円二十銭ほど差がある。それから、一番高かった、これは昭和五十一年か二年ころだと思ひますが、そのころと比べると、これは、正確に言うと十九円何ばだと言つたが、

ともかく約二十円ほど下がつておるんだ。それで、この価格を去年とことしの単位で見ても、彼は幾らと言つた、ともかく五十二万何ば、ちょっと乳価が下がった、去年とことしです。

それから、今いろいろ言われておる子牛の価格暴落は、あなた方が言っていること以上にこの地域は下がつておる。これは岡山です。中・四国ですが、私もそれが非常に頭にあってから、実はきのう、おととい、私の地区の酪農家を回つたんだ。そうすると、あなた方が出しておる七万とか六万とかといったような数字をはるかに下回つておるよ。やはり四、五万だよ。中には、ひどいのは三万七千円とか五千円というのもおつたけれども、それは何か特別な牛だったかもしれないけれども、いずれにせよ、ぬれ子の価格というのは相当低いですよ。

ところが、御承知のように、副産物の比重というものが最近相当多くなつておる、この二、三年来。生乳の、本物の乳の収入は相対的には下がつておるけれども、副産物の収入が非常に強い。つまり、乳肉複合経営で日本の酪農というのは支えられてきている。その副産物が去年の七、八月ごろから急速に大暴落を来してきている、こういう状態になつておる。彼は、大体三十頭飼育して二十頭子供を産んでおる、五頭自分のところで育てて十五頭売つておる、大体一頭十万円近い損だ、だから百五十万ぐらい収入が少ない、こう言つておる。それから三・二％を三・五％にした。この乳質改善で、西日本の酪農地帯では干草を大量に飼料として使わなきゃいけないようになった。今までは青草でやつておつたが、それでは脂肪が出ないということ、これはもうほとんど輸入だ。その経費がこれまた相当大きい、彼の酪農家は二百万ぐらい違ふ。そういうことを計算していくと、確かに乳量の上がつておりますよ、恐らく四千キログラムの六千キログラムに入つておる、乳量の上がつて労働時間も短縮しておるけれども、そういうものを差し引いていくと、決して酪

農について将来一つの夢というか期待を持つことはできぬ、だが考えたって持てませんよというのが彼の結論ですよ。

そういう事態を農林水産省が、ただ統計調査部の比較的好いと言ったから弊があるかもしれないけれども、そういう数字の積み上げで出てきたもので日本の酪農はどうだこうだといって判断することについては、私は若干異論があるわけですよ。そんなものじゃないと思うんだ。やはり現実には、個別ケースだから、そういうところがあるけれどもこういうところもあります。特に今、あなたのさっきのお話を聞くと、酪農の乳価にしても、子牛の価格にしても地域的に非常に差がある。これも一つの特徴だと思ふ。地域的にアンバランスがたかさん出てきておるといふことも特徴だと思ふ。思いますが、しかし現実のそういう事態の上に立って、ここの畜産物の価格というものは決めてもらわなければいかぬと思うんだ。それが政治、政治といったってあなたが行政府だから、我々の課題だと私は思っているがね。

だから十分にそういう事態に立ってもらって、畜産の団体もあるし、いろいろな関係者もたくさんあるわけだが、これらの人が皆一致して言っておるのは、ぬれ子の価格が六〇%、五〇%、四〇%とこれほど暴落したときはないんだ。ぬれ子の価格は大体、本来そういうものでいいんだと一口で言えばそれで済むけれども、そんなものじゃないと思うんだ。ぎりぎりの限界線をたどって、そして乳量を一生懸命上げて、労働時間を節約して、肉と乳の両方うまくこなしてやってきた酪農家が、今、場合によれば、へまをすると雪崩のように、牛肉の自由化を背景にして落ち込んでしまふのじゃないかというような危機感を持っているんですよ。そういう点を参酌して価格を決めてもらいたいということなんだ。

それについて、農水省の担当局長はそういう考えで事に臨んでおるのかどうか。私自身も、農林省はどうも今度また下げる、こういう話を聞くと、何をというような気になるんだ。本当のこと

ころはどうですか。

〇岩崎政府委員 今回の乳価は、前から申し上げていますように、生乳生産費の調査結果を踏まえて三月末までに適正に決定するというところでございまして、乳価というのはどうしても平均生産費的な概念というところでございまして、足らざる部分というものは多々あるのだからというふうには私も思っております。

また、酪農の事情というふうなことも、平均的には酪農の、農家戸数の減少も、例えば四%とか五%という形の中で進みますが、地域によっては確かにかなり大きなところもある。また、田中先生御指摘のように、いろいろな地域でいろいろ問題があるということも、十分私も認識しているつもりでございます。

今回におきまして、これは録事委員の方からも御質問がありました、酪農の実態等々につきましての公式的な資料というものは、これは昨年の二月一日の農林業センサス、それからここの調査は六月でないと出ません、そういう状況の中で、私も農政局を通じていろいろの形で調査をしたような次第でございます。

そういう状況の中で、例えば高齢者なり労働力不足なり、その他のいろいろな酪農の要因等々もつかんだところでございますが、やはりそれぞれの地域によって、いろいろなところでいろいろ問題が出てきているのではないかと、こういうことは私も考えておるところでございます。こういうものについて私もかねてからいろいろの形で、生産対策なり構造政策なりあるいは体質強化のための負債整理資金なり、そういう形で対応を図るような形で指導なり経営診断なり、そういう形の中で対応してきたつもりでございます。

ただいま田中先生が御指摘ありましたような事態につきましても、私もこれからさらに調査を加えながら、その実態把握等々つかまえて、いろいろな形で、酪農をどうしたらいいかということも含めて今後の問題として受けとめて検討して

いきたいというふうな考えておる次第でございます。

〇田中(恒)委員 価格、生産費及び需給事情その他の経済事情によるという形で、比較的多面的な法文になっておるわけですね。だから、需給事情ということになっていくと、乳の見直しはこれからどうなのか。

例えば中央酪農会議が指定団体を集めて計画生産をやっておりますね、その総目標額はちよつと連せぬのじゃないか。つまり、乳の不足化という傾向が出てきておるでしょう。そういう心配が今されておりますが、そういう状況をやはり相当見ていくという要素も出てきてしかるべきだと思いますし、それから、その他の経済事情ということの中に、いわゆる酪農家の今の生産意欲の問題とか、やる気を起こさせるような面だとして要するで、そういうふうなものを勘案してあなたが持っておる数字をどうこうしようと言ったって、なかなかうんと言わぬだらうけれども、そういう数字だけの計算にはならぬだらう。これは恐らく最後になったら、自民党の諸君がまたいろいろ、わあわあ騒ぎ出してくるわけだから、あなたらはそれを調整して最終的にこれを決めていくということになるでしょう、政府・自民党だから、そういうことだから。

だから、そういう要素を十分に勘案していく、それは決して乳価を下げよという方向じゃありませんよ、ここの場合は、そのことを私は念には念を押して申し上げておきたいと思うのです。

〇岩崎政府委員 私ども、乳価につきましては、先ほどから申し上げておるように、生産費調査の結果を踏まえて、その他の経済事情を勘案いたしまして三月末までに適正に決めたいというふうな思っております。

〇田中(恒)委員 もう一つ、ちょっと聞いておきたいのは、一九八七年、昭和六十二年以降毎年のように緊急輸入というのがあるんだ。緊急輸入のない年はないでしょう。これは一体どういうふうな考えられますか。

これは生産者団体が昭和五十四年からやっております。これはやったということも経過があるね。本来畜産事業団がやるべきだと私は思うのだが、事業団が買い上げ、事業団が放出していく、これは金がかかり過ぎるものだから自主調整に任せてしまった。自主調整というのは生産者とメーカーがともに経費を、経費というリスクを負担し合ってやっていくということなんだけれども、メーカーは、これまで畜産事業団が不足のときにあれば緊急輸入をやってくれて、そして場合によつたら、だぶついたときには買い上げてくれる、そういう操作があったから、比較的政府の言うことはまあまあ聞いてきたと思うが、今度はそういう状況がないから余り熱心じゃない。勢いで、牛乳の生産の消化というの中酪が今やっておるが、中酪を中心とした指定団体、生産者団体に荷がかぶさっておるのだ。だから彼らは、余りたくさん乳を搾り過ぎると処理が大変だ、こういう心配もあって、どうも全体の計画が抑制ぎみじゃないかという批判も出ておる。

ところが、現実には緊急輸入で毎年毎年やるから緊急輸入というのが年中行事になってしまっておるんだ。これはちよつと考えてみる必要があるんじゃないかと思ふ。政府は畜安法に基づいて需給調整あるいは在庫政策を一体どういうふうなやっていくかとしておるのか、こういう点を一層示していただきたい。

〇岩崎政府委員 私ども生乳、飲用乳等も含めまして需要の見直しをしっかりとしまして、それに対して在庫の見直しというものを立てまして、それから在庫につきましましては、一・五カ月ないし二カ月というところでございまして、適正在庫を見て需給計画を立てておるわけでございます。

二年度におきましては、ただ最近の情勢からいきますとバターと脱粉の生産が、従来は二対二でありましたけれども、どうしてもバターという乳脂関係は、例えば生クリーム等々にとられるということ、脱粉の生産がどちらかというと多くなってきたという状況で、脱粉の需給

に合わせた需給というようなことをやりました結果、足りないバター部分につきましては当初から計画を立てていたわけでございます。ただ、これも先ほど何回か御答弁申しましたとおり、その後の天候事情というようなこともありまして、二年度におきましても緊急輸入ということに踏み切ったようなわけでございます。

ただ、在庫そのものは私もやはり適正在庫というところが必要だろう、また在庫がいろいろな形であり過ぎますとどうしても過剰基調という形になるというようなこともありまして、需給計画を立てる上に当たりましては適正在庫ということ念頭に置いて決めていく、こういうことでございます。

○田中(恒)委員 この在庫の問題は、私はあなたに質問の連絡をしていなかったと思うのだが、今しゃべっているうちに出来たので非常に済まないが、政府は在庫調整のために二十四、五億の金を予算化しておる。しかし、これは実際にはほとんど使われていないだろう。ところが、一方では緊急輸入でことし十二万トン、昨年は十五万トン、一昨年は四十万トン、これは緊急輸入でいつて瞬間タツチ方式ですぐ放出する。これは乳製品が相当足らぬというときだから、価格はいいですよ。だから差益は相当あると私は思うのです。これは言っていないからそれは幾らと答えてくれなくたって、大方後で聞けばわかることですからけれども、私は事業団に相当な差益があると思うのです。片一方では乳が足りないからということで緊急輸入をやった事業団はもうける。調整保管の方はほとんど使われない。一体、この金はこういうふうに使われているのですか。

○岩崎政府委員 事業団の差益につきましては、六十三年度約二百億円、それから元六十億円、それから二年はまだ未定でございます。六十三年度、元年につきましては、既にいろいろな形の施策の中で使っている、こういうことでございます。○田中(恒)委員 だから、そんな金があるんだからね。今までもいろいろ使ったっているよ、畜

産の生活環境整備のために。ばらまきと云っては、ちょっといけないと思うけれども。今度は基本乳価で上げてくれ、乳価の水準を上げてくれないとやっていけないという声が強いんだから、私は資金的には操作できないことはないように思うのです。

さっきもちょっと話しておったんだけど、ぬれ子とか堆肥を副産物というふうな位置づけでおるわけだが、副産物の収入が三十何%もある。そうして、この数年の傾向を見てみたら、所得を見ても副産物のウェイトが非常に大きい。牛乳そのものは六割ぐらいいいなくて、副産物は四割ぐらいいいもある。そういうことはおかしいのです。やはり乳は乳なんです、副産物というものは一定の基準みたいなものを置いて、これ以下は見ないとか、そういう位置づけの方が正しいんじゃないか。大体どの水準がいいかというところは問題ありますけれども、これは私の私見ですけれども、そんなふうな思っておるんですよ。副産物に依存していくような乳価政策を政府はとってきたわけなんです、そういう点を改める必要があるんじゃないかと思うのです。今お話を聞くと、事業団には相当な輸入差益があるわけだから、そういうものをもっと有効的に使っていく手法を考えてほしいと思うのですよ。

○岩崎政府委員 ただいま副産物収入に頼るのはおかしいというお話でございました。確かに生乳収入と副産物収入の割合等々を見てみますと、五十五年当時が生乳が約八七%、また六十年には生乳が約九〇%ぐらいいでございます。平成二年におきましては八三%ぐらいいが生乳収入、こういうふうな状況になっているところでございます。価格につきましては、やはり先ほど申しましたような形の中で、生産費調査の結果を踏まえながら決める、こういうことでございます。

かなり多額の差益があるというお話であります。確かに二百億円なんなんの収入があったこととでございますが、しかしこれはもう既に酪農振興等々のために支出してしまっておりまして、現

実は今はもう既に実行しているということでございます。本年度につきましてはまだ未定ということとでございますので、御了承願いたいと思っております。

○田中(恒)委員 ちょっと余分なところへ飛んでしまつて時間をとりましたが、市乳と加工乳の関係についてですが、これは昨年、価格が決定をしたときに、農林大臣は、加工乳は北海道を中心の生産費に基づいたものであるから市乳の価格とは連動しない、こういう意味の談話を発表せられたわけだが、現実にはやはり加工乳が下がると市乳が下がる、加工乳が上がると市乳が上がると市乳という結果を歩んできたんじゃないですか。それがまた、ある面では筋なんですね。

それで、ことしは市乳と加工乳の関係はどういうふうにお考えになっておりますか。

○岩崎政府委員 加工原料乳価格につきましては、北海道の生産費の調査結果に基づきまして適正に決めていくということとでございますが、市乳、飲用乳につきましては、これは生産者の団体とメーカーとの間で需給事情等を踏まえながら自由に交渉して決めていくということとでございます。やはり私もとしては連動していかないといいふうに考えている次第でございます。

○田中(恒)委員 そんなふうにはうまくいけばいいですが、私はなかなか難しいと思うのです。

それで、最近の牛乳の小売価格は少し上がつておるでしょう。やはり牛乳価格も上がりぎみになっておる。牛乳価格はこれだけ長い間停滞状態あるいは引き下げですからね。だから、ちょっと上がりぎみじゃないかというふうな言われておるのですが、それをめぐつて生産者団体が乳業、まあこれは大手だな、交渉してみると、各社ともこれはなかなか生産者にその配分をやるのは難しい、これは一致しておるのだな。つまり、値上げ分を生産者に還元することは難しいと言っておるのだ。

がガットに出しておるオファー、八・六%、価格にして三円四十二銭の引き下げを農林省自体も言っておるじゃないか、こういうことも一つの理由になつておるわけですよ。あなたのところは何かこう、さっき一番最初に質問したときに不明快な、ちょっと余韻を残す国際性についてのあれがあったが、現実にはそれが一つの理由として価格の引き上げを阻止しておるという現実があるわけですよ。そういう点は、こういう状態の中でやはりこれは考え直してみなきゃいかぬのじゃないか、そういうふうには思っております。

○岩崎政府委員 私ども飲用牛乳の乳価についてそういうようなことを言つた覚えもないわけでございます。やはり飲用牛乳につきましては、メーカーと生産者団体との間で自由な交渉で決定されていくということであらうかというふうには思っております。

○田中(恒)委員 あたのところは言つてないといつたつて、向こうはそれを言うんだから。それはあなたのところがガットに、乳製品の価格は国際価格との差を縮めるように努力するということ、だから八・六%下げますよ、下げるようにやるんだ、こう言つておるから、それをとられておるわけですよ。言つておるのだから、それは酪農乳業連報で。それに、いろいろな乳業会社の常務さんや販売部長さん、全部同じだ、これ。農林省もそういうふうな言つておるのですから、今引き上げるような状況じゃないか、こう言ひ切つておるのですよ。そういうことがありますということですか。

それから、私はきょう十分時間がないから、これは考えてもらわなければならないのだが、さっきもちょっと申し上げたが、在庫調整の問題は、これは畜産事業団の方でもう少し踏み込んだものをやつてもう必要があると思つておるのです。私は、一部畜産事業団が在庫調整をやるといったようなことを考え直してみたいんじゃないかと思つておる。そうではないと、これ今の生産者団体自体だって、まあ極端に言うたらメーカーは協力して

もらわぬ、自分だけでやる。そうするとやはりこれも団体だから、少し思い切ったことができないという面も出てくる。政府も、まああれは需給調整ですから、こういう調子で言い逃れをしておるということですが、本来需給調整というのは非常に重要なことで、これは酪農だけじゃないのです、私どもの果樹だって同じであります。需給調整機能というものが発揮せられれば価格の上がり下がりも相当防げるのですが、それがない。だから私などは、非常に大きな話になるが、やはり日本の農政の中で需給調整安定法というか、そういう法律が必要ではないかと思う一人です。これは自由民主党の諸君だって、私は相当な有志と、こういう法律が必要だという話をしたことが何回かありますけれども、そういう一環として、畜産の場合は価格安定法の中で一定の方向づけが出ておるわけですから、これは畜産事業団として一つの課題として受けとめていただきたいと思っております。

それから、もちろん中略がやっておる今の計画生産の中にもいろいろ問題があります。農家は緊急輸入がこれだけあるのならもっとつくらせてくれと言っているんだ。北海道なんか特に強い。酪農地帯というのは非常に強い。ところが一方で、酪農というのとはつづれる地域があるのです。だから特化していく。特化、いわゆる一部の地域に偏っていくという可能性も心配されている、日本の酪農は、それじゃいけないので、やはり我々の基本は自給をするということですから、せっかくここまで戦後長い間かけて培ってきた酪農地帯の灯を消しちゃいかぬので、それをうまくやっていくためには地域政策との組み合わせが必要になるでしょう。そういう問題などについて十分知恵を働かせなきゃいけない時期に来ているので、政策全体の見直しが必要になっておるのじゃないかといったようなことを考えるものですから、ちょっと申し上げたわけです。

時間がありますので、和牛のことも一つ二つお聞きをしておきます。

一つは、四月からの牛肉の自由化というものの影響をどういうふうに受けとめておるか。これはアメリカ、オーストラリアの方もそれぞれ日本に向けての牛肉の輸出について、日本人向けの牛肉づくりについて努力をしておる。あるいは日本の商社も現地へどんどん進出しておる、そして向こうの牧場を買ってこの肉を持って帰ってくる。こういう方向が非常に強くなってきております。日本の国内でも牛肉自由化に向けて、牛の品種から始まっているいろいろな変化がある。だから、今すぐ大きな変化が出てくるという状況じゃないようだけれども、この自由化というのは恐らく、関税率が七〇、六〇、五〇だから、これがだんだん低くなっていくから、私は三年目ごろからばつぱ本格的に出てくると思うし、現に豚とかあるいは酪農の肉だ、こういうものから影響が出てきておるように思うのでありますが、四月一日からの牛肉自由化についてどういう影響があるかということ、これが一つ。

それから、事業団の在庫、特に輸入牛肉の在庫をどういうふうに処置しようとしておるのか、これが二つ目。まあその二つでいいわ。

○岩崎政府委員 個々の牛肉需給でございますが、これは自由化されるという形の中にあります。でも、やはり全体として需要は伸びていく、また私も長期計画、見通しで、国内生産もまた増加するということふうなことを見通している次第でございます。

今後の価格動向につきましては、もう既に、輸入牛肉につきましては昭和六十三年の日米、日豪合意でかなり流通量が大幅にふえてきているというふうなことで、輸入牛肉の価格は現時点でかなり低下しているような状況でございます。輸入牛肉と競合いたします度合いの高い乳用種を中心に、現在これも低下しているというところでございまして、自由化されても基本的にはそう大きな影響はないのじゃないか、この傾向が続くんじやないかというふうなことを考えているわけでございます。それから和牛の関係でございますが、これはかなり品質格差が存在しまして別なマーケットを形成しているというところでございまして、輸入牛肉の影響によります価格低下ということは生ずる状況にはないのじゃないかというふうに私も考えている次第でございます。

それから、事業団の在庫でございますが、平成三年一月末の輸入牛肉の在庫量が約十六万六千トンでございますが、その内訳は、畜産振興事業団の在庫が約五万五千トン、それから民間の在庫が約五万一千トン、こういう形になっております。それで、平成二年度末には輸入牛肉の在庫数量というのは事業団在庫が五万七千トン、民間在庫と合わせますと約十一万二千トン程度ということでございます。

事業団の五万七千トン程度の輸入牛肉の持ち越し在庫についてでございますが、これにつきましては、自由化後の国内市場に混乱を及ぼすことがないように、食肉卸売市場を中心として、時価を勘案した適正な価格で、定時定量と申しますか、計画的に売り渡したい、売り渡しを行うこととして、保有在庫の状況というものを毎月公表することによりまして混乱をなくしていきたいというふうなことを考えている次第でございます。

○田中(恒)委員 そうしたら、ちょっと聞きますが、事業団の特に輸入牛肉の在庫の問題は、四月一日から輸入の自由化が行われますね。それまでに全部放出していくということではなくて、需給事情というものをよく押さえながら適時適量の放出をしていくということであるというように理解していいですか——そうですか、はい。

それでは、質問を終わります。

○宮里委員長代理 藤原房雄君。

○藤原委員 平成三年度の畜産物価格につきましては、午前中から同僚委員から各般にわたりましたお話がございました。私も、昨年の前半後半、北海道の各地を回りまして、気候に左右されます状況の中で、春先は春先で地域によりましていろいろな状況もございましたし、また昨年の後半に牛肉の自由化がだんだん近づいた、そういう不安感の中で、先ほど同僚委員からお話ございましたように、子牛価格を初めとして副収入が暴落をしておる、こういう事態等も聞いてまいりました、これは今までは違ってた大変なことだという実感を持っておるわけでありまして。

過日、生産費調査が出ましたけれども、これは七月から六月までということでありまして、平成二年の後半の生産費の問題についてはこの統計の中に出ておりません。しかし後半に非常に価格の変動があるわけでありまして、こういうことかというまいして、乳価決定に当たりましては、畜産物価格の決定に当たりましてはこの辺のことをしっかりひと把握をして、現実に沿った形で価格決定をいたしませんと、またその間のことにつきましての審議会に対する考え方等についての基礎資料なりその実態というものを明らかにいたしませんと、現実、現地で酪農にいそしんでおる農家の方々の実態に即した価格決定ができないのではないかと、こういうことを非常に懸念をいたしているわけでありまして、そのことにつきまして、加工原料乳保証価格、また畜産物価格等につきましては、基本的な考え方について、最初に政務次官にお聞きをしておきたいと思うのであります。

〔宮里委員長代理退席、委員長着席〕

○杉浦(正)政府委員 ただいま藤原委員の御指摘になられたこと、御懸念の点、まことにそのとおりであろうかと思っております。今年度畜産物価格決定に当たりましては、先生のおっしゃられたような基本的な点が考慮されるべきことは当然のことと思っております。

御承知のとおり、当委員会でも何回も御説明申し上げましたが、法律の規定に基づきまして、それぞれの生産条件、需給状況その他の経済状況、もちろん七月以降の経済状況も入りますが、十分考慮いたしまして、その再生産を確保すること等を旨として、法律の規定では定めることとされておるところでございます。

まだ検討の過程にございますので、具体的に齒切のいい御答弁ができないのは申しわけござい

ませんけれども、来週開催される予定の畜産振興審議会の意見を聞いた上で、適正に決定してまいり考えてまいります。

○藤原委員 同僚委員からも昨年の気象条件とか物価の動向とかいろいろの問題については指摘もございましたが、私も何点かについて、算定価格に当たりまして主要な項目について、農水省としてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。価格決定は確かに審議会で御審議をいただいて答申をいただく、それを基本として決定されるわけですけれども、これらのことに対しての生産費についての資料はございますけれども、経済情勢の非常に大きな変動の中にあるとして、特に中東問題やいろいろなことがございます。それがすぐ諸物価に大きな影響力を持つものと持たないものといういろいろございますけれども、とにかく激動の時代と言われる本当に変化の激しい中にあるとして、それに対応する条件というものをしっかり把握いたしておきませんか、例年のような条件だけで価格決定はなかなかできないのではないかと。また、そこあたりの詳細な実態というものを審議会等に資料として提出をして、御審議をいただくようにしなければならぬ、このように思うわけでございます。そういうことからいまして、何点かちよと、保証価格の算定に当たります諸問題についてお聞きしたいと思っております。

私、昨年度東方面を回りました、地元の方からいろいろな陳情もございましたけれども、また農業団体からもいろいろの要請もございまして、本当に去年の暮れからことしのいろいろな変化の激しい中で、離農者が続出するのではないかと、そんなことで大変に危惧をいたしております。そういうこと等もひとつ十分御勘案いただきまして、今日まで管轄として築いてまいりました北海道の大規模の営農、こういう酪農経営の実態を十分に勘案いたしまして、価格算定に反映させていただきたい。

一つは労賃のことです。私が長々申し上げるまでもなく、農業基本法に「他産業従事者と

均等する生活を営むことを期する」ということで、労賃のことは毎回この委員会におきましても、農産物価格の決定に当たりまして大きな問題として、また農林省としましてもそういういろいろな議論を踏まえまして逐次改革の状況にあることは私も十分に認識をいたしておりますところでございまして、特に飼料作物労働費とそれから飼育労働費、飼育労働費につきましては、畜産主要地域の製造業の五人以上規模の平均賃金をとるようになっておるわけでありまして、飼料作物につきましても、それをもとにして算定するということになっておるわけでありまして、同じ仕事をやるのに、同じ酪農の中での作業でありながらそういう差異があるというところは、やはり農民にとりましても、これは同一賃金という算定にしてもらいたいというところは当然のことだと思っておりますし、私ももちろんと戦時中、学徒動員で援農、農家に

行ったことがございましてけれども、労働条件、今は随分変わっておりますけれども、飼育するときと飼料作物の労働と特に大きな差異があるというふうには思わないのであります。単に算定の要素としてそれが乳価を押し上げる要素になるとかならぬとかということじゃなくて、やはり実態に即した形で、酪農民の方々のひとしく理解の得られる、そういう同一賃金というものの一日も早い算入というものが必要ではないかと。このように昨年も申し上げましたし、ことしも特に声を大にして申し上げたいと思っておりますが、こちら辺について農林省としてはどうお考えになっていらっしゃるのか、今後の検討課題としていらっしゃるのか、その点について伺いしておきたいと思っております。

○岩崎政府委員 保証価格の算定に当たりまして、飼料作物労働費につきましては、他の畑作物の行政価格における労働と同じ様に農村雇用労賃を物価修正して算出しているということでございす。

同じ酪農家の労働ではないかということでございますが、飼育管理労働につきましては、その労働が年中無休であり、拘束的であるという特殊性に着目しまして、主要加工原料乳地域におきまして製造業五人以上規模労賃で評価しているというところでございまして、飼育管理労働につきまして特別にそういうことをいたしておるという次第でございます。

○藤原委員 そういうことは知っておるのですが、こういうふうな農家の雇用労働という賃金体系、賃金体系といいますが労働費と分けなければならぬというところが、それは当然のことであると考えられないし、それは当たり前のことだということなのか。やはり、これは実態に即してもう少し調査をし、状況をよく勘案して検討するというお考えは農林省にはないのですか、そのことを申し上げておるのです、実態的にはよくわかってい

るのですけれども。

同じ農村の方々も、確かに飼育管理労働というのは生き物を扱うということ、また一日も休めることのない作業ということで大変なことはわかりますけれども、飼料作物だってこれは天候に左右される。いろいろな悪条件の中、そしてまたよ

う栄養の高い牧草をというところで、これは非常に神経を使い、そしてまたいろいろの悪条件の中を最良のものをというそういう知的な思いめぐらしというのとは飼育管理労働と何ら変わらない、ただ生き物であるか植物であるかという違いでありま

す。ですから、昨年の春は北海道東方面はやや雨が多かった、草を刈りましたけれども、やはり栄養のやや劣る牧草が多かったということでも乳量の出が悪かったとか、そんなことを言われております。そういう、植物といいますが生き物を扱っているということではそんなに違いはないと思

○岩崎政府委員 飼料作物の労働費の問題ですが、これは長年にわたって畜産振興審議会等における専門家の意見を入れて確立されてきたものでありまして、保証価格算定方式としては適正なものになっていっているというふうに考えている次第でございます。

○藤原委員 一たん決めたならもう不磨の大典みたいな動かないということでは、これだけ世の中が変わり、それでなくても北海道では牧草の種類、栄養価とかいろいろのことからいまして、乾燥した牧草をアメリカから買っておるということ、牧草の新しい種類の開発、栄養価の高いものにするとか、こういうこと等もあわせて非常に研究をいたしておりますし、またその育成等につきましても心を砕いております、こういう状況の中にあります。

世の中はどんどん変わっておりますし、そしてまた大規模になって、飼育のために栄養の高

いものを、こういうことでありますから大変な努力をしております。そういう変化の中にあ

たということでございますので、ひとつ御理解願いたいと思います。

○藤原委員 農民の強い要望もあり、そして世の中が大きくまた変化をしておる現実と現状等も勘案いたしまして、畑作との整合性をどうするかというところも大きな課題であることは私も知っておりますけれども、これらのことも含めまして、ひとつまた機会がありましたときには御検討をいただきたいと思います。

午前中にも問題になっておりました子牛価格のことですが、このところ、七、八月に大きな変動がございました。変動などというよりも大変な下落でありまして、北海道のように大規模でやっているところではその影響が非常に大きいということですね。これは都府県のように扱う頭数が少なければそれなりにまた吸収することもできるのかもしれませんが、五十頭、百頭と搾乳牛がいるということになりますと、一頭が七、八万価格が暴落いたしましたも、百頭で八割子供が産まれるといいたしますと、もう大変な金額になる、こういう事態でありまして、子牛価格、ぬれ子の価格暴落というのは農家経済にとりまして大変な影響がある。これは同僚委員からも先ほど来いろいろと、あらゆる方面からお話ございました。私は、やはり十分に事態を把握して、保証価格の算定にはこの点について適正に反映させるように算入しなければいかぬ、こういうふうに思うわけであります。

しかも、これが七月以降ということでありまして、生産費調査が終わった後ということでありまして、もちろんこの四月一日から自由化ということとで、いろいろな変動があるということはある程度想定していらしたかもしれませんが、ここへ来てかなり高値安定といえますか、ある価格で推移しておりましたが、今大きく下落した。こういうことにつきましても、十分に統計上、統計というか、統計はないのだけれども、実態というものかどうか、統計はないのだけれども、実態というものをどういうふう把握していらしたのか、そしてまた、今度、この子牛価格の大変な暴落に

つきまして、この保証価格算定に当たりましてはこれらのものをどのように反映させるか、こういう具体的な数字は言えないのかもしれませんが、お考えか、その辺について、私もお伺いしておきたいと思うのであります。

○岩崎政府委員 ぬれ子の価格でございますが、北海道の物産でございますが、八月に一番底値だったわけでございますが、その後回復いたしてきておりまして、三月一日現在で八万二千八百六十円、こういう形になってきておるわけでございます。

それで、ぬれ子の価格をどうするかという御指摘でございます。私も、生産費調査の結果等を踏まえまして、もちろんぬれ子の価格、これは副産物収入ということになるわけでございますが、ぬれ子価格のみならず、その他の生産資材の価格なり労働時間や一頭当たりの乳量等々、諸要素をもとにして現在算定をしているところでございまして、現在検討を行っているという段階でございます。

○藤原委員 この四年、五年、ずっと保証価格が引き下げられた。そのときも結局はある価格帯で非常に高値といえますが、いい値段をしておった、そういうことで副収入が、副産物の収入があるということも、一つの収入を補い得る条件として、皆さん方の答弁の中には、お話の中には必ずありました。

八月以降ということでありまして、そのうちや持ち直したといえながら、八月一日、八万というところですけれども、八万はもとに戻ったわけでは決してありませんし、そういうことからいいますと、実態というものをよく把握しまして保証価格に適正に反映させるように、これらのことについてひとつお伺いいたします。

六月に生産費調査、それ以降七月からのいろいろな変動、これは何らかの形でそれぞれの項目、算定の要素一つ一つについてのそういう大きな変動については修正することになるんだと思っておりますけれども、それはどういう形で、まあ実態調査の上

でどういうふうなそれを修正なさるのか。そのあたりの、その半年近い月日の間にいろんな変動があったわけですが、その修正というものがなければ実態と大きく離れたものになってしまふ。実態に即した形でぜひこれを修正していただきたい。そういうことからいいますと、こういう一つ一つの項目等につきましても、まあ今ぬれ子ことを申し上げているわけですが、まあ今ぬれ子目としてこれらのもも当然入るんだろと思うますし、考慮されるんだろと思うんですが、その辺のことについてはいかがなんでしょうか。

○岩崎政府委員 十分検討してまいりたいと思っております。

ただ、ちょっとさっき私言いましたように三月一日と言っちゃったんですが、平成三年の一月に八万二千八百六十円、こういうことでございまして、御了承願いたいと思っております。

○藤原委員 その修正のあたりがまた非常に大事ですから、実態の把握、そしてまたできるだけ近頃の統計といえますが変動というものを把握なさって、実態に即した形で修正することにつきましてはひとつお願いをしておきたいと思っております。

それから、算定要素の中の問題であります。三つ目は乳牛の償却費、これは過日もいろんなお話を聞きました。これは日本の搾乳の状況とヨーロッパなんかと、搾乳の量においては大きな違い、これは品種改良とかいろんなことで御努力をなさっているんだろと思っておりますけれども、日本は特に乳質改善に取り組む、乳牛の更新、これが非常に早まっておるということですね。こういうことからいいますと、とにかく生産性を上げるといふことや、それからコストを引き下げるための努力といふことで精いっぱい搾乳するわけで、そういうことからいいますと乳牛の更新が非常に早まっている、こういうことが各地で言われます。

し、私の方もよく聞いておるところであります。こういうことの実態をひとつよく反映をしまして、乳牛の償却費等の問題につきましても実態に即した形でひとつ御配慮いただきたい、こう思う

のです。

それからもう一つは、先ほど申し上げた、労働省の中では企画管理労働、こういうふうなことが言われております。これはいつも議論になっておるわけでありまして、これは、最近の酪農も単に牛を飼っておるということじゃなくて、高度化した酪農技術の習得とか経営管理、こういうことでパソコンやいろんなものを使ったり高度な機械を使ったり管理労働、こういうことをなさるわけでありまして、当然講習があったり、習得するためにはいろんな講習を受けたり、それから経営の管理と

いうことについて今まではないような機器を通じてこういうことをなさるわけでありまして、こういうものに対する評価というのの一体どうなっておるか。これについては農林省も数年の間いろんな検討を加えてまいりまして、それなりに算入しなければならぬということをやっているに算入したようでありまして、この先ほど申し上げました、ちょっと話は違いますが、乳牛の償却費のことと、それから企画管理労働といふ、このことについてどういうふうにお考えになっていらしたのか、ちょっとお伺いしておきます。

○岩崎政府委員 加工原料乳保証価格の算定に際しまして、乳牛価格の動向につきましては、これは乳牛が資本財という性格がありますので、新規に導入される乳牛の評価額の動向とあわせまして、残存価格として減価償却費に反映されるというところになるわけでございます。

いずれにいたしましても、乳牛価格の動向につきましましては、乳牛償却費の要素として保証価格に適正に反映させてまいりたいというふうに思っております。

それから企画管理労働費でございますが、平成元年度から新たに算定要素として加えてきたところでございます。平成二年度の価格算定を行うに当たりまして、統計情報部におきまして「酪農の企画管理労働に関する調査」というものを行っておりますが、企画管理労働時間の実態を把握し、

その労賃を評価がえして適正に算定してきたところでございます。

三年の乳価算定に当たっては、このような経緯を踏まえながら適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員 それから、毎年申し上げていることですが、生産資材それから施設、機械の価格、こういうものの引き下げに對しまして、これは通産省が所管することであるかもしれませんが、これは一義的には農林省としてこれはやっぱり把握していただくべきいかぬ問題でもありませんし、そういう実態等について把握をした上でこれをどう価格動向に反映させるか、こういうことではあります。

○藤原委員 これは毎年の春闘でそれなりの人件費の上昇、それから、こういうことの中で生産資材というのは年々上がっていることは御存じのとおりであります。買うものは年々人件費の高騰とともに上がる、そしてその中で努力してつくったものは毎年価格が下がる、こういう中で、それは一年、二年の間ですと、ある程度そういうものを吸収する余力もあるかもしれませんが、五年、六年と続きますとこれはやはりどこかに無理が出てくる。そしてまた農業の場合は、同じ条件の中、地域差もありますし、それから天候の変動もありまして、いろいろなそういう条件の中での生産を上げるということでもありますから、これが非常に大きなダメージになることも非常に多いわけでありまして。

生産資材の問題につきましても、当然通産省とのいろいろな協議会のような話し合いはなさっているらしいのだからと思ひますけれども、やはり機械を初めとして農業資材として使わなければならないものの物価上昇、こういうものについては、価格動向に對してどのようにこれを保証価格の決定に当たりまして反映させていくといひますか、こういうものをどう価格決定にお考えを反映させることになるのですか。

最近現場に参りますと、トラクター等におきましても、十年、十五年、本当にこれを辛抱して

使っているところもございまして、少しでも生産資材が安く購入できるようにということで共同購入とかいろいろな手だてをして、今までは二年、三年の間は努力をしてまいりましたけれども、もうこういうことで手だてがなくなつたというものが、実際にも値上げ部分といひますか、生産資材の価格上昇、それをかぶらなければならぬといひ、こんな悲鳴にも似たお話を聞くことが非常に多いのですけれども、非常に大事なことでお伺いをしておきたいと思ひます。

○岩崎政府委員 生産資材につきましても、これも生産費調査で出ておりますので、その結果を踏まえて適正に反映させていく、こういうことになろうかというふうに思っております。

○藤原委員 生産費調査でやるのは当たり前の話です。今まで四年、五年そういうことで、何とかそれを吸収できるようにということで御努力いただけてきた。そういう中で、少なくともこの五年の間に、それは地域によっていろいろあるかもしれないけれども、十数%、二〇%生産するものが下がっている中でのいろいろ苦勞して努力をしてまいりましたけれども、ここへ参りますと、もうそういう手だてはない。

それで、こういう生産資材について通産省とはどういふお話し合いといひますか、農業生産資材としてただ統計をとるだけなのか、資金アップによつてどういふふうになるのかといふことで、農業資材について実態を把握しながら、通産省との間で価格の問題について協議するとか話し合いをするとかという場はないのか。農林省といひますと、農業、農家を守る立場であるはずですから、これらについては十分に心を配っているのじゃないかと思ひますけれども、そういうことはないのであるか。どうなのでしょう。

○岩崎政府委員 生産資材の低減方策ということにつきましては、私も非常に重要なことであるといふふうにとめておる次第でございます。例えば購入飼料でございますが、これにつきましては元年の九月末からでございますが、従来配

合飼料の原料は税関長が承認する承認工場について関税の一定免除をしてきた、ただしこの場合、農水省の推薦が必要だといふことでございまして、承認工場制度の推薦制度を廃止するといふような形の中で、配合飼料の競争性を高めるという形の中で、製造、流通の合理化を図つていくことをいたしてあります。

また、単体飼料用トウモロコシの関税割り当て制度の創設といふこと、これも元年四月からでございますが、そういう形の中で承認工場以外でも税率ゼロのトウモロコシを利用できるように措置も講じてきたところでございます。そういうような形の中で、競争を通じた製造なり流通の合理化を図つていくことにいたしてあります。

また、肥料でございますが、これにつきましても土壌診断等に基づく施肥の一層の合理化を図り、また肥料費の節減の優良な取り組み事例の普及啓蒙とか、そういう形の中で肥料費の節減等々も図つていかなければいけないであろうといふようなことにいたしてあります。

○藤原委員 これは何も酪農だけに限ったことじゃありませんけれども、農業生産資材につきましても価格動向、それはただ統計で見るといふだけじゃなくて実態を見ていただきたいと思いますし、また交渉のできる問題についてはいろいろな交渉の場をつくる、話し合いの場をつくる。輸入物等、また国内での生産、そういうものについてひとつつきめ細かに配慮していくべきだと思ひますし、お願いをしておきたいと思ひます。

時間もありませんので、もっといろいろなことをお聞きしたいこともございますが、要するにこの四年、五年、それから五十三年からですか生産調整とか、生産者は生産性向上といふことであるといふ努力をしてきておるわけですね。生産性向上のために努力をするといふことは一体どういふことなのか。規模を拡大しない。そのときそのときいろいろな方針が生まれてそれに忠実に努力をして、都道府県におきましても理想的な規模でやっている方もいらっしゃるし、北海道等に

おきましては、確かにそれなりの規模拡大とともに生産性向上に随分努力をした跡がにじみ出ている、そういう状況といふのは各地に見られるわけでありまして、ただ、生産性が上がると価格を引き下げるということである毎年毎年追い打ちをかけるというふうになりますと、ふと我に返つて、生産性向上といふのは一体我々のために何だったのかとひとしく反問なさる農家の方々が非常に多い。やはり生産性を向上したといふその努力といふものは、ある程度生産者に還元できる道といふものは考えなければならぬのではないかと。

それからまた、生産者だけが一生懸命生産性向上に努力をしましても、このところずっと乳価は下がつておりますけれども、生産者の乳価が下がりますと小売段階でそれが反映されているかといふと必ずしもそうではない。生産、加工、流通、サービス、この各分野の共通の努力があつてこそこういう生産性向上の実が上がるということ。こんなこと何と私がよく申し上げることもないことだと思ひますが、これも毎回の場で言われていることでありますけれども、生産者には確かに過酷ともいへばこの向上の努力を強いながら、流通とか加工とかサービス、こういうところになりますと消費者にそれが還元されるような形で生きていない、こういうことが言われるし、私も本当にそうだと思ひます。農林省としてはこれはもう最大の課題として、生産性向上で四年も五年も、諸物価が上がる中で乳価を引き下げるということであるならば、生産者を守るために最大の努力をして、これらのものの動向といふものを把握をし、それに対する対策、いろいろな手だてをするのが農林省の本来の役目ではないかと思ひますが、何もしてないとは言ひませんけれども、実の上がつてないことは事実でありまして、これはぜひひとつ、農家の方々が一〇〇%とはいひませんが、農家の農林省も真剣になつて取り組んでいるといふ、こういう一連の共通の努力に対する監視といひますか把握とともに、農林省としましても最大のひと

つ御努力をいただきたい。これがなければ生産者は本当に何のための努力であったのか、生産性向上だったのかということになるのじゃないかと思ひますが、このことについてはぜひひとつ要望しておきたいし、また御意見を賜りたいと思ひます。

○岩崎政府委員 農家の生産性向上分については、これを全部吸収してしまうのではなく生産者にも一部還元させるという御意見でございまして、これまでもそれなりの配慮が行われてきたというふうに考えておりますが、現在の内外の酪農を取り巻く情勢にかんがみまして、需要者なり消費者に還元するというのも重要であるというふうに考えております。

それで、先生ただいま御指摘ありましたように、本当にこれだけ一生懸命生産者が努力しているのに、それが消費者に通じないのはおかしいというお話でございまして。私も全くとおりだというふうに考えておりまして、私もメーカーなり消費者に行く段階の過程におきまして、そういうものが十分消費者に行き渡りますように、私ももたりに一生懸命指導してまいりたいというふうに考えておる次第でございまして。

○藤原委員 これは畜産局で全部やるということではなくて、なかなか難しいことなのだと思います。各局にまたがることなのかもしれないけれども、これは何も酪農製品、酪農関係、畜産物価格の問題だけじゃなくて、各水稲にいたしましてもそれから畑作にしましても同じような状況にあるわけです、加工、流通それからサービス、こういう一貫したものに對しての動向とか、局をまたがる問題について、ぜひひとつ農林省でも、これはしっかりと把握をする手だてをつくってもらいたいし、また年々そういう何らかの改善の方途というものが実を上げるようにしていただきたい、こう思うのですが、政務次官どうでしょう、これは局長の答弁じゃなくて政治的な手法だと思ふのですけれども。

○杉浦(正)政府委員 御説全く同感でございまして。そういう方向で、省としても努力してまいり所存でございまして、よろしくお願いいたします。

○藤原委員 お願いするのはこっちの方でして、ぜひひとつ実の上がるようにお願いいたします。頑張ってください。そしてまた、局にまたがるいろいろなことがありますので、一つのところでできるといふことではないのだからと思うのですが、これはやはり生産者としては納得のいかぬところですよ。しかし、そういうことが一つ一つちゃんと実を上げるようになれば、やはりそれなりにまた見る目も変わってくるのだらうと思ひますが、時間もありませんので長いお話はできません。

最後に、最後というか最後じゃないのだけれども、限度数量ですね。これももう少しいろいろな角度から申し上げたいのですけれども、時間もありませんからあれですが、ゆとりある生乳需給計画を策定して、加工原料乳の限度数量をこしは適正に決定してもらいたいという農業団体からの要請がございまして、需給計画というのは、需給動向というのは何かヒット商品が出ますと急に需要がふえたり、最近ではマスコミの影響とかいろいろなことがございまして非常に難しいことなのだからと思ひますけれども、少なくとも今生産制限をしている国内消費について、それで特に、ちょっと生産をふやそうなんていって、あすあさってにふやせる加工業とは、他産業とは違うわけでありまして、やはり搾乳するにはそれなりの年月が必要だということ、非常に一次産業の場合には厳しい条件の中にあるのですけれども、しかし毎年このところは緊急輸入という名目で輸入しておる。

それは先ほどお話し合いも例に出しておりましたが、脱粉やバター、アンバランスな一面もあるのかもしれないが、しかしこれは最大限の努力をいたしまして、適正在庫ということ等もあわせて、この限度数量というのは緊急輸入なんかじゃ

なくて、できるだけ需給に近づける努力をしていただきたいし、市場調査とかいろいろなこと等もあわせて、緊急輸入をしなればならないようなことじゃなくて、ひとつ対応を——今日これだけの気象状況やいろいろな科学技術の粋を集めていろいろな情報の流れの中にあるにありまして、毎年大きな差異が出てくるなんていう、そんなことじゃ農林省はいかぬのよ。これはぜひひとつ限度数量等におきまして、ゆとりあるという言葉にありますように、適正に決定をいただきたい、こう思うのでありますが、いかがでしょう。

○岩崎政府委員 加工原料乳の限度数量につきましては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づきまして、生産者補給金を交付しても確保すべき加工原料乳の最高限度という考え方を基本に、生乳の生産事情なり飲用牛乳及び乳製品の需給事情、その他の経済事情を考慮して、畜産振興審議会の意見を聞いて決定するということになっておりまして、来年度の限度数量についても、来週の畜産に向けて、今後、生乳の生産の動向なり乳製品の消費動向等を見きわめながら、ぎりぎりまで十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤原委員 冒頭に申し上げましたけれども、最近、酪農家の離農というものが非常に、生産意欲減退ということもございまして、実体的な非常に窮乏ということもございまして、これは地域差とかいろいろなことがございまして、それは規模とかなんかによるのですけれども、一般的に非常に厳しい状況にある、このように私も実感しますし、これは去年の秋からということになりますと、データ的にははつきりつかんではないけれども、先ほど申し上げた、そういう状況にあることは当然で、この数年の間、大変に努力をしてきた。しかも北海道の根拠地域ですと、長い苦闘の歴史の中でようやく築いてきたものを離農しなきゃならぬということは、本当に忍びない。そういう大きな障害があつて離農せざるを得ないということ

は、本人にとつても大変な決断であつたらうと思ひます。

政府としまして、固定化負債を初めいろいろな対策を講じて今日まで来て、ある程度何とか経営がやれるような状況になるのかと思つてるところへ、また自由化の余波といひますか、そしてまたいろいろの変動が襲いかかつてまいりました。

第三十回の畜産振興審議会に對しまして、「最近における畜産の動向等について」の畜産局長の報告がございましてけれども、この中にも、「酪農経営の動向についてみると、飼養戸数は零細飼養層を中心に引き続き減少しており(平成二年六万三千戸、対前年比五・一%減)、飼養規模の拡大は著実に進展している」また全国平均、平成元年三十一・四頭が一戸当たり、これが二年に三十一・五頭、北海道におきましては平成元年は五十三・二頭、これが二年に五十六・五頭、このように報告をなさつたようでありましてけれども、ここにもありますように、必ずしも零細飼養層というのではなくて、北海道の場合はそんな零細というのはいわけてすけれども、中間層といひますか、離農者が多いことは事実です。飼育頭数が多くなつた、規模が拡大した、着実に進展している、こういう報告になつておるのですけれども、最近はずしも離農した人の跡地を利用するという状況にはございまして、あるいは、さらにまた借金が膨らむようなことでは健全経営ができないということ、地元としても非常に苦慮しておるものが現実として、零細なところならそれなりの中にあるのかもしれないけれども、今日、二十年三十年努力してきた者が離農せざるを得ないということ、これはいろいろな経営上の問題もありまして、先ほど申し上げた、そういう状況にあることは当然で、この数年の間、大変に努力をしてきた。しかも北海道の根拠地域ですと、長い苦闘の歴史の中でようやく築いてきたものを離農しなきゃならぬということは、本当に忍びない。そういう大きな障害があつて離農せざるを得ないということ

思ふのだけれども、どういふ実態なのかというものをもう少し把握なさって、それに対する対応というものを考えなければならぬんじゃないかと思ひます。

何せ日本の国、特に北海道におきましては、大規模だといひましても歴史的にたかだか二十年そこそこという事です。ヨーロッパのように百年二百年、長い歴史のあるところと違つて、資本蓄積等も非常に弱い、こういう中でやっておるわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、ぬれ子の価格が下がる、老廃牛の価格が下がる、こういう、ちょっと一つの要素が崩れますと経営に大きなひびが入るといふ中で非常に不安定な経営を強いられる。その中で何とか安定的な基盤を築きたいといふことで参りましたが、どうしても、毎年毎年乳価の引き下げとともに、これが目につくところでありまして、これはぜひひとつ実態等を把握しまして、対応について真剣にお取り組みをいただきたいと思ひますが、いかがですか。

○岩崎政府委員 酪農家の戸数でございますが、ここ数年、成畜の一から九頭層の小規模層を中心として戸数が減少、成畜三十頭以上の大規模層の戸数の増加が同時に進行している。全体として大体年率四ないし五割の割合で減少してきたところでございます。大体そういう状況のことでございます。

酪農の状況につきまして、一つは、中央酪農会議が酪農経営を離脱した農家につきまして調査いたしております。経営離脱の要因としては、後継者不足というのが四十数%、また労働力不足、それから先行き不安、不慮の事故、負債問題、環境問題というようにことが挙げられております。私どもも最近時点で、何とか聞き取りでもというところでございますが、傾向的には大体そういうような状況になっております。

このような離脱要因を踏まえながら、かねてか

ら私ども一生懸命努力してきたところでございます。コスト低減なり経営体質の強化というものを図ることを基本といたしまして、飼料基盤の確保なり、乳肉複合の推進なり、改良推進によります乳量、乳質の向上なり、無利子資金の貸し付け等々の体質強化を図る。

また後継者確保なり、経営者の病氣、事故等に関する対策といたしましては、酪農ヘルパー事業、新規就農の促進、農業後継者育成資金等々でございます。

また、環境対策といたしまして、ふん尿処理機械、施設の総合的な整備、あるいは環境整備のための機械装置の貸し付け等々でございます。

また、負債対策といたしまして、大家畜経営体質強化資金の貸し付け等々の各般の施策を講じてきたところであります。今後ともその充実なり強化を図つてまいりたいといふふうに考えております。

○藤原委員 これは基本的な大事な問題で、あそこあつてということじゃないかと思ひます。あそこ、ひとつ長期的に見まして対応策、ここに参りますと、本当に現在まで努力してきた方々に対して最大の対応策といふものを講じなければならぬ、そういうときではないかと私は思ひますので申し上げておるわけでありまして、ひとついろんな角度から御検討いただきまして、対応策を御検討いただきたいと思います。

先ほど同僚委員からお話がありましたけれども、酪農近代化基本方針の見直し作業、これは諸問しているんですけれども、いろいろ難しいことがあるんだといふことは我々もわかるわけですが、しかし明確な一つの指針といふものが、そういうバックボーンがあつてこそ使命感を持ち、また一次産業の方々につきましては努力の一つの目標といふものがあるんだらうと思ひますが、数値的なものを出しますとなかなか変動が大きいので答申といふのは難しい、これはそういうことではならぬじゃないかと思ひます。農家の方から聞きますと、やはりこれから先々どうなるのかという

不安感というものが非常に大きいわけですから、そういうものに対してきちつとした一つの指針となるバックボーン、こういうことで最大の努力を払つて中間答申なり、また二次、三次いろんな手だてが必要、まあ一気にはできないではないのかもしけれどもいけませんか、やはり希望の持てるような方向性といふことも指針といふものをお定めになることが大事じゃないかと思ひますが、現在の状況と今後の考え方を聞きましておきます。

○岩崎政府委員 酪農基本方針の改定でございますが、現在酪肉振興法の定めるところに従ひまして、生産コストの目標をどうするか、また生産振興の方向をどうするか、それから飼料作物の生産指標をどうするか、また流通の合理化等の項目について行つていこうとございまして、特に大家畜生産をめぐる近年の情勢をかんがみまして、生産コストの目標の設定なり、飼料作物生産のための指標の作成が特に重要であるといふふうに考へまして、これらの作業に重点を置いて、前広に検討を行つていこうとございまして、例へば生産コストの目標についてでございますが、将来その普及が見込まれます受精卵移植技術等の新技術、あるいは交雑種雌牛の繁殖利用なり、肥育雌牛の一産取り肥育等の新しい方式の普及定着の可能性がどうか、また、大家畜経営に対する土地集積及び粗飼料生産コストの低減の可能性がどうか、また、自由化後の輸入牛肉と国産牛肉との競合性の見きわめ等に関する基本データの収集、分析に手間取つていこう。

それから飼料作物生産のための指標でございますが、今回の基本方針、これは新しく盛り込もうとしていこうとございまして、その考え方が設定方法等、基本的なことから検討する必要があるといふようなことから、非常に難しい作業であり、このため改定作業が遅延しているという状況でございます。

また、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が行われまして、昨年の十二月のブラッセルの閣僚会

議では最終合意が得られず、継続協議となつていこうといふようなことでございますが、これらの進捗状況も視野に入れる必要があるのではないかと、いふふうにも考えております。

いづれにいたしましても、私どももいたしましてもできるだけ早期に改定作業を終えたいといふことで、現在、一生懸命努力しているところでございます。

○藤原委員 もう時間が来ましてこれで終わらなければなりません。今申し上げたこと、それを答弁しただけではなくて、その後をひとつしっかりとフォローしていただきたい、御検討いただきたいと思ひます。

時間が過ぎてしまつたのですが、最後に、指定食肉安定価格の適正な決定といふことも生産者団体が今いろいろ要求していることとありますが、最近、自由化を目の前にいたしまして、このところずっと見ますと、乳用牛と和牛との価格差といふのは、いい肉とそうでない肉との二極分化といひますか、そんな感じがするわけでありまして、こういうことで、指定食肉安定価格を決定するに当たりまして、合理化目標価格とか安定価格帯とか、こういう算定等におきまして十分配慮をいたしませんと、安定帯が下がるなどということになりますと農家の人はますます意欲を失ふことになるのではないかと。これは乳雄等については特に言えることなのですけれども、この価格算定等につきましてひとつ十分の御配慮をいただき、先ほど来申し上げておりますように、酪農家の方々が十年、二十年、三十年営々として築いてきたものを、意欲を失つていく、そしてまたせっかくの努力が水泡に帰すことのないようにひとつ適正な価格を御配慮いただきたい。このことを要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○大原委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、まず最初に、輸入牛肉の合成ホルモン剤の検査問題についてお伺ひいたし

これは、今消費者にとって大変大きな不安になっております。一昨年、食料品消費モニター調査を行っておりますが、輸入牛肉に対する不安、そういう幾つかの点の中で、第三番目にホルモン剤が挙げられています。しかし、輸入時のチェック体制はありません。そして、トレンボロン、メレングステロール、ゼラノールなど、アメリカを初め諸外国で広範に使われている合成ホルモン剤がノーチェックで国民の口に入っているわけでありまして、ことしの四月から牛肉の輸入自由化が施行されようとしておりますが、事は大変重大だと思われかけます。この問題は行政監察でも、早急に残留実態調査を行うべきだと指摘されておりますが、厚生省、いかがでしょうか。

○難波説明員 お答えいたします。

雄牛の肥育時に使用されるホルモンの安全性につきましては、当該ホルモンが食肉中に残留するかどうか、また、その残留が人体に対してどのような影響があるかについて検討の上、評価する必要があります。というふうに考えているところでございます。

このため、厚生省といたしましては、食肉中の残留ホルモンの検査方法の開発をするともに、昭和六十一年度より輸入牛肉についてゼラノール等肥育用ホルモンの残留実態調査を行っているところでございますが、現在までのところ、特に問題となるような残留は認められていない状況にございます。

今後ともこれらの残留実態調査を継続して行うことといたしておりますけれども、それらの結果及び安全性に関するFAO・WHO合同食品規格計画における検討状況等、国際的な評価の動向を見ながら、必要に応じて残留許容基準の設定等所要の措置を講じてまいることとしておるところでございます。

○藤田(ス)委員 合成ホルモンが残留している輸入牛肉は検出されていないというふうなことでございますけれども、それは検査をする制度上の問題が十分つかまえることができないからですか。

かも、国際的とおっしゃいますが、ECではもう早くから、ECとアメリカとのホルモン戦争と言われるような大問題になりまして、今はECが担当官をアメリカに派遣をして、生産及び流通段階でホルモン剤があるのかないのかということを確認しながら証明制度をとって、その証明のあるものだけを輸入する、こういうふう非常に厳格に行われているのです。なぜ我が国だけがそういうふうな体制をとれないのでしょうか。

私は、せめて輸入時には合成ホルモン剤については完全にチェックをしていく、そういうことをきちっとやるべきだと思いますが、もう一度お答えください。

○難波説明員 お答え申し上げます。

まず第一に、検出限界の御指摘でございますが、確かに昭和六十一年、六十三年、平成元年の調査におきましては検出限界は若干高うございまして、したがって、現在実施中でございましてけれども、平成二年のモニタリングにつきましては、プロジェクトロンについてはppb、メレングステロール、トレンボロン、エストラジオール、ゼラノール、DES等についてはppbの検出限界というところで調査をしておりますので、十分に感度が上がったと理解しております。それから、ECとアメリカとの牛肉のホルモンの使用をめぐる問題につきましては、直接私もコメントする立場ではございませんけれども、それぞれの主張が違っていることは事実でございます。

私もといたしましては、先ほど申し上げましたように、科学的な根拠に基づいて安全性の評価をした上で基準を決めていきたいということで、現在合成型につきましても、FAO・WHOで残留許容限度等についての検討が進められておりますので、それらの動向を踏まえながら我が国としても対処してまいりたいと考えております。

○藤田(ス)委員 モニタリング調査というのは、輸入牛肉をほとんど上陸させて、そして商品はほとんど外へ出していきながら抜き取りでモニタリ

ング調査をやるのです。だから、問題が起こってから追いかけていっても、品物がもう口の中に入ってしまったというふうなことで、これもまた行政監察の調査の中で明らかになっていきます。これはホルモン剤の問題だけではなく、ほかの問題でも、だから、この際、こういうふうなモニタリング調査ということではなしに、きっちり水際で検査をする、そういう体制をとるべきだということに考えるわけです。このことは強く要望しておきたいと思っております。後でお答えください。

さらに、残留抗生物質の輸入時の検査、これもその前提になるのが諸外国の情報収集なんです。ところが、現在行われているのは、オーストラリア、アメリカ及びニュージーランドが入っております。豚肉についてはデンマーク、台湾及びカナダ、さらに鶏肉についてはアメリカが情報収集対象国になっていない。一番たくさん輸入されてくるそういう国を対象にしていけない。これでは国民の健康は守れないじゃないか、直ちに改善をいただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○難波説明員 お答え申し上げます。

動物用医薬品の使用状況に関する外国の情報処理につきましては、予算上の対象国としては先生御指摘のように三カ国となっているわけでございますが、アメリカでございましてオーストラリア等の主要輸出国にしましては、職員の出張時でございますとか、いろいろの問題があつて定期協議の場がございます、これらの場を通じてまして、平素からあらゆる機会を通じて情報収集に努めているところでございまして、今後とも幅広く情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○藤田(ス)委員 一体どんな情報収集をやっているのですか。

○難波説明員 お答え申し上げます。まず、そういう物質についての使用の規制状況、使用の実態、それから輸出国でそういう残留調査をしているかどうか、あるいは輸出時の検査体制があるかどうかというふうなことで情報収集に努めております。

○藤田(ス)委員 それは相手国に行っていないのでしょうか。そこへ行って調査をしているのか、はつきりしてください。

○難波説明員 従来から、今御説明申し上げました情報収集に努めるとともに、特に問題が生じた国については、相手国に対して原因の究明でございまして、残留を防止する排除対策についての実施を要請してあるわけでございます。そういう中で、実効性のある報告がなされない場合には実際に現地へ参りまして、協議でございまして、調査をするという体制を進めておるところでございます。

○藤田(ス)委員 結局行っていないのです。情報収集はまさに机の上でしているのです。だから逆に言えば、予算はこういう今指摘したような国々を対象にしていけないけれども、情報収集はやっている、あなた方はそういうふうな言われるのです。また、そういうふうな情報収集の範囲しかやっていないのです。しかし実際には、見ると聞くとは大違いなのです。

私は、やはり相手国に行つて本格的に情報収集をキャッチする、そういう対応をしなければならぬ、こういうことを言っているわけなんです。

○難波説明員 言葉足らずなお答えで申しわけなかったと思うのでございますが、特に最近、輸入の食肉についていろいろな残留問題がございまして、昭和六十二年度にはオーストラリア、六十三年度にはアメリカ、台湾、韓国、タイ、それから平成元年度には中国、デンマーク、カナダ、ニュージーランドに職員を派遣して協議をするともに現地調査もさせているところでござい

○藤田(ス)委員 この問題はかりしていることはできませんけれども、しかし、今おっしゃったのもやはり十分な取り組みの上でなされていることじゃないのです。だから、予算上も遠慮することなく、国民の健康を守るんだという立場で堂々と要求していけばいいのです。私たちも、またここにいらっしゃる先生方もみんな応援をしてくださると思

うのです。そうでなければ輸入の自由化だけが先行されて、合成ホルモン剤の問題も残留抗生物質の問題も何一つ消費者の不安は解決しないじゃありませんか。私は厚生省に強くそのことを申し上げて、次の質問に入っていきたいと思ひます。

乳価の問題がけさほどからたくさん出ております。私は、最初に二点お伺ひいたします。

日本政府はガットに対するオファーストで、国内保護はAMSによって八六年から九六年の十年間で三〇％削減する。ただし、輸入割合と生産調整を考慮して削減幅を圧縮する。九〇年から九六年における牛乳・乳製品の削減幅は、したがって八・六％となっております。しかし、このような考え方をこしの乳価に持ち込んでいくということは決してあってはならないと考えるわけですか。この点いかがですか。

もう一つの問題は、本来乳価というのは農民に製造業者並みの労働報酬を保障することがその基本に据えられなければならないと考えるわけですが、また、飼料の作物労働についても労働は同一者によるものであって、酪農経営は牛づくり、草づくりから成り立っています。粗飼料の質によって年間の乳量が決まるといふ点では極めて知的な労働であり、そしてまた肉体的にも非常に激しい労働であります。当然飼料作物労働も飼育労働と同一賃金で評価するべきではないか、こう考えますが、二つの問題についてお答えください。

○岩崎政府委員 ウルグアイ・ラウンド農業交渉におきまして、昨年七月の貿易交渉委員会での合意を踏まえまして、各国が昨年十月十五日までにオファを提出するということになり、我が国も酪農の国内支持に關しましては、一九八六年を基準といたしまして一九九六年までに、保護、支持の水準であるAMSを三〇％削減するというオファを提出したところでございます。

しかしながら、既に先生御存じのようにガット・ウルグアイ・ラウンドにつきましては、昨年のブラッセル会議におきましても輸出国同士の対立というようないふこともありまして今日に至っております。

りまして、具体的にそういうようなことがまだ論議される段階ではございまして、これからでございます。

ただ、国際的な農業保護削減の動きというものにつきましても十分念頭に置いていく必要はあるといふふうには考えておりますが、今回の保証価格の算定に当たりましては、不足払い法に基づきまして、生産費調査の結果を踏まえて、その他の経済事情も考慮しながら、畜産振興審議会の意見も聞いて適正に決定してまいりたいと考えております。

それからもう一点、飼料作物労働のことでございます。飼料作物労働につきましては、他の畑作物の行政価格における労働と同様に、農村雇用労働を物価修正して算出しているというところでございします。

一方、飼育管理労働につきましては、その労働が年中無休であり拘束的であるという特殊性に着目いたしまして、主要加工原料乳地域における製造業五人以上規模労働で評価している、特別に扱っているというところでございします。

○藤田(ス)委員 アメリカでも関税率ゼロを提案しながら、それによって農業輸出補助金を大幅にふやすというのをやっているのです。我が国だけがそういうふうな問題を十分念頭に置いてなんといふのはいかにも理屈に合わない話じゃありませんか。これは日本の農水省なのですから、日本の酪農民の立場に立って事を考えるべきです。

私は、所信質疑でも触れましたけれども、先ほどもからも指摘されておりますように、四月からの牛肉の自由化を目の前に控えてぬれ子や乳産牛の価格が大暴落しています。北海道では一戸平均百万円以上、多い人なら六百万円を超える赤字が出てきていて、ここの営農計画さえ立てられないという状況が生まれてきているわけです。このような事態が生じているという事は、私どもは八八年の牛肉自由化を認めた牛肉二法案の国会審議の際にも厳しく指摘をしていました。今農民は、一度自由化されたらどうなるか、そのことを

厳しく見守っているのです。

そこで、私は再度お伺ひいたしますが、生産費調査期間後の大暴落であって、今後も価格の低下が予想されるわけですから、そういう実態をきちんとして反映させることを明確に約束していただきたいと思いますか。

○岩崎政府委員 保証価格でございますが、またぬれ子価格についてもそうでありまして、私も牛乳生産費調査の結果等を踏まえて、その他の生産資材の価格なり労働時間なり一頭当たり乳量の増加等々いろいろの要因も考慮しながらこれは算定されるものでありまして、現在これらのデータに基づいて検討を行っているというところでございします。

○藤田(ス)委員 きょうは大臣お見えじゃないですが、政務次官、この前の私の質問に対して大臣はこうおっしゃったのです。自由化が始まる「初年度、混乱をしないよう、諸条件を勘案しながら決定をさせていただきたいと思ひます。」諸条件を勘案して混乱しないように価格を決定する、これが大臣の御答弁でありました。

私は、当然事務方もこの大臣の意思を受けて価格決定に臨むべきだと思ひますが、その点についてもう一度重ねて質問をいたします。

○杉浦(正)政府委員 大臣のおっしゃられたことに、結局は適正に決定させていただくということに尽きるのではないかと思います。

○藤田(ス)委員 適正という言葉は、いいかげんなものはない。きょうは理事会で附帯決議を上げるときにもそのことが大いに論議されたのです。そして附帯決議の中では適正という言葉は抜いて、そして今日のぬれ子や乳産牛の価格の低下という言葉を使っていますが、低下をしている中で、そういう乳価の価格については、適正ではない酪農家がそういう実態の中で本当に再生産を図れるように価格を決めていくべきだということを附帯決議の中にうたっているわけでありまして、だから私は、重ねて、大臣も適正というふうにはおっしゃっておりません、諸条件を勘案しながら

決定する、こう言っているわけですから、諸条件を勘案しながら決定をしていただきたいと思います。

次の問題ですが、これもけさほどから何度も問題になりました、酪農家が価格とともに心配しているのが限度数量の問題です。これまで限度数量は八七年度に二百五十万トン、八八年度に二百五十万トン、八九年度は二百三十万トン、九〇年度は二百三十五万トンと推移をしているわけですが、一方国産乳製品の在庫の推移をみますと、八七年度が脱脂粉乳が一・四万トン、バターが一・八万トン、八八年度は一・五万トンと二・二万トン、八九年度が二・二万トンと二・三万トン、九〇年度がそれぞれ一・五万トン前後、こうなっています。このような在庫水準の中で需要変動により在庫がしゅちゅう底をついて、八八年度にバター、脱脂粉乳合計で四万六千トン、八九年度には一万六千トン、九〇年度には一万二千五百トン輸入が行われているわけでありまして、このことは、現在の在庫水準が必要変動に耐えられるような適正なものではなくなっている、見直しが必要だということを示しているというふうにも考えるわけです。そのために、限度数量を引き上げてゆとりのある生産体制にする必要がどうしてもあります。この点についてお答えください。

○岩崎政府委員 ただいまの限度数量のお話でございますが、限度数量につきましては、生産者補給金を交付しても確保すべき加工原料乳の最高限度という考え方を基本にいたしまして、生乳の生産事情なり飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮しまして、畜産振興審議会の意見を聞いて決定することになっております。来年度の限度数量につきましては、畜産振興審議会の意見を聞いて適正に決定してまいりたいというふう存じております。

○藤田(ス)委員 あなた方いつでも何か自分の責任でない言い方をされますが、そんなことは許されませんよ。そして、この限度数量によって実際に酪農家がどんなひどい目に遭っている

るかそういう事態をもっと本当にリアルにとらえていくべきだというふうに思うのです。

私はここに一人の酪農家の訴えを持っています、北海道の浜頓別町の酪農家は、

九〇年には前年対比で二・五%の増産しか認められず、年度末が近づくにつれて増産に動んできた農家にたいしては「ベナルティをかけるぞ」「来年の枠を減らす」といった脅しがかけられました。そのため二束三文で初妊牛や経産牛を処分したり、エサ給与制限によって病気が多発するという事態が生まれました。

牛乳が余っているという乳価を下げ、減産政策を進め、乳製品が不足したといつては輸入を拡大する自民党政府のやり方に、農民の怒りは頂点を越えています。

こういうふうなことを申上げておきます。時間が限られておきますので、最後になりましたが、もう一つの問題で、先ほどから離農対策の中でも言われておりました酪農ヘルパーの問題です。これはヘルパーを定着させるためにどうしてもやらなければならないことは、ヘルパーの責任に帰属する事故の補償保険を補助事業の対象にするべきだという問題であります。これは後でお答えください。

そしてもう一点、これは大きな問題ですが、輸入自由化の問題について、乳製品、でん粉の自由化問題ではガット理事会でガット二十二条に基づく関心国協議をアメリカ政府は申し入れたというふうに伝えられています。しかし、このアメリカの対応というのは、八八年の七月二十一日に日米間で合意した農産物十二品目の問題に関する合意内容と明らかに反するものなんです。この合意内容は、八月三日の日に書簡の中にしたためてそして交換されている厳然としたものです。ところがアメリカ政府のやり方は、平たく言うとアンフェアなやり方で、こういうふうな関心国協議という

申し入れをしています。私は当然日本としてアメリカ政府に厳しく抗議をしてしかるべきだと考えますが、政府の対応を明らかにしてください。そしてまた、二国間であろうと多国間になろうと、ミニマムアクセスも含めて一切自由化に同じない、乳製品、でん粉の自由化は、ミニマムアクセスも含めて一切自由化に同じないという基本を再度明らかにしていただきたいと思います。

○川合政府委員 日米間のこの問題に對します協議は、三月二十二日に行うことになっております。今お話しした復讐問題の問題でございますが、これにつきましてはアメリカとの協議を踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

この点につきましては、日米合意に反するのではないかとこのお話がありました。この点については日米合意には何ら触れられておりませんので、反するということにはならないのではないかと申します。ガット二十二条で、ガットの運用に関するいかなる事項についても協議を要請することとができるということになっておまして、それは好意的な考慮を払わなければならないということになっておりますので、先ほど申しましたように、これを受けるかどうかはこれからの問題でございますが、反するということではないと思っております。

繰り返しますが、まず日米間の協議を二十二日に行い、その上で今の点については検討してまいりたいというところでございます。

それから、この協議に對する態度は、従来も申し上げておりますように、十一問題に關しましては今ウルグアイ・ラウンドで明確化を主張し協議をしているところでありまして、これを踏まえて対応するということを主張したいと思っております。

○岩崎政府委員 事故の問題でございますが、これは直接的な補償に要する経費の問題でございます。当事者であります利用組合あるいは利用農家等の負担によって行われるべきものだというふうに考えております。

ただ、ヘルパー作業中の事故に対する責任の所在等、その取り扱いが不明確なケースが多発いたしますと、事故が生じた場合の不安から農家の利用意欲なり、ヘルパーの就業意欲の双方に影響を与えるのではないかと懸念されるところでございます。事故が生じた場合の取り扱いを明確にするための推進会議の開催や事故の認定に要する経費につきましては、助成対象としてい

るところでございます。

○藤田(ス)委員 時間が過ぎましたのでこれで終わりますが、重ねて、ミニマムアクセスも含めてでん粉、乳製品の輸入自由化を行ってはいない、その点では、日米合意に含まれていないからという政府の見解は、私は大変不満であります。

ヘルパーの定着のためにぜひともこういう補償制度を定着させていただきたい、このことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○大原委員長 小平忠正君。

○小平委員 私からも、今回の畜産物価格等の問題も含めてですが、今藤田委員からも質問がありました。このウルグアイ・ラウンドに向けてのこととまず冒頭にお伺いしたいことは、この三月十四日付けの新聞等にも報道されておるのですが、ウルグアイ・ラウンド農業交渉へ向けて、政府・自民党の対処方針が明らかになっている、そういう報道がされております。これについて、「コメ市場の部分開放につながる最低輸入義務(ミニマムアクセス)の設定案も全面的には否定せず、議論には応じていく」と柔軟な姿勢を示して、「こ」何とております。

しかし、そこで私は先般も近藤農水大臣に、いわゆる所信表明の後質問したのでありますけれども、この米市場開放反対ということ、全党が過去三度も国会決議をしておるという、こういう経緯があります。この中で、これは方向転換がされるところならば非常に大きな問題でありますので、この点についてまず大臣にお伺いをしたかったのであります。きょうは欠席のようでありまして、政務次官、これについて御方針が変わ

たのかどうか、政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○杉浦(正)政府委員 私からお答え申し上げます。

日本経済新聞の報道につきましては、そういう報道がなされたということは承知しておりますけれども、報道の内容のような対処方針を決めた事実はございません。従来の基本的立場に変更はございません。

米につきましては、米及び水田稲作の格別の重要性にかんがみまして、国会における決議等の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいることにより変わりはございません。

○小平委員 そうしますと、今政務次官おっしゃいましたように、従来からの方針には何ら変わりがなく、そういうふうな明確に私も受けとめてよろしいということでございます。

それでは、この後、今後の日程等の問題なのですが、今アメリカでは、米議会ではいよいよファーストトラック、この延長についての可否が逐次決まってくるのですが、その後欧米が妥協に動いていくような、そういう気配も感じられます。そして、その後六月のOECDの閣僚会議、理事会を経て、七月のロンドン・サミットが大きな山場ではないか。そのときには我が国もこの四月の統一選挙が終わっている。

そういう中で、これらの外交スケジュールに合わせて政府当局はどのようなスケジュールをもって対応していくのか、それについて、経済局長ですか、ひとつ御方針をお伺いしたいと思います。

○川合政府委員 現在、ウルグアイ・ラウンドは再開されまして、技術的問題について先週議論が行われたところでございます。こうした技術的問題については四月中旬にやるといふことだけでございますが、一、二回、あるいはその後、二回は、あるいは三、四回ということになるかも知れませんが、少なくともこうしたものが行われる

たのかどうか、政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○杉浦(正)政府委員 私からお答え申し上げます。

日本経済新聞の報道につきましては、そういう報道がなされたということは承知しておりますけれども、報道の内容のような対処方針を決めた事実はございません。従来の基本的立場に変更はございません。

米につきましては、米及び水田稲作の格別の重要性にかんがみまして、国会における決議等の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいることにより変わりはございません。

○小平委員 そうしますと、今政務次官おっしゃいましたように、従来からの方針には何ら変わりがなく、そういうふうな明確に私も受けとめてよろしいということでございます。

それでは、この後、今後の日程等の問題なのですが、今アメリカでは、米議会ではいよいよファーストトラック、この延長についての可否が逐次決まってくるのですが、その後欧米が妥協に動いていくような、そういう気配も感じられます。そして、その後六月のOECDの閣僚会議、理事会を経て、七月のロンドン・サミットが大きな山場ではないか。そのときには我が国もこの四月の統一選挙が終わっている。

そういう中で、これらの外交スケジュールに合わせて政府当局はどのようなスケジュールをもって対応していくのか、それについて、経済局長ですか、ひとつ御方針をお伺いしたいと思います。

○川合政府委員 現在、ウルグアイ・ラウンドは再開されまして、技術的問題について先週議論が行われたところでございます。こうした技術的問題については四月中旬にやるといふことだけでございますが、一、二回、あるいはその後、二回は、あるいは三、四回ということになるかも知れませんが、少なくともこうしたものが行われる

たのかどうか、政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○杉浦(正)政府委員 私からお答え申し上げます。

日本経済新聞の報道につきましては、そういう報道がなされたということは承知しておりますけれども、報道の内容のような対処方針を決めた事実はございません。従来の基本的立場に変更はございません。

米につきましては、米及び水田稲作の格別の重要性にかんがみまして、国会における決議等の趣旨を体し、今後とも国内産で自給するとの基本的な方針で対処してまいることにより変わりはございません。

○小平委員 そうしますと、今政務次官おっしゃいましたように、従来からの方針には何ら変わりがなく、そういうふうな明確に私も受けとめてよろしいということでございます。

それでは、この後、今後の日程等の問題なのですが、今アメリカでは、米議会ではいよいよファーストトラック、この延長についての可否が逐次決まってくるのですが、その後欧米が妥協に動いていくような、そういう気配も感じられます。そして、その後六月のOECDの閣僚会議、理事会を経て、七月のロンドン・サミットが大きな山場ではないか。そのときには我が国もこの四月の統一選挙が終わっている。

ことにならうかと思ひます。その前後に、今お話がありましてファーストトラックの期限が、五月いっぱいというところでございまして、その参るわけにございまして。

ウルグアイ・ラウンド、御承知のように何と申しましてアメリカ、ケアンズ・グループとECとの輸出補助金の問題が一番大きな問題でございまして、これについてどういふふうな、今妥協という言葉を先生お使いになりましたけれども、お話し合いあるいはまとめる行われるかというところにかかっているわけにございまして、何よりもこの点を私も注目していかなければいけないと思っております。現在会議が始まったところからでございますので、その見通しを云々することは非常に難しい段階でございまして、今の状況としては、そのところについて一番注意をすべきだということとを申し上げさせていただきますと思ひます。

なお、OECDの閣僚会議あるいはサミットというものが入ってまいりますが、もちろんここでウルグアイ・ラウンドについての協議が行われることはあるかと思ひますが、何と申しましても実質的な協議はウルグアイ・ラウンドでございまして、それを促進するようになさる協議というものはあるかと思ひますが、やはりウルグアイ・ラウンドの中のアメリカ、ECの動きというものが今後注目すべきところであるし、私どもも注意し、それによって対応をしていかなければいけないというふうに考えております。

○小平委員 私、最近のアメリカあるいはECのいろいろな変化に応じて我が国の政府の方針が、従来からお米については基礎的食糧、いわゆる食糧安全保障という基本的な姿勢で対処してきたものでありますけれども、それが大方針というか、そういう基本的な姿勢というものが今後とも変わらないうち、そして今後その具体的な状況に応じて対応してもらいたい、こういうふうな思ひであります。そうしないといふ、いわゆる現場生産農家では、非常に不安定といふますか、将来に向かつての希望をなくしてしまふ、そんなおそれが大

ありますので、もちろん外交は相手があつてのこととありますけれども、そういう中でも我が国の主張すべき点はきちんと基本的なことは変へずに進めたいといふ、このように希望いたしますので、局長、重ねてそのところ、どうでしょうか。

○川合政府委員 今後のスケジュールを含めて状況のお尋ねでございましたので、それのお答えいたしました。私どももいたしましては、日本の主張する立場というものは既に従来から何度かお話し申し上げておりますし、この基本方針を踏まえて対応していくことには変わりはないと思ひます。

問題のECあるいはアメリカの輸出補助金をめぐむ問題は、日本のような輸入国の立場と全く違ふ問題でございまして、日本は日本としての立場を主張すべきであるというふうな考えております。

○小平委員 次に、脱脂粉乳とでん粉、この輸入数量制限に關して、これについて来る二十二日からワシントンで日米協議が開かれることが決まつたようでありまして、我が国はこのガット十一條に關してはウルグアイ・ラウンドの場で見直すべきであるとの主張を従来からしているところでもあります。そういう意味では、二国間で協議をし、解決に持っていくということが一番ではないか、こんなふうな思ひであります。私は、我が国の酪農、いわゆる畑作を守るためには、米国の自由化圧力に屈せず頑強に立つてほしい、このように強く願うのであります。

そういう意味において、近々始まるこの日米協議の見通しについて、いかがでしょうか、基本的なところをお伺いしたいと思ひます。

○杉浦(正)政府委員 私からお答えを申し上げます。

脱脂粉乳とでん粉に關する日米協議が二十二日から開催されることは御案内のとおりでございます。この点につきましては再三この委員会の審議を経まして、局長の方から御説明、御答弁申し上げ

げたところでございまして。

御承知のとおり、両件ともに昭和六十三年のガットのバネルにおきましてガット違反とされ、た、いわば敗訴をした事案でございまして、その内容につきましては私どもとしては承服できない基本的な問題でございまして、その後のウルグアイ・ラウンドの交渉におきましては十一條二項の解釈の明確化を提案して話を続けてまいっております。

委員御指摘のとおり、従前とも明確に主張すべきところは主張してやっております。その点につきましては今後とも明確に主張していくところは主張してやっております。

しかしながら、米國は、アメリカはウルグアイ・ラウンドにおきまして十一條二項自体の廃止を主張しておられるというのが実情でございまして。本年二月のガット理事会におきまして、双方につきましての日米の合意事項があるわけにございまして、平成二年の適当な時期に協議を行うという事項があるわけにございまして、この合意期限切れ後におけるガットとの整合のとれた措置の実施を求めて、アメリカが再協議を提案してきたところでございます。

合意事項にございまして、私どもは協議に際してはたわけてございまして、私どももいたしましてはウルグアイ・ラウンド交渉におきまして、我が国の提案につきまして関係者の理解を得るよう努力したところでございまして、日米再協議におきましてもウルグアイ・ラウンドの結果を踏まえまして対応を考へるという基本方針で、最善の努力を尽くしてまいらる所存でございまして。

○小平委員 平成三年度の畜産物価格、これらについてお伺いいたしますが、我が国のいわゆる酪農、畜産は、国民食生活のいわゆる高度化といふますか多様化による需要の増大を背景として非常に順調に発展を遂げてきていることは事実でありまして、特に農業生産額のうち、最近では酪農、畜産の割合は大体三〇%ぐらいまで占めてい

るのではないかと、我が国農業において穀物、いわゆるお米等に次いで大きな比重を占めるという基幹的な産業にまで成長を遂げてきておる。しかし、経営の中身、実態は、私、北海道の人間でありまして、本当に厳しい状況にありまして。

そういう中で、本年四月からの牛肉の輸入自由化を前にして、経産省やいわゆる牛子価格が非常に低落しており、あわせてウルグアイ・ラウンドの交渉経緯によつては全く予断を許さない、そんなふうな思ひがあるのでありますけれども、我が国の酪農家、畜産家は将来に向かって大変な不安を抱えての毎日の、特に農業の中でもこの酪農、畜産というものは非常にハードな、いわゆるヘルパー制度が必要だといふことは、なぜかといふと非常に分野であります。そういう酪農家が非常に不安を強めているのが実態だと思ひます。そういう中で、我が国の酪農畜産家が健全な発展を遂げていくためには、もちろん生産者や農業団体の自助努力は必要でありますけれども、将来に向けて政府の、国のきちんとした政策が必要だと思ひます。そういう意味においては、その責任は大であると思ひます。

そういう中で、今、今年度の加工原料乳保証価格が決まつてくるわけにございまして、これについてはどのように持っていくか、これをまずお伺いしたい。

それと、時間もありませんので続けてお伺いたしますが、近年、これにあわせて、今申し上げましたように牛子の価格が低落している、こういう中で生産農家も非常に意欲を減退してきています。そういうところで、これらについても適正な価格が設定されることが必要だと思ひます。いわゆるこれは加工原料乳保証価格のことでありまして、けれども、それとあわせて肉用牛子の保証基準価格、これについてもお伺いしたいのであります。これは肉用牛の生産条件とか経営という実態は、今申し上げたような状況で、非常に厳しいも

のがあります。そういう中で再生産の確保を図ることとはもとより、生産者が安心して生産拡大ができるような適正な価格の設定をするということ、それと、輸入牛肉に十分に対応し得る、こういう形に持っていってあげること必要であるかと思ひます。その意味において、この問題について政府のお考えをお伺いしたいと思います。

○岩崎政府委員 加工原料乳の保証価格につきましては、牛乳生産費調査の結果を踏まえまして、ぬれ子価格なりそのほか配合飼料等の生産資材の価格なり労働時間や一頭当たり搾乳量の増大等のいろいろな要素に基づきまして、現在算定作業を進めているところでございまして、今後畜産振興審議会の意見を聞いて、三月末までに適正に決定してまいりたいというふうに存じております。

また、畜産物価格でございますが、今の牛肉の自由化を控えまして、ぬれ子が下がっているというところでございまして、先ほどのことの中で言いましたように、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、畜産振興審議会の意見を聞いて三月末までに適正に決定したいと思っております。

○小平委員 局長、最後のところがよく聞き取れなかったのですが、私は前にこの話をお伺いしておりましたので、そのところは、前の委員の方の質問のことは私には関係ありません。私が質問しているのではありません。

そこで、最後のところがちょっとよく聞かえなかったのですが、もう一度。

○岩崎政府委員 肉用子牛につきましても、同様に三月末までに畜産振興審議会の審議を経まして適正に決定してまいりたいと思っております。

○小平委員 非常に抽象的な御答弁で、適正なとか、そういう経緯を経てということ、これは從來からの御答弁の繰り返しだと思ふのですけれども、要するに生産農家が来年も、農業というの是一年のサイクルで、同じ繰り返しであります。言ってみたら単調な仕事の繰り返しなわけですね。いわゆる基本的な分野の仕事であります。そ

の皆さんが安心して後継者に託してやっていける、そういう農業を開いていけるように、そのところを念頭に置いてやってもらいたい、このように強く思ふのであります。

時間ありませんから最後にもう一点、これに関連したことなんですけれども、加工原料乳の限度数量のこともお聞きしたいのであります。いわゆる生産調整を課せられていて、しかし昨年は、バター、脱脂粉乳等々不足をして緊急輸入という措置をとられました。こういうことは何を意味するかというと、やはりこの限度数量を余り厳しく、タイトに締めつけなくて、農業というものは非常に天候、いろいろな面に左右される産業であります。したがって、本年度はこの限度数量を大幅にふやすのはどうか、このことをどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○岩崎政府委員 三年度の限度数量についてですが、これからの生産がどういうふうになっていくのか、それから来年度の需要動向がどのようになるのか、またバターと脱脂粉乳の生産関係がどのように推移していくのか等々、いろいろな要素を考慮しながら現在検討しているところでございまして、これにつきましても年度末までに畜産振興審議会の意見を聞きまして、適正に決定してまいりたいと思っております。

○小平委員 終わります。

○大原委員長 この際、東力君外四名から、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による畜産物価格等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。有川清次君。

○有川委員 私は、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、畜産物価格等に関する件(案)

の趣旨を説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

畜産物価格等に関する件(案)

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、牛肉の輸入自由化が間近に迫る中で、需給の不均衡、畜産物価格の低下など一段と困難な環境にある。

よって政府は、平成三年度畜産物価格の決定に当たっては、右の環境を十分認識し、左記事項の実現に努め、消費者に対する畜産物の安定供給と畜産経営の健全な発展に万全を期すべきである。

記 努

一 加工原料乳保証価格については、昭和五十四年度以来十年余の長きにわたり生乳の計画生産を行っている現状を踏まえ、また、最近における副産物価格の低下等を考慮し、生乳の再生産が損なわれることのないように決定すること。

加工原料乳限度数量については、最近における特定乳製品の需給の動向等を踏まえ適正に決定すること。

二 豚肉・牛肉の安定価格については、再生産の確保を図ることを旨として、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。特に、牛肉の安定価格については、肉用子牛合理化目標価格を考慮することにより急激な変化が生じないよう、措置をすること。

三 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定し、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態を十分に踏まえ適正に決定すること。

また、肉用子牛生産者補給金制度への加入が促進されるようさらに指導を強化すること。

四 近く予定される粉乳・れん乳等の基幹的乳製品に関する米国との再協議に当たっては、今後とも国内供給を基本とし、現行輸入数量

制限措置を継続する方針を堅持すること。

また、本年四月からの牛肉の輸入自由化に当たっては、輸入の動向に最大の注意を払い国内の畜産業に悪影響が及ぶことのないよう、対応に遺憾なきを期すること。

五 農業の国際化に対応し、かつ、消費者のニーズに合った畜産物を供給するため、生産、流通、消費に至る各段階のコスト削減と効率化をさらに促進するとともに、安全性の確保に努めること。また、国産畜産物の需要拡大策を推進すること。

六 畜産経営の安定と発展を図る上で環境問題の重要性が増している実情にかんがみ、環境保全対策を推進すること。

また、豚のオーエスキ病に対処するため、ワクチンの早期実用化を始めとする防疫対策、清浄種豚の円滑な流通の促進対策等を推進すること。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○大原委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

東力君外四名提出の動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大原委員長 起立総員。よって、本動議のごとく決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。杉浦農林水産政務次官。

○杉浦(正)政府委員 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従い、最近の畜産をめぐる厳しい情勢を踏まえつつ、十分検討してまいる所存でございます。以上。

○大原委員長 ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の取り扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

食品流通構造改善促進法案

食品流通構造改善促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 食品の流通部門の構造改善(第三条―第十条)

第三章 食品流通構造改善促進機構(第十一―第二十一条)

第四章 食品流通審議会(第二十二―第二十五条)

第五章 罰則(第二十六―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、飲食物品(花きを含む。)のうち業事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品生産販売提携事業」とは、食品販売業者(食品の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。)又は事業協同組合、事業

協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品販売業者を直接若しくは間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(以下「食品販売事業協同組合等」という。)及び農林漁業者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者を構成員とするもの(以下「農林漁業協同組合等」という。)が、次に掲げる措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流通行程の総合的な改善を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等との間に於ける食品の安定的な取引関係の確立

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備

ロ 品質のすぐれた食品に対する一般消費者の需要に的確に対応するために必要な食品の販売に係る業務の用に供する施設の整備

でイに掲げる措置と併せて実施するもの

3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、卸売市場(付設集卸売場を含む。以下同じ。)を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの(以下「卸売市場開設者等」という。)が次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

二 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

三 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

4 この法律において「食品販売業近代化事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等が、次に掲げる措置を実施することにより食品の販売の事業の近代化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の仕入れ、調製、保管又は配送の共同化その他の食品の販売に係る業務の一部の共同化

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な施設の整備

三 第一号に掲げる措置と併せて実施する次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備

食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備

その他食品の販売に係る業務の用に供する施設の近代化を図るための措置

ロ 経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売の事業の経営の改善を図るための措置

5 この法律において「食品商業集積施設整備事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、食品商業集積施設(相当数の食品販売業者の店舗が集積する施設で、当該施設に附帯して駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもののうち、次に掲げる施設を備えたもの(これを「一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。以下同じ。))を整備する事業で、食品に係る流通機構

の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品に関する各種の情報の提供その他食品の購入及び調理に関する一般消費者の利便の増進を図るための施設

二 地域の特徴ある食品で一般消費者の食生活の多様化に資すると認められるものの展示及び販売の施設

第二章 食品の流通部門の構造改善(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

二 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項

イ 食品生産販売提携事業

ロ 卸売市場機能高度化事業

ハ 食品販売業近代化事業

ニ 食品商業集積施設整備事業

三 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

四 一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食品流通審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。(構造改善計画の認定)

- 第四条 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等は、農林漁業者又は農産物協同組合等と共同して、その行う事業（食品販売事業協同組合等又は農産物協同組合等）については、その構成員の行う事業を含む。）について食品生産販売提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 卸売市場開設者等は、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 3 食品販売事業協同組合等は、その構成員の行う食品の販売の事業について食品販売事業近代化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 4 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品商業集積施設整備事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 5 前各項の計画（以下「構造改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標
- 二 構造改善事業の内容及び実施時期
- 三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 6 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定の申請があった場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- （計画の変更等）
- 第五条 前条第一項から第四項までの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。
- 2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。）以下「認定計画」という。）に従って構造改善事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第六項の規定は、第一項の認定について準用する。
- （農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）
- 第六条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。
- 一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従つて食品生産販売提携事業を実施する食品販売業者、食品販売事業協同組合等、農林漁業者又は農産物協同組合等 当該認定計画に従つて食品生産販売提携事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金
- 二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者等であつて地方公共団体以外のもの 当該認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金
- 2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。
- 3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは、「食品流通構造改善促進法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに食品流通構造改善促進法第六条第一項」とする。
- （課税の特例）
- 第七条 第四条第三項の認定に係る認定計画に従つて食品販売事業協同組合等が新たに取得した共同利用施設及び同条第四項の認定に係る認定計画に従つて同項に規定する法人が新たに取得した食品商業集積施設については、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却をすることができる。
- （資金の確保）
- 第八条 国は、認定計画に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。
- （指導及び助言）
- 第九条 国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
- （報告の徴収）
- 第十条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。
- 第三章 食品流通構造改善促進機構
- （指定）
- 第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。
- 3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- （業務）
- 第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 認定計画に係る構造改善事業又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第三号において「特定施設整備法」という。）第六條の認定計画に係る同法第二条第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業（以下この条において「認定構造改善事業等」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定構造改善事業等について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業等に参加すること。
- 三 認定構造改善事業等を実施する者の委託を受けて、認定計画又は特定施設整備法第六條の認定計画に従つて施設の整備を行うこと。
- 四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。
- 五 認定構造改善事業等を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。
- 七 食品販売業者又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 八 食品の流通に関する情報又は資料を収集

し、及び提供すること。

九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。
十 食品の流通部門の構造改善を促進するため
に必要とされる事項について、照会及び相談
に応ずることその他の援助を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行
うこと。

(業務の委託)

第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受け
て、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決
定を除く。）の一部を金融機関に委託すること
ができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、
前項の規定による委託を受け、当該業務を行う
ことができる。

(業務規程の認可)

第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務
（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、
当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する
規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林
水産大臣の認可を受けなければならない。これ
を変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程
が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当
となつたと認めるときは、その業務規程を変更
すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令
で定める。

(事業計画等)

第十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で
定めるところにより、事業計画及び収支予算を
作成し、農林水産大臣の認可を受けなければな
らない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

2 機構は、農林水産省令で定めるところによ
り、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照
表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水
産大臣に提出し、その承認を受けなければなら
ない。

(区分経理)

第十六条 機構は、債務保証業務を行う場合に
は、債務保証業務に係る経理とその他の業務に
係る経理とを区分して整理しなければならない
い。

(農林水産省令への委任)

第十七条 前二条に定めるもののほか、機構が債
務保証業務を行う場合における機構の財務及び
会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定め
る。

(報告及び検査)

第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げ
る業務の適正な運営を確保するために必要な限
度において、機構に対し、当該業務若しくは資
産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職
員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若
しくは帳簿、書類その他の物件を検査させるこ
とができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示し
なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(改善命令)

第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げ
る業務の運営に關し改善が必要であると認める
ときは、機構に対し、その改善に必要な措置を
とるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のい
ずれかに該当するときは、第十一条第一項の指
定（以下この条において「指定」という。）を取り
消すことができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実
に実施することができないと認められると
き。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若
しくは処分違反したとき。

四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取
り消したときは、その旨を官報で公示しなけれ
ばならない。

(協議)

第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あ
らかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない
い。

一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十
五条第一項の認可をしようとするとき。

二 第十五条第二項の承認をしようとするこ
と。

三 第十七条の農林水産省令を定めようとする
とき。

第四章 食品流通審議会

（設置）
第二十二条 農林水産省に、食品流通審議会（以
下「審議会」という。）を置く。

（権限）
第二十三条 審議会は、この法律及び卸売市場法
（昭和四十六年法律第三十五号）その他の法令の
規定によりその権限に属せられた事項を処理
するほか、農林水産大臣の諮問に応じ、食品の
流通に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し農林水
産大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十四条 審議会は、委員十五人以内で組織す
る。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学
識経験のある者のうちから農林水産大臣が任命
する。

3 委員は、非常勤とする。

(委任規定)

第二十五条 前三条に定めるもののほか、審議会
の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定
める。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十
万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の規定による報告をせず、
若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十七条 第十条の規定による報告をせず、又
は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に
処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又
は人の業務に關し前二条の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対
しても、各本条の刑を科する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（罰則に關する経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（卸売市場法の一部改正）
第三条 卸売市場法の一部を次のように改正す
る。

目次中「卸売市場審議会及び」を削る。

第四条第三項中「卸売市場審議会を」「食品流
通審議会」に、「きかなければ」を「聴かなけれ
ば」に改める。

第五条第三項及び第七條第二項中「卸売市場
審議会」を「食品流通審議会」に、「きく」を「聴
く」に改める。

第十二条中「卸売市場審議会」を「食品流通審
議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五節 都道府県卸売市場審議会

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第六項中「第十八条の二第一項」の下に、「食品流通構造改善促進法(平成三年法律第 号)第六條第一項」を加える。

第五百八十六條第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 事業協同組合その他の政令で定める者が食品流通構造改善促進法第四條第三項又は第四項の規定による認定を受けた同条第五項に規定する構造改善計画に従つて実施する構造改善事業又は当該構造改善事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

附則第十五条に次の一項を加える。

31 事業協同組合、農業協同組合その他の政令で定める法人が食品流通構造改善促進法第四條第一項又は第二項の規定による認定を受けた同条第五項に規定する構造改善計画に基づき、同法の施行の日から平成五年三月三十一日までの間に取得した機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二又は第三百四十九條の三第四項の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十二條の三の二中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

16 食品流通構造改善促進法第四條第四項の規定による認定を受けた同項の計画に従つて整備される同法第二條第五項に規定する食品商業集積施設のうち政令で定める施設に係る事業所用家屋の新築又は増築で同法第五條第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は

増築が平成五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一條の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る)の規定の適用を受けるものを除く)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一條の四十一第八項の規定を準用する。

理由

食品の流通をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定及び構造改善計画の認定について定めるとともに、構造改善事業を実施する食品販売業者等に対し農林漁業金融公庫からの資金の貸付けその他の措置を講ずるほか、食品流通構造改善促進機構の指定、食品流通審議会の設置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

競馬法の一部改正

第一章 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 中央競馬(第二条―第十八条の二)

第三章 地方競馬(第十九条―第二十三条の三十)

第四章 雑則(第二十四条―第二十九条)

第五章 罰則(第三十条―第三十四条)

附則

第二条及び第三条を次のように改める。

(競馬の開催)

第三条 中央競馬は、次に掲げる事項につき農林水産省令で定める範囲を超え、又は農林水産省令で定める日取りに反して、開催してはならない。

一 年間開催回数

二 競馬場当たりの年間開催回数

三 一回の開催日数

四 一日の競走回数

第四条及び第六條中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十一条中「払戻金」の下に「又は次條第四項の規定による返還金」を加え、「一年間これを」を「六十日間」に改める。

第十二條第五項を削る。

第十三條第一項中「日本中央競馬会」を「農林水産省令の定めるところにより、日本中央競馬会」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができ、

第十六條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同條に次の一項を加える。

2 日本中央競馬会は、競馬の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による免許を取り消すことができる。

第十七條中「前四條を」「第十三條から前條まで」に、「五千円以下の登録料及び五百円以下の」を「実費を勘案して農林水産省令で定める登録料及び」に改める。

第十八條第一項中「一万円を」を「三百万円に改める。

第二十條第一項中「左の各号に」を「次に、

「省令」を「農林水産省令」に、「これを」を「超え」に改め、同項に次の一号を加える。

三 一日の競走回数

第二十一條中「、都道府県にあつてはその区域内の市町村に、指定市町村にあつてはその区域を包括する都道府県」を「他の都道府県又は市町村」に改める。

第二十二條中「、第十六條及び第十七條を」及び第十六條から第十八條まで」に、「及び第十二條第四項を」「第十三條第四項及び第十八條第一項に」「第十三條第一項及び第十四條を」「第十三條、第十四條、第十六條及び第十七條」に改め、「、第十六條中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「調教師又は騎手」とあるのは「騎手」と、第十七條中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」とを削る。

第二十三條の二中「省令」を「農林水産省令」に、「左の各号に」を「次に」に改める。

第二十三條の十一に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

第二十三條の十二第一項中「、副会長を削り、同條第二項中「理事」を「副会長及び理事」に改め、同條第三項中「役員」の任期は、三年を「会長及び副会長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年」に改める。

第二十三條の十三中「左の」を「次の」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた日から三年を経過しない者

第二十三條の十三中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第二十三條の十四第三項中「理事」を「役員」に、「農林水産大臣」を「あらかじめ、農林水産大臣」に改める。

第二十三條の二十一第三項中「第二十三條の十二第三項及び第四項並びに」を「第二十三條の十二第四項及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十三條の二十二第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次に掲げる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号及び第三号中「騎手」を「調教師及び騎手」に改め、同項第四号及び第六号から第八号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三條の二十三第二項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「騎手」を「調教師及び騎手」に改め、同項第四号中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十三條の二十六の見出しを「財務諸表」に改め、同条第一項中「事業報告書」を削り、「を作成して当該事業年度終了後二月」を「（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月」に改め、同条に次の二項を加える。

二 協会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を加え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

三 協会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第二十三條の二十七第一項中「第二十三條の

二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」を「次に掲げる」に、「運用し又は」を「運用し、又は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二十三條の二十二第一項第五号に掲げる業務その他畜産の振興に資するため必要な業務

二 第二十三條の二十二第一項第六号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第二十三條の二十七第二項中「第二十三條の二十二第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第二十三條の二十八（見出しを含む。）中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十八條の見出し中「購入」を「購入等」に改め、同条中「買うことができない」を「購入し、又は譲り受けてはならない」に改める。

第二十九條中「左の」を「次の」に、「買うことができない」を「購入し、又は譲り受けてはならない」に改め、同条第三号中「又は受託市町村職員」を「受託市町村職員又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合の職員」に改め、同条第五号中「調教師の下に（競走馬の飼養を行う者を含む。以下同じ。）」を加え、「馬丁」を「競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改め、同条第六号中「騎手及び馬丁」を「調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者」に改める。

第三十條中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、若しくは五十万円を」を「又は五十万円」に改め、同条第三号中「利を圖つた」を「財産上の利益を圖つた」に改める。

第三十一條中「左の」を「次の」に改め、「これを削り、若しくは三十万円を」を「又は三十万円」に改め、同条第三号中「又は」を「又は」に改める。

第三十二條の二中「馬丁」を「競走馬の飼養若しくは調教を補助する者」に、「賭ろ」を「わい」に改める。

第三十二條の三中「賭ろ」を「わい」に改める。

第三十二條の四中「賭ろ」を「わい」に改める。

第三十二條の五中「二十万円を」を「二十万円」に改める。

第三十二條の六及び第三十二條の七中「十万円を」を「十万円」に改める。

第三十二條の八中「三十万円を」を「三十万円」に改める。

第三十二條の九中「左の」を「次の」に、「三十万円を」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十二條の十中「十万円を」を「十万円」に改め

別表（第二十三條の二関係）

別表（第二十三條の二関係）

第三十三條中「左の」を「次の」に、「これを十万円を」を「十万円」に改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 第二十八條又は第二十九條の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六條中「旧競馬法」を「競馬法（大正十二年法律第四十七号）」に改め、「地方競馬法」の下に「昭和二十一年法律第五十七号」を加える。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、第七條の次に次の一号を加える。

七の二 審査会に関する規定
第七條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 特別振興資金に関する規定
第九條中「八人」を「十人」に改める。

第十條に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林水産大臣に意見を提出することができる。

第十一條第一項中、「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十二條第一項中、「副理事長」を「及び副理事長の任期は三年以内において」に、「三年以内において」を「二年以内においてそれぞれ」に改める。

第十三條中「左の」を「次の」に改め、第二号から第四号までを次のように改める。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 政府又は地方公共団体の職員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む、非常勤の者を除く。)

第十三條第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十八條第三項中「第十二條を」を「第十二條第二項及び第三項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 運営審議会の委員の任期は、二年以内において定款で定める。
第十八條に次の一項を加える。

5 前条及び前各項に規定するもののほか、運営審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第十八條の次に次の二條を加える。
(審査会)

第十八條の二 競馬会に、審査会を置く。

2 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

一 馬主の登録及びその抹消

二 調教師及び騎手の免許並びにその取消し

三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てに対する決定

第十八條の三 審査会は、委員七人で組織する。

2 審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 第十二條第二項及び第三項並びに第十八條第三項の規定は、審査会の委員について準用する。

4 前条及び前三項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二十條第二項中「の外、左の」を「のほか、次に掲げる」に改め、同項第三号中「含む」の下に「次項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な業務であつて農林水産省令で定めるものを行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

4 競馬会は、第一項及び第二項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受け、次に掲げる事業(第三十六條第一項において「畜産振興事業等」という。)であつて農林水産省令で定めるものについて助成することと業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務(これに附帯する業務を含む。)を行うことができる。

一 畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業

二 農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜産業に關する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資するものと認められるもの

第二十條の次に次の一條を加える。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十條の二 競馬会が前条第四項に規定する業務として交付する交付金については、競馬会を国とみなし、当該交付金を国が国以外の者に対して交付する補助金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(第二十三條の規定及びこれに係る罰則を除き、その他の罰則を含む。)を準用する。この場合において、同法(第二條第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「日本中央競馬会」と、「各省各庁の長」とあるのは「日本中央競馬会の理事長」と読み替へるものとする。

第二十一條第一項及び第二十三條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十五條中「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第二十七條第一項中「第十二條第五項」を「第十二條第四項」に改める。

第二十九條の次に次の一條を加える。
(特別振興資金)
第二十九條の二 競馬会は、第二十三條第三項及び第四項に規定する業務に關して、特別振興資金を設けるものとする。

2 競馬会は、特別振興資金に係る経理については、一般の経理と区分して整理しなければならない。

3 競馬会は、前条第一項の剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、その剰余の額に事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を特別振興資金に充てることができる。

4 特別振興資金の運用によつて生じた利子その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入は、前条第一項の規定にかかわらず、特別振興資金に充てられるものとする。

5 特別振興資金は、第二十五條の規定により運用する場合のほか、政令で定めるところにより、第二十條第三項及び第四項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。

第三十條の見出しを「(財務諸表)」に改め、同条中「の収支決算書」を削り、「並びにこれらに關する説明書」を「(以下この条において「財務諸表」という。)」に、「(経過後二月)」を「(終了後三月)」に改め、「提出し」の下に「その承認を受け」を加え、同条に次の二項を加える。

2 競馬会は、前項の規定により財務諸表を農林水産大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を付けなければならない。

3 競馬会は、第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を各事務所に備えて置かなければならない。

第三十三條第一項中「農林水産大臣は、競馬

会のを農林水産大臣又は理事長は、それぞれ

その任命に係るに、「これ」を「その役員」に改

め、同条第二項中「農林水産大臣は、競馬会の

役員が左のを農林水産大臣又は理事長は、そ

れぞれその任命に係る役員が次のに、「これ」

を「その役員」に改め、同項第一号中「この法律

に基くを競馬法若しくはこれらの法律に基づ

く」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第

三号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中

「前項」を「第二項」に改め、「運営審議会」の下

に「及び審査会」を加え、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 理事長は、前項の規定により役員を解任し

ようとするときは、あらかじめ、農林水産大

臣の認可を受けなければならない。

第三十六條の見出し中「畜産振興費等」を

「畜産振興事業等に必要な経費等」に改め、同条

第一項中「酪農及び肉用牛生産の振興に関する

法律（昭和二十九年法律第八十二号）第二十四

条の四第一項の国の補助のための経費、馬の伝

染性貧血症の試験研究施設に要する経費その他

き。

第四十一條中「二万円」を「十万円」に改める。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条中競馬法別表の改正

規定は平成三年十月一日から、同法第十一條及

び第十二條の改正規定は平成四年四月一日から

施行する。

2 第二条中日本中央競馬会法第三十六條第一項

の改正規定は、平成三年度の予算から適用す

る。

（特別給付金の交付等）

第二条 日本中央競馬会は、第二条の規定による

改正後の日本中央競馬会法（以下「新中央競馬会

法」という。）第二十條に規定する業務のほか、

当分の間、農林水産省令で定めるところにより、

農林水産大臣の認可を受けて、単勝式及び

複勝式の勝馬投票法の勝馬投票の的中者に対し

て、当該競争に対する当該勝馬投票法に於ける勝

馬投票券の売得金（勝馬投票券の発売金額から

第二十九條の二中「第二十三條第三項及び第四項」

とあるのは「競馬法及び日本中央競馬会法の一

部を改正する法律（平成三年法律第 号。

以下「改正法」という。）附則第二條第一項」と、

「特別振興資金」とあるのは「特別給付資金」と、

附則第十一條中「新中央競馬会法第二十九條の

二第一項の特別振興資金」とあるのは「改正法附

則第二條第四項において読み替えて準用する新

中央競馬会法第二十九條の二第一項の特別給付

資金」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行

われる場合には、新中央競馬会法第七條第一項

第十号の二中「に關する」とあるのは「及び特別

給付資金に關する」と、新中央競馬会法第四十

條第三号中「業務以外」とあるのは「業務又は改

正法附則第二條第一項に規定する業務以外」と

と、同条第四号中「第二十九條の二第五項」とあ

るのは「第二十九條の二第五項（改正法附則第二

條第四項において準用する場合を含む。）」と、

「を運用し」とあるのは「又は特別給付資金を運

用し」とする。

第三條 都道府県又は指定市町村は、当分の間、

月三十一日以前に生じたものの時効期間につい

ては、附則第二條第三項及び前條第二項におい

て準用する附則第二條第三項の規定にかかわら

ず、一年間とする。

（消滅時効の期間に關する経過措置）

第五條 勝馬投票券についての払戻金又は返還金

の債権であつて平成四年三月三十一日以前に生

じたものの時効期間については、なお従前の例

による。

（地方競馬の騎手の免許に關する経過措置）

第六條 この法律の施行の際現に第一條の規定に

よる改正前の競馬法（以下「旧競馬法」という。）

第二十二條において準用する旧競馬法第十六條

の規定に基づき免許を受けている騎手は、農林

水産省令で定めるところにより、新競馬法第二

十二條において準用する新競馬法第十六條第一

項の規定に基づき免許を受けた調教師又は騎手

とみなす。

（地方競馬全国協会の副会長の任命に關する経

過措置）

第七條 この法律の施行の際現に地方競馬全国協

会の副会長である者は、その際新競馬法第二十

四

(日本中央競馬会の役員の任期に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に日本中央競馬会の副理事長、理事又は監事である者の任期は、新中央競馬会法第十二条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際における第二条の規定による改正前の日本中央競馬会法第十二条第一項の規定によるその者の日本中央競馬会の副理事長、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

(平成三事業年度における特別振興資金への充当)

第十一条 日本中央競馬会は、平成三事業年度において、新中央競馬会法第二十九条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による特別積立金のうち平成二事業年度における積立てに係る額を超えない範囲内で政令で定める額に相当する金額を新中央競馬会法第二十九条の二第一項の特別振興資金に充てることができる。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における競馬をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、競馬の健全な発展を図り、かつ、畜産の振興に資するため、競馬の公正の確保のための体制の整備を図るとともに、日本中央競馬会に特別振興資金を設けて競馬の健全な発展を図るための業務及び畜産の振興に資するための業務を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。